

一般社団法人 国立大学協会

ANNUAL

The Japan Association of National Universities

REPORT

令和6年度

はじめに

本冊子は、国立大学協会の2024年度1年間の活動を取りまとめたものです。

「知の拠点」たる国立大学は、教育、研究、そして社会貢献を基本的な使命として、日本の発展に寄与してきましたが、わが国全体の「知の総和」を維持し向上させることが求められる中、国立大学の役割はますます重要になっています。

しかし、状況は厳しさを増しています。2024年6月、国立大学協会声明～我が国の輝ける未来のために～を公表いたしました。そこでは「もう限界です」という強いメッセージを発信し、国立大学が直面する財政危機を訴えました。

また、2025年3月、「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」を公表しました。この「将来像」は、急速な少子化と人口減少が進行する2040年の社会を念頭に、これまでとは異なる新しい理念と価値観の下で、国立大学がわが国及び世界をリードし、人類の輝ける未来の構築に主導的にかかわることを決意して、国立大学の「覚悟」を示しています。

こうした声明や将来像の実現に向け、国立大学協会は、今後も国立大学の存在意義や活動等について広く社会に発信していきます。ご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。

一般社団法人 国立大学協会

専務理事 林 佳世子

目 次

I 令和6年度事業報告	4
【会議の開催】	
(1) 総会	
(2) 理事会、常任理事会及び政策会議	
(3) 各委員会等	
(4) その他の会議等	
【その他の活動】	
(5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等	
(6) 広報活動	
(7) 研修事業等の実施	
(8) その他の活動	
II 各種会議等議事録、議事概要	12
(1) 総会	
(2) 理事会	
(3) 各委員会等	
入試委員会	
教育・研究委員会	
大学評価委員会	
国際交流委員会	
経営委員会	
広報委員会	
事業実施委員会	
国立大学法人総合損害保険運営委員会	
政策研究所運営委員会	
III 意見、提言、要望書等	125

IV 令和6年度 国立大学協会概要 170

- (1) 国立大学協会組織図
- (2) 会員及び学長一覧
- (3) 役員、委員会委員等名簿

I 令和6年度事業報告

【会議の開催】

(1) 総会

令和 6年 6月12日	第1回
令和 6年 9月 4日— 9月11日	書面審議
令和 6年11月 8日	第2回
令和 7年 1月22日	第3回
令和 7年 3月 5日	第4回

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

①理事会

令和 6年 4月 1日	書面審議
令和 6年 4月23日	第1回
令和 6年 5月20日	第2回
令和 6年 7月 3日	第3回
令和 6年 8月21日— 8月27日	書面審議
令和 6年10月11日	第4回
令和 6年12月11日	第5回
令和 6年12月23日— 12月27日	書面審議
令和 7年 2月14日	第6回

②常任理事会

なし

③政策会議

令和 6年 4月23日	第1回
令和 6年 5月20日	第2回
令和 6年 7月 3日	第3回
令和 6年10月11日	第4回
令和 6年12月11日	第5回
令和 7年 2月14日	第6回

(3) 各委員会等

①入試委員会

令和 6年 5月 8日	第1回
令和 6年 6月14日— 6月21日	書面審議
令和 7年 1月20日— 1月23日	書面審議
令和 7年 3月10日	第2回

②教育・研究委員会

令和 6年 4月11日－ 4月19日	書面審議
令和 6年 4月25日－ 5月 9日	男女共同参画小委員会 書面審議
令和 6年10月 7日－10月16日	書面審議
令和 6年12月 5日	男女共同参画小委員会（第1回）
令和 6年12月16日－12月25日	研究小委員会 書面審議
令和 6年12月18日－12月25日	教育・学生小委員会 書面審議
令和 7年 1月10日	第1回
令和 7年 1月10日－ 1月23日	書面審議

③大学評価委員会

令和 6年 9月 9日	第1回
令和 6年12月11日－12月25日	書面審議

④国際交流委員会

令和 6年 4月30日	第1回
令和 6年 5月 7日－ 5月13日	書面審議
令和 6年 6月13日－ 6月19日	書面審議
令和 6年 8月 7日－ 8月19日	書面審議
令和 6年 9月 2日	第2回
令和 6年 9月20日－ 9月26日	書面審議
令和 7年 1月10日	第3回

⑤経営委員会

令和 6年 4月 9日－ 4月15日	書面審議
令和 6年 7月24日－ 7月31日	人事労務小委員会 書面審議、 病院経営小委員会 書面審議
令和 6年 8月20日	病院経営小委員会（第1回）
令和 6年10月 1日－10月 7日	書面審議
令和 6年11月25日－11月29日	人事労務小委員会 書面審議
令和 7年 1月17日	病院経営小委員会（第2回）
令和 7年 2月 7日	経営委員会（第1回）、人事労務小委員会 （第1回）、財務・施設小委員会（第1回） 合同開催

⑥広報委員会

令和 6年 4月 8日－ 4月12日	書面審議
令和 6年 5月14日－ 5月21日	書面審議
令和 6年 6月26日	第1回
令和 6年 8月29日－ 9月 5日	書面審議
令和 6年10月28日	第2回
令和 6年12月20日－12月26日	書面審議
令和 7年 1月23日－ 1月31日	書面審議

令和 7年 2月13日－ 2月26日 書面審議
令和 7年 3月 3日 第3回

⑦事業実施委員会

令和 6年 6月 6日 ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ
(UDWS) ファシリテーター会議 (第1回)
令和 6年10月 1日－10月 4日 書面審議
令和 7年 1月15日 第1回
令和 7年 3月 4日 研修企画小委員会 (第1回)
令和 7年 3月 4日 ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ
(UDWS) ファシリテーター会議 (第2回)

⑧国立大学法人総合損害保険運営委員会

令和 6年 9月30日 第1回
令和 6年 9月30日 書面審議

⑨適格性審査会

令和 6年 5月23日－ 5月27日 書面審議
令和 6年11月 6日－11月11日 書面審議
令和 6年12月24日 第1回
令和 7年 1月20日－ 1月23日 書面審議
令和 7年 2月19日－ 2月21日 書面審議

⑩政策研究所

令和 6年 6月 5日 政策研究所 研究会 (第1回)
令和 6年 2月12日 政策研究所運営委員会 (第1回)

**⑪地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス
制度改革ワーキンググループ**

令和 6年 5月15日 第18回

⑫第4期中期目標期間における運営費交付金検討ワーキンググループ

令和 6年 6月13日 運営費交付金に係る評価検討部会 (第1回)

⑬わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ

令和 6年 4月19日 第7回
令和 6年 5月17日 第8回
令和 6年 6月21日 第9回
令和 6年 7月 3日 第10回
令和 6年 7月22日 第11回
令和 6年 8月26日 第12回
令和 6年 9月24日 第13回
令和 6年11月12日 第14回

令和 6年12月25日	第15回
令和 7年 1月24日	第16回
令和 7年 2月 7日	第17回

(4) その他の会議等

令和 6年10月11日 論説委員等との懇談会

【その他の活動】

(5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

※各資料は「Ⅲ 意見、提言、要望書等」のページに掲載

令和 6年 6月 7日	国立大学協会声明—我が国の輝ける未来のために—〔別添1〕
令和 6年 8月23日	予算・税制改正の要望書提出〔別添2〕 (国公立大学振興議員連盟執行部・加盟議員等、 文部科学大臣・文部科学省幹部)
令和 6年 8月23日	武見厚生労働大臣と意見交換(全国医学部長病 院長会議)
令和 6年 8月27日	国公立大学振興議員連盟総会(第28回) 令和七年度予算における国公立大学法人関係予 算の拡充等に関する決議〔別添3〕 (今枝文部科学副大臣)
令和 6年10月22日	予算・税制改正の要望書提出(公明党文部科学 部会長)
令和 6年12月17日	国公立大学振興議員連盟総会(第29回) 令和七年度予算における国公立大学法人関係予 算の拡充等に関する決議〔別添4〕 (武部文部科学副大臣)
令和 7年 1月 7日	福岡厚生労働大臣と意見交換(全国医学部長病 院長会議、日本医師会)
令和 7年 3月31日	わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像 (公表)〔別添5〕

(6) 広報活動

- ・国立大学協会 概要'24(会員名簿)
- ・国立大学協会 2024(三つ折りリーフレット/和文・英文)
- ・広報誌(国立大学)の刊行(第72号~74号、別冊第22号)
- ・ホームページの掲載内容の随時更新(一般向け、会員向け)
- ・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

(7) 研修事業等の実施

令和 6年 6月 3日	国立大学法人等担当理事連絡会議
令和 6年 7月25日-26日	国立大学法人等部課長級研修
令和 6年 7月30日	「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負

令和 6年 8月30日	担軽減」に係るセミナー
令和 6年11月15日	国立大学法人トップセミナー
令和 6年 9月12日ー14日	国立大学法人等担当理事連絡会議 ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS)
令和 6年11月26日	国立大学法人等広報担当者勉強会
令和 6年12月 3日ー4日	国立大学法人等若手職員勉強会
令和 7年 2月12日	国立大学法人新任学長(就任予定者)セミナー
令和 7年 3月17日	新規理事・事務局長就任予定者研修会

• 大学改革シンポジウム

令和 7年 1月16日	第23回大学改革シンポジウム (博士人材の活躍の促進)
-------------	--------------------------------

• 大学改革シンポジウム(地方開催)

令和 6年 5月18日、12月22日	滋賀医科大学開学50周年記念市民公開講座 「滋賀医大おうみ巡回講演会～これまでの50年、 これからの50年～」 (滋賀医科大学)
令和 6年 6月 2日	さいたまの未来社会を創造する ～地域と大学で考える超高齢社会～ (埼玉大学)
令和 6年 9月28日	高知大学創立75周年 研究シンポジウム 「未来研究ミュージアム～冒険の扉をひらこう」 (高知大学)
令和 6年11月16日	持続可能な地域に資する政策デザインの実践 ～新しい社会のかたち～ (九州大学)

• レジリエント社会・地域共創シンポジウム

令和 6年 7月21日、令和7年1月25日	令和6年能登半島地震調査・支援活動報告会 (金沢大学)
令和 6年10月26日、令和7年1月26日	地域から復興の経験を学ぶー防災／復興姉妹集落 構築に向けて (岩手大学地域防災研究センター)
令和 6年11月 9日	日本一の原子力立地 福井県における防災危機管 理XII 「能登地震と原子力防災：行政・民間・大 学の協働」 (福井大学)
令和 6年11月23日	災害治療学シンポジウム in 千葉2024 (千葉大学)
令和 6年12月 6日	能登半島地震から学ぶインフラ対策と被災者支援 ～令和元年東日本台風から5年を経た栃木につなげる～

令和 6年12月 7日	(宇都宮大学) 「東北地方日本海側の災害リスクと防災・減災 ～令和6年能登半島地震の経験を秋田県でどう活かすか～」 (秋田大学)
令和 6年12月 7日	火山大噴火と地震に備える～災害を知り、地域防 災力を高める～ (鹿児島大学)
令和 6年12月 9日	2024年度 香川大学危機管理シンポジウム 考えよう！あなたの暮らしのリダンダンシー ～明日はわが身。ライフラインの備えについて一 緒に考えてみませんか！～ (香川大学)
令和 6年12月21日	地域社会と共に創る防災学習とまちづくり ーレジリエント社会の実現を目指してー (愛知教育大学)
令和 7年 1月11日	防災人材交流シンポジウム『つなぎ舎』 (名古屋大学)
令和 7年 1月11日	阪神・淡路大震災30年シンポジウム (神戸大学)
令和 7年 1月13日	災害時の避難所DX推進に向けて～デジタル技術 によっていのちとみらいを守る避難所づくりを考 える (大分大学)
令和 7年 1月29日	第3回愛媛大学大学院地域レジリエンス学環シン ポジウム 人口減少社会でもいきいきと輝く地域 社会の条件とは～四国・愛媛から発信する『縮充 型地域社会』の実現に向けて～ (愛媛大学)

・国際交流事業

令和 6年11月22日	カナダ大学協会 (Universities Canada) との協 定書受渡式
令和 6年11月22日	ドイツ大学学長会議 (HRK) 国大協来訪・意見交換
令和 6年11月28日	国大協及びオーストラリア大学協 (Universities Australia) 共催「日豪研究協力フォーラム」

(8) その他の活動

①関係団体等の諸会合への参加

【就職関係】

令和 6年 4月23日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会 (第8回)
令和 6年 5月29日	就職問題懇談会 (第1回)
令和 6年 7月17日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会幹事会 (第7回)
令和 6年 7月29日	就職問題懇談会 (第2回)
令和 6年10月18日	採用と大学教育の未来に関する産学協議会 採用・インターンシップ分科会 (第1回)

- 令和 6年11月15日 博士人材に関する産学協議会合（第1回）
- 令和 6年11月25日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 採用・インターンシップ分科会（第2回）
- 令和 6年11月25日 就職問題懇談会（第3回）
- 令和 7年 1月17日 博士人材に関する産学協議会合（第2回）
- 令和 7年 2月19日 博士人材に関する産学協議会合（第3回）
- 令和 7年 2月27日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 採用・インターンシップ分科会（第3回）
- 令和 7年 3月10日－ 3月21日 就職問題懇談会（第4回）（メール審議）
- 令和 7年 3月26日 就職問題懇談会（第5回）

【研究インテグリティ関係】

- 令和 7年 3月12日 「研究セキュリティシンポジウム～研究の自由、透明性、開放性と研究セキュリティの両立のために～」(科学技術振興機構)

【国際関係】

・ JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

- 令和 6年 5月 9日 日韓学長会議
「Korea-Japan University Presidents' Forum」
- 令和 7年 1月15日 国公立大学団体国際交流担当委員長協議会
(JACUIE) (第20回)

・ IAU（国際大学協会）関係

- 令和 6年11月22日－11月24日 IAU 2024 International Conference

・ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

- 令和 6年 3月22日－ 4月 5日 令和5年度第2回UMAP日本国内委員会（書面審議）
- 令和 6年10月25日 UMAP国際理事会
- 令和 6年12月19日－12月24日 令和6年度第1回UMAP日本国内委員会（書面審議）
- 令和 7年 3月17日－ 3月31日 令和6年度第2回UMAP日本国内委員会（書面審議）

【著作権関係】

- 令和 6年 6月18日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（第1回）

【その他】

- 令和 6年 4月22日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第2回）
- 令和 6年 5月24日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第3回）
- 令和 6年 6月17日 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第4回）
- 令和 6年10月 9日 Sweden- Japan Days at OIST（日本・沖縄）
- 令和 6年10月13日 2024 International Forum on Higher Education(中国・北京)
- 令和 6年12月 3日 男女共同参画推進連携会議 全体会議

②報告書等の刊行等

- ・2023年度国立大学法人基礎資料集
- ・国立大学協会 概要'24（会員名簿）

- ・国立大学協会 2024（三つ折りリーフレット/和文・英文）
- ・国大協広報誌「国立大学」第72～74号
- ・国大協広報誌「国立大学」別冊『データで見る国立大学』
- ・政策研究所レター第1～3号
- ・国立大学法人職員必携（令和6年版）
- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書

③要望書等の受理

- 令和 6年 6月12日 「公正な入学者選抜」の実施について（依頼）
- 令和 6年 7月23日 産業教育の振興に関する要望書
- 令和 6年 7月23日 専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書
- 令和 6年 9月30日 家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大等についての要望書
- 令和 6年10月30日 第66回全国産業教育振興大会（栃木大会）における大会決議について
- 令和 7年 2月13日 令和6年度国立大学法人夜間教育実施大学学部長・第二部主事会議要望書及び議事録

④外国からの訪問者（団体）対応

- 令和 6年 5月13日 全南大学（全国国・公立大学校総長協議会）来訪
- 令和 6年 5月13日 King Abdullah Univeristy of Science and Technology来訪

Ⅱ 各種会議等議事録、議事概要

(1) 総会	13
(2) 理事会	54
(3) 各委員会等 (各委員会に置く小委員会等の議事概要を除く。)	
入試委員会	107
教育・研究委員会	110
大学評価委員会	111
国際交流委員会	112
経営委員会	116
広報委員会	118
事業実施委員会	122
国立大学法人総合損害保険運営委員会	123
政策研究所運営委員会	124

一般社団法人国立大学協会
令和6年度第1回通常総会（令和6年6月）議事録

日 時 令和6年6月12日（水） 15：16～17：01
場 所 学士会館2階 210室
出席者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員82名のところ、78名の出席及び2名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、益副会長及び佐々木副会長の3名を選出した。
- 4月1日付で新たに副会長となった益副会長について紹介があり、一言挨拶があった。
- 前回総会以降に就任した各学長等の紹介があり、それぞれの方から挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

(1) 兒玉 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・本日は、5月8日開催の第1回入試委員会の内容のうち、2「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）」及び4「入学者選抜における試験種の募集人員の割

合について」ご説明する。

- 2の2026年度実施要領（案）については、事前に各大学へ意見照会のうえ作成した実施要領（案）について審議を行い、案をとりまとめた。後ほど協議事項においてご審議をお願いする。
- 次に、4について、筑波技術大学から、試験種ごとの募集人員の割合について協議の申し出があった。内容としては委員会報告に記載のとおりだが、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、学校推薦型選抜の募集人員と総合型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲とするよう定めており、これに抵触する場合には、入試委員会の活動計画において入試委員会が個別に対応することとしている。今回、筑波技術大学の学校推薦型選抜・総合型選抜の募集人員が合わせて5割を超えることについて、入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格が障害を有する者に限定されており、筆記試験等による選抜の困難さや受験者の数が極めて少数である等の特殊事情を持つことに鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。

(2) 益 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 教育・研究委員会で実施している各種調査については、1に記載のとおり、障害のある学生に対する教育及び就職支援の状況に関するアンケートを本年4、5月で実施し、現在集計中である。

また、2に記載のとおり、男女共同参画小委員会において、定例の「男女共同参画の推進状況に関する追跡調査」の準備を進めているところである。度々の調査へのご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きご協力の程よろしく願います。

- 続いて、就職・採用活動関係の動きについてご報告する。

就職問題懇談会では、資料3-2-1のとおり4月16日付で「令和7年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を取りまとめ、各大学へ周知するとともに、企業等への要請を行っている。各大学におかれては引き続きご対応をお願いする。

また、5月29日に、令和6年度として第1回就職問題懇談会が開催された。

今年度初回の開催であるので、当日は、令和6年度の体制や進め方等を確認するとともに、就職・採用活動日程の在り方について、学業への影響を含め、今年度検討が必要な事項について意見交換を行ったところである。

なお、就職問題懇談会は、昨年度3月31日までは、国大協からは、前東北大学長の犬野先生が出席していたが、4月からは私が出席している。

新しい座長には慶應義塾大学の伊藤公平塾長が選任され、私が副座長を務めることとなったのであわせてご報告する。

現在、就職状況について、6月1日に採用選考活動解禁としながらも、解禁日には7～8割も内定が決まっていたというような問題について、どう考えるかというアンケートを行っているところである。

(3) 湊 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・4月30日に国際交流委員会を開催したので、報告する。

昨年度から検討を続けていた新たな国立大学のグローバル計画の原案について、委員会で審議し、承認された。資料3-3-1をご覧ください。

名称を「国立大学グローバル化アクションプランー国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するためにー (National Universities Global Leadership Action Plan)」略称を、NUGLAP (ニューグループ) とし、国立大学の新しいグローバル化のビジョンを掲げ、2033年までに国立大学全体でグローバル化のビジョンを実現するための戦略と具体的取組・指標を策定した。

本アクションプランでは7つポイントがある。

- ①学長のリーダーシップのもと、全構成員が当事者意識をもってグローバル化に取り組む必要があること
 - ②多文化共生社会の実現
 - ③教育・研究の面両方から取り組むこと
 - ④学生、教職員及び施設、設備を含めたキャンパス全体のグローバル化
 - ⑤学部生、大学院生 (若手研究者)、研究者の各段階に応じたアプローチ
 - ⑥メルクマールとしての数値指標
 - ⑦グッドプラクティスによる取組の横展開
- である。

各国立大学がグローバル戦略を策定し実施するにあたり、それぞれの特性に応じた制度構築や独自の具体的取組に活かすために、項目ごとに国立大学の更なるグローバル化に向けた新たな戦略と具体的取組を例として示している。

また、2033年までに国立大学全体が目指すべきグローバル化へのメルクマールとして、数値を含め、指標を示している。指標を設定するための基礎的な数値が現在ない指標については、今後フォローアップ調査によりデータを蓄積し、中間見直しを行い、数値の設定を改めて検討することとしている。

詳細の戦略、具体的取組、指標は割愛させていただくが、例えば、日本人派遣留学生の割合を、学部生11%、大学院生20%とし、外国人受入留学生の受入れ割合を、学部生5%、修士17%、博士44%とすることや、大学院生が参加する国際共同研究数/参加大学院生数、国際的な研究集会の開催数等を指標としている。

国大協の取組として、「海外高等教育機関等との協働」、「政府への提案・要求活動」、「企業等産業界との連携」、「フォローアップ調査」の4つの項目を掲げ、状況に応じて必要な活動を実施することを記載している。

最後に、グッドプラクティスについてであるが、国立大学のグローバル化の進捗を調査するため、引き続きフォローアップ調査を実施するとともに、各大学のグッドプラクティスを取りまとめ、会員大学へ共有することとした。フォローアップ調査の内容は引き続き委員会で検討してまいる。

また、今後の予定であるが、本日の総会後に国際交流委員会名で公表を予定している。

- 昨年度、国大協及び JACUIE（ジャッキー）と協定締結している海外大学団体等との交流の在り方や国大協としての新たな協定締結の方向性等を検討してきた。

海外大学団体等との協定及び交流事業を通じて会員大学の更なる国際化を図るため、資料 3-3-2 のとおり、国際交流委員会として改めて整理し取りまとめた。

協定及び交流事業実施の際は、会員大学のニーズを把握し、実施目的を明確化することなどを明文化している。

- 2024 年度、2025 年度の国際交流事業の実施計画について議論をおこなった。2024 年度は、5月9日に終了した日韓大学学長フォーラムのほかに、カナダとの協定を予定しており、2025 年度は、7月16日に日台大学学長フォーラムを、熊本大学をホスト校として、熊本で開催することを確認した。

オーストラリアからは、2024 年後半にオーストラリアでの交流事業の打診があり、UA（オーストラリア大学協会）と調整の上、今後開催を検討することとしている。

イギリス、フランス、ドイツについては、2024 年度、2025 年度に予定されている他国との交流事業計画を踏まえ、引き続き検討してまいる。

- 5月9日に韓国・ソウルにおいて日韓大学学長フォーラムが開催され、日本の大学からは 20 大学が参加し、日韓合わせて約 100 名の参加があった。

日本の国立大学からは 13 大学、5名の学長先生方にご参加いただき、Keynote Speech をはじめ、各セッションにおいて Moderator や Presenter、Discussant をお引き受けいただいたこと、誠に感謝申し上げます。日韓の高等教育の状況について活発な議論があり、二国間交流も今後ますます推進することが期待される会議となった。

プログラム詳細については資料 3-3-3 をご覧いただきたい。

(4) 松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 今後の研修事業について、トップセミナーを8月29日から30日に開催する。開催場所については、例年横浜で実施していたが、今年度は名古屋での開催となる。開催通知は6月3日に発出したので、各学長等の先生方におかれてはご参加いただくようお願いした

い。

また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS) は9月12日から14日に、L stay & grow 南砂町にて開催予定です。

両研修とも、新たな将来像ワーキンググループの議論を踏まえたディスカッションを予定している。特にユニバーシティ・デザイン・ワークショップについては、次の世代のマネジメントを担う教職員のご参加についてご高配のほどよろしくお願ひしたい。

- 国立大学法人総合損害保険（国大協保険）への各大学法人の加入状況は、資料3-5-1のとおりである。

近年の火災事故の頻発により損害率が継続的に悪化していることから、引受保険会社から保険制度改定の申し入れがあり、今年度から基本保険料引き上げ等をおこなっている。

しかし、昨年度中にも火災事故が合計6件発生しており、危機的な状況が続いている。今後も多額の保険金支払いをもたらす火災事故が続くと、各大学でご負担いただく保険料が増加するだけでなく、国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となるため、各大学においても火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願ひしたい。

(5) 位田 政策研究所所長から、以下のとおり報告があった。

- 例年、政策研究所でデータを更新し、公表している「国立大学法人 基礎資料集」の掲載データ等について、一般向けHP用と会員向けHP用に取りまとめた。会員向けHPでは国公私を比較したより詳細なデータを掲載しており、55ページに一般向け、59ページに会員向けに掲載しているデータを例示しているので比較してご覧いただきたい。本資料集は、国立大学協会のホームページにPDF、Excelのそれぞれの形式で掲載しているため、各大学における資料作成やIR業務等に活用いただければと思う。
- 令和5年3月に終了した調査研究「学生に対する経済的支援に関する調査研究」について、学術誌へ論文が掲載されるまで調査研究報告書の公表を保留していたが、令和6年3月に論文掲載されたので、会員専用HPに報告書を公表した。
- 昨年度より政策研究所の活動について情報発信を行うため、本研究所のニュースレターとして発行しているものとなる。
5月17日に会員校の皆様へメールでご連絡と、会員向けHPへ掲載しているのご一読いただければと思う。

(6) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 前回の総会以降、第6回から第8回まで3回のワーキングを実施し、国立大学の新たな将来像に関して議論を重ねてきた。

この間、特に「国立大学システム」という考え方については、今回の将来像のキーとなる
と考え、5月の第8回ワーキングではそれをテーマに意見交換を行ったところである。
成案を得るには至っていないが、国立大学が協働する「国立大学システム」の目的は、「我
が国の発展に資する、国立大学としての機能の最大化」というイメージで考え方を整理し
ていこうという形で、一定の合意がワーキンググループの中では形成されつつあると考え
ている。

なお、現在、これまでのワーキングや理事会・総会での議論を元に文章化を行っている
ところである。

8月のトップセミナーまでには「中間まとめ」として整えるよう進めてまいる。引き続き、
理事会および総会にてご意見もいただきながら、全ての国立大学にとって意義のある議論
を進めてまいりたいと考えている。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- (1) 自民党の教育・人材力強化調査会（柴山会長）では、4つの検討事項を掲げ、中でも、
「高等教育の無償化」及び「大学再編及び専門人材育成」を優先的検討事項として議論を
積み重ねてきたところである。

この調査会には、3月19日に行われたヒアリングにおいて、資料5-1-1に沿って、少
子化が加速する中、高等教育全体の構造改革が不可避で、今がラストチャンスであること、
これまで以上に国立大学も再編・連携を含めた改革を進め、国全体の「知の総和」の維持・
向上に抜本的に寄与していくことなどを説明し、国立大学の将来像をWGで検討している
ことを紹介させていただいた。

我々にとってチャンスだと思うのは、この調査会において、専門人材育成に関して、特に
修士・博士についてフォーカスされていたという点である。我が国における修士・博士の
7割弱を育成している国立大学は、ハイレベルの人材育成の要を担っており、学部・修士
一貫教育など大学院の専門性を柔軟に取り込む教育制度改革も導入し、より効果的な高度
人材育成を推進していることを説明し、引き続き国立大学への支援をお願いしたところ
である。

このたび、資料5-1-2の83ページとおり、提言がまとめられ、5月23日付で公表さ
れたため、報告させていただく。提言の概要は82ページのとおりである。

概要資料の上段では、成長の源泉である人への投資の強化、国家の基本たる教育を充実し

つつ人材力を抜本的に強化していくこと、質の高い教育の実現に向けた「人への投資」の拡充、質の高い教育研究によって学生の能力を高めていく上で、「手厚い支援」と「厳格な評価」が必要とされている。

中段以降に4つの具体的な取組や方策が提示されており、①に高等教育の質の更なる高度化、定員規模の適正化、高等教育機関の連携、再編・統合の促進、②に専門人材の育成、③の「質の向上に向けた設置者別・機関別の改革方針」においては、適正な授業料の設定や負担軽減ということが書き込まれている。また、④にこれらへの支援方策として、運営費交付金の拡充などが提言されている。

今後もこれらが政策としてどのように進められるか引き続き状況を注視してまいりたい。

(2) 採用と大学教育の未来に関する産学協議会について、資料5-2をご覧ください。

4月23日に開催された、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」において、令和5年度報告書が取りまとめられ、公表されたので報告する。

令和5年度は、産学協働による高度専門人材の育成にフォーカスして検討・議論を行った。

「産学連携推進分科会」では、「博士前期・後期課程の人材の活躍と大学院教育の充実」をテーマに、課題や取組みの方向性、産官学のそれぞれに求められる方策を取りまとめた。

「採用・インターンシップ分科会」では、令和4年度に合意した「産学協働による学生のキャリア形成支援活動」についてのフォローアップとして、質の高いインターンシップの実施状況に関するアンケート結果を元に、その成果や課題を取りまとめた。また、「2030年に向けた採用のあり方」について、課題等を洗い出し、2024年以降も継続して議論することとした。

当日私からは、この人口減少の中でわが国の知の総合力全体を下げないためにも、大学院の議論が出てきたことは大変素晴らしく、問題解決に向けて具体的な施策・政策を示していかなければいけないと発言した。

なお、令和5年度についての議論となるため、大野前副会長も大学側の共同座長として参加された。

また、当日は、産学連携推進分科会長として、益副会長、また、経団連側からの直接の依頼により、佐々木副会長もご出席いただいた。報告書については、既に4月に国大協事務局より会員大学へお知らせしているので、今後の各大学での取組に活用いただきたい。

(3) 5月20日の理事会にて、国立大学をめぐる状況、とりわけ厳しい財政状況に関して、広く国民の皆様にご理解いただくとともに、将来に向けての決意を示すための声明を早々に発出することが提案され、了承された。これを受け、資料5-3-1の通り理事会にて声明を作成し、6月7日に記者会見で、資料5-3-2の参考資料とともに公表した。また、

同時に国大協ホームページに掲載した。

記者会見には 13 社 19 名の出席があり、既に各紙でも報道がなされている。

声明は、会員大学宛てにもお送りさせていただいているが、多くの方々にこの声明の内容を知っていただきご理解いただくことが重要であるため、大学のホームページにも掲載いただくとともに、今後、地域や産業界、自治体等のステークホルダーの方々に対して、国立大学へのご理解と協働をお願いする際の資料としてご活用いただくようお願いしたい。

(4) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

統合イノベーション戦略 2024 に関して、6 月の閣議決定に向けて、「重要技術に関する総合的な戦略」、「グローバルな視点での連携強化」、「AI 分野の競争力強化と安全・安心の確保」の 3 つの強化方策について議論があったとのこと。

II 協議事項

1. 国立大学の 2026 年度入学者選抜についての実施要領（案）について

兒玉 入試委員会委員長から、資料 6 のとおり、「国立大学の 2026 年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

2. 「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について

藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、資料 7 のとおり、「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について、説明があった。

- 今回の改訂においては、10 月 1 日に施行される国立大学法人法の改正を受けた「運営方針会議の設置」に対応する内容や、また、近年重要性を増している「研究インテグリティの確保」について、ガバナンス・コードに反映している。

4 月の理事会でもご報告したところであるが、会員大学への意見照会の結果を踏まえ、3 月に本 WG で取りまとめた意見を文部科学省に提出した。

その後、5 月 8 日に、文部科学省の「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議が開催され、その中で取りまとめられた修正案について、5 月 15 日開催の本 WG において審議を行い、承認されたところである。

本日お示しする資料 7-1 から資料 7-3 が、ガバナンス・コード、適合状況等報告書様式の改訂案、および改訂に伴う作成・公表についての取り扱いに関する資料である。

- まず、資料 7-1 のガバナンス・コード改訂案について、赤字で示している部分が今回の改訂に伴う変更箇所となる。

具体的には、「運営方針会議の設置」に対応する内容として、国立大学法人法改正や文部科学省からの通知等を踏まえて、新しく原則2-2として追加している。また、その他関係する原則として、基本原則2の「考え方」、補充原則3-4-1①、原則3-4-3、補充原則3-4-3①の記述に反映させている。

また、「研究インテグリティの確保」に対応する内容として、補充原則4-2③に追記するとともにその定義を注釈として追加している。

- 次に、資料7-2をご覧ください。こちらは、適合状況等報告書様式の改訂案となる。運営方針会議を設置する法人であるかどうかを明記する様式となっている。
- 最後に、資料7-3をご覧ください。改訂に伴う作成・公表についての取り扱いに関する資料となっている。
- 本件について、本日のご審議にて承認いただければ、今後は、内閣府、文部科学省、国大協による三者協議会にて決定される予定である。

審議の結果、原案のとおり承認された。

3. 令和5年度の実績報告について

議長から、令和5年度の実績報告について、資料8-1のとおり事業報告書及び資料8-2のとおり決算報告書の案を取りまとめた旨報告があった後、続けて村田 常務理事より詳細について説明があった。

続いて、監事監査結果について、資料8-3の監事監査報告書に基づき田野 監事から報告があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

Ⅲ その他

1 関係機関からの情報提供等について

○ 大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、資料9-1-1 及び資料9-1-2 に基づき、大学入学共通テスト及び試験問題作成委員の派遣について説明があった。

○ 国立大学法人機器分析センター協議会

栗原 国立大学法人機器分析センター協議会会長から、資料9-2-1 に基づき、大学等における研究設備・機器の整備状況等に関するアンケート調査の結果等について説明があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「国立大学の将来像」等について、意見交換を行った。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年6月12日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 益 一 哉

同 佐々木 泰 子

一般社団法人国立大学協会
令和6年度第2回通常総会（令和6年11月）議事録

日 時 令和6年11月8日（金） 14：45～16：45
場 所 秋田県秋田市中通1丁目3-5 秋田キャッスルホテル 4階 放光の間 AB
出席者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員81名のところ、71名の出席及び10名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、寶金 副会長及び藤澤 副会長の3名を選出した。
- 10月11日付で就任された副会長の紹介があり、10月1日付で就任された支部推薦理事及び学長の紹介があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

(1) 兒玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・大学入試センターより、2025年度入学者選抜の成績提供日が変更になる旨の連絡があり、日程等の一部について変更する必要が生じたため書面審議を行った。後ほど協議をお願いするので、詳細はあらためて説明させていただく。

- ・7月30日(火)に「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るオンラインセミナーを開催した。

本オンラインセミナーは、2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度に関する国立大学協会の基本方針において、継続的検討として挙げていた「ICTを活用した入学者選抜」、「各大学における入学者選抜体制の強化」について、各大学が導入を検討するにあたっての情報提供をするために開催したものである。

中長期的課題検討WGの林 座長以下、WGの皆様へ感謝を申し上げます。

「CBTを活用した入学者選抜」について、電気通信大学及び東京外国語大学から、「入試業務負担軽減」について、佐賀大学から情報提供をいただいた。

当日は、Zoom及びYouTube配信を合わせて200名の国立大学関係者にご参加いただいた。また、複数の学長にもご参加いただき、感謝申し上げます。

当日配信した録画データについては、資料とあわせて国大協の会員専用ホームページに掲載し、各大学へお知らせしている。

(2) 藤井 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・1点目として、資料3-2-1のとおり、本年4、5月に実施した「国立大学における障害のある学生に対する教育及び就職支援の状況に関するアンケート」について回答を取りまとめ、8月6日付で各大学へ集計結果を報告した。

各大学においては、ご多用のところご協力いただき感謝申し上げます。障害のある学生に対するキャリア教育等に是非ご活用いただきたい。

- ・続いて、7月29日に開催された第2回就職問題懇談会について報告する。当日は、現行の就職・採用活動ルールの課題、及び課題を踏まえたルールの在り方等について議論された。

現行ルールの課題については、主に、3月に広報活動開始、6月に採用選考活動開始、10月に正式内定とする、現行の日程が形骸化していると言われることについて、就職活動の早期化・長期化による学業や学生生活への影響を中心に、各委員が把握している事例をもとに意見交換がなされた。

また、ルールの在り方については、学修・研究時間の確保等、大学等として堅持しなければならない具体的な事象、ルールとして守られるべき事項、守られるための方策を中心に議論があった。

今後は、令和8年度以降の卒業・修了予定者に対するルールの方向性について検討する予定である。

なお、第2回までは益 前教育・研究委員長が参加しており、第3回以降は後任として私が参加することとなる。

(3) 實金 大学評価委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学法人評価における第4期中期目標期間の教育研究評価に関し、達成状況評価及び現況分析における評価方法等について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、NIAD）から大学評価委員会に対し説明がなされ、意見交換を行った。

達成状況評価における評価方法については、

○中期計画の段階判定において、評価指標の判定平均に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」を加算・減算して総合的に判断すること

○中期目標段階判定において、中期計画の判定平均を基に積み上げ方式で判断すること

○また、32 ページのとおり、達成状況報告書の様式を文部科学省国立大学法人評価委員会の実績報告書を基に作成し、法人の負担軽減を図ること

が示された。

次に、33 ページをご覧ください。現況分析における評価方法については、

○教育、研究いずれの現況分析においても、「優れた点」等の特記事項や現況分析基本データ等に基づく加点、減点要素を踏まえて総合的に判断すること

○また、34 ページのとおり、現況調査表の分量を大幅に縮減し、法人の負担軽減を図ること

が示された。

本委員会としては、今回の内容については概ね妥当と判断している。

本日まで実施されているパブリックコメント終了後、NIAD の委員会審議等を経て、令和7年1月に策定、公表される予定である。

なお、本委員会での主な意見としては、4年目及び6年目の計2回評価を行っているが、非常に整った制度の中で評価をしていることをもう少しアピールしてもよいということ、また、精緻な評価にしては、運営費交付金に大きな反映がない旨の発言があった。

(4) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 9月2日に第2回国際交流委員会を開催したので報告する。

当委員会で策定した「国立大学グローバル化アクションプランー国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するためにー」（NUGLAP：National Universities Global Leadership Action Plan）を踏まえ、今年度実施するフォローアップ調査の調査内容及び実施方法について、委員会で審議し、承認された。

フォローアップ調査は、国大協が2013年3月に取りまとめた「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」における数値目標の達成状況を確認するため、毎年度実施していた。今回の調査は、これまでの調査の継続性を考慮しつつ、NUGLAPにおける新

たな指標を踏まえて調査項目を再整理し実施する。調査票は、資料 3-4-1 をご覧いただきたい。

フォローアップ調査は、国立大学全体のグローバル化の状況を確認するものであることを踏まえ、調査の実施は毎年度から3年に1回に変更することとした。

- 協定締結団体等との今後の国際交流事業について、2024 年度、2025 年度の国際交流事業の実施計画について議論した。11 月 22 日に東京・在日カナダ大使館で、カナダ大学協会と協定書を調印すること、同日 11 月 22 日のドイツ大学学長会議の会長及び副会長が国大協に来訪し意見交換を実施すること、11 月 28 日にオーストラリア・キャンベラでオーストラリア大学協会と日豪研究協力フォーラムを開催することを確認した。2025 年に熊本大学をホスト校として開催予定の台湾との学長会議については、プログラム案が了承された。

- 終了した国際交流事業について、2024 年 10 月 9 日に沖縄科学技術大学院大学 (OIST) が主催する「Sweden-Japan Days at OIST」に国大協を代表して、国際交流委員会委員 塩崎 奈良先端科学技術大学院大学長が参加した。両国から大学及び関連団体あわせて 13 機関約 30 名の参加があり、「To Carve Science by Its Joints」をテーマに講演及び意見交換が行われた。

また、10 月 13 日に中国・北京にて中国高等教育学会が主催する「高等教育国際フォーラム」に参加した。諸外国の高等教育団体の関係者ら 30 超の国と地域から約 500 名の参加があり、「科学技術イノベーションと持続可能な開発」をテーマに講演及び意見交換が行われた。国大協を代表して、那須 岡山大学長に、日本の国立大学の概要、及び WPI、国際卓越研究大学、創発的研究支援事業など、高度イノベーション人材の育成に関する我が国の科学技術政策と各事業における国立大学での取組みをご紹介いただいた。

(5) 藤澤 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- 8月 20 日に第 1 回病院経営小委員会を開催したので、田中 病院経営小委員長より報告をお願いする。

続いて、田中 病院経営小委員長より以下のとおり説明があった。

- 委員会当日は、国立大学病院長会議からの病院経営の状況のご報告、文部科学省からの概算要求に向けた動向についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。

大学病院の経営問題については、大学病院の厳しい状況を踏まえ、支援の方策について、引き続き国立大学病院長会議、文部科学省とも情報共有しながら議論を進めていく。

(6) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 9月30日開催の保険運営委員会にて協議を行い、令和7年度に向けた「国大協保険の運営及び改善に関する意見書」及び「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームがとりまとめられた。

これをもとに事業実施委員会にて資料3-6-1「令和7年度国大協保険基本方針」および資料3-6-2「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームを策定したのでご報告する。

なお、これらについては、近日中に各大学へ通知させていただく。

また、今年度においても、大学での火災事故が発生している。以前から火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いしているところであり、より一層のご注意をお願いする。

- 「2 研修等事業について」に記載のとおり、8月30日に、「令和6年度国立大学法人トップセミナー」をオンラインで開催し、75名の学長先生にご参加いただいた。

また、9月12日から9月14日に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（以下、UDWS）」を開催し、理事、副学長、学長補佐等68名の方にご参加いただいた。

両研修とも、新たな将来像ワーキンググループの議論を踏まえた講演やディスカッションがあり、活発な意見交換が行われた。お忙しい中出席いただいた先生方には、この場を借りて御礼申し上げます。

(7) 資金 運営費交付金に係る評価検討部会長から、以下のとおり報告があった。

- 6月13日に、令和6年度第1回運営費交付金に係る評価検討部会を開催し、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、既存の指標や第5期に向けた課題について検討を行った。

既存の指標については、会員大学等へ発出したアンケート結果を基に現在の課題について意見交換を行い、改善要望や課題を文部科学省へ伝える指標について検討を行った。

第5期に向けては、令和10年度から始まる第5期中期目標期間に現在のような制度が維持されるか未定ではあるが、現行制度の課題について意見交換を行った。

また、会員大学等においては、お忙しいところアンケートにご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

(8) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 前回の総会以降、5回のワーキングを開催し、わが国の将来を担う国立大学の将来像について議論を続けてきた。

この間、当ワーキングで作成した「中間まとめ（案）及び構成案」を基に、8月下旬のトップセミナー及び9月上旬のUDWSでも議論いただいたところである。

また、9月10日には、文部科学省の中教審大学分科会の特別部会において、中教審の中間まとめに対するヒアリングが行われ、国大協からは益 前副会長と私が出席し、私からは現在の将来像ワーキングの検討状況について説明した。後ほど会長報告の中でもご紹介がある予定であり、詳細はその際にご報告する。

これらの機会では、各所から様々なご意見をいただいたので、第13回のワーキングでメンバーに共有し、これまでの議論で不足していた点などを重点的に議論した。

引き続き中間まとめのとりまとめに向けた議論を行っていく予定としております。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

また、中国・四国地区支部代表の河村 徳島大学長より、以下のとおり発言があった。

- 10月21日に香川大学において、秋季支部会議を開催し、意見交換を行った。
当日は、協議事項2件、報告事項1件に加え、国立大学法人への財政支援の必要性についてということで、追加で意見交換をさせていただいたので、その結果をご報告申し上げます。
ただいまの国立大学の財務状況に関して、真摯な意見交換を行った。
今や大学経営における収支均衡の維持は極めて困難となっており、その制度的課題の解決が喫緊の課題であることはもはや論をまたない。
今後、持続可能な大学運営を実現するために、第4期中期目標期間中に、早急に財政支援の手だてを講じていただきたいということ、また、あわせて第5期中期目標期間に向けて、運営費交付金の制度的問題を抜本的に見直し、運営費交付金の基盤経費としての機能をより強化していただきたく、中国・四国地区支部の総意として表明させていただくこととした。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- (1) 8月23日に、令和7年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等要望のため、益 前副会長、佐々木 副会長とともに文部科学省を訪問し、盛山 前文部科学大臣に資料5-1のとおり要望書を手交した。その他、省内関係各所にも要望をお伝えした。前大臣からは、予算や税制改正等についてしっかりと対応していく旨のご発言をいただいた。
また、同日、自民・公明両党の国公立大学振興議員連盟役員等を訪問し、要望書を手交した。
- (2) 8月23日に、全国医学部長病院長会議 相良会長とともに武見 前厚生労働大臣を訪問し、大学病院の現状と課題について意見交換を行った。前大臣からは、大学病院の役割は

大きく、医師の働き方改革を進めるため、大学病院の状況について実態を把握していく旨
ご発言をいただいた。

(3) 8月27日に衆議院第1議員会館第1会議室において、国公立大学振興議員連盟第28
回総会が開催された。最初に議連役員の人事が諮られ、渡海 前政調会長が会長に選出さ
れた。その後、国大協からは資料5-2-1のとおり、国立大学関係予算の充実に向け、運
営費交付金の拡充・安定的措置の重要性や病院機能の維持・強化、更なる国際化への支援
の必要性についてご説明をさせていただいた。その他、文部科学省からも概算要求の検討
状況についてご説明いただいた。

続いて、資料5-2-2のとおり令和7年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等
に関する決議が採択され、渡海会長より今枝 文部科学副大臣へ決議書が手交された。

最後に、渡海会長から「頂いた要望、ご意見を踏まえて我々議員連盟としても努力してい
く。」というお言葉をいただいた。

当日は会場の都合により、各大学への案内は行わなかった。お忙しい中出席いただいた藤
澤 副会長・益 前副会長・佐々木 副会長には御礼申し上げます。

資料については、国大協会員専用HPに掲載しているので、ご覧いただきたい。

(4) 文部科学省中央教育審議会大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会において、
8月8日に公表された「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在
り方について（中間まとめ）」に対し、9月10日及び9月27日の2日間で、関係団体
へのヒアリングが行われた。

国大協は9月10日にヒアリングを受けたが、私は特別部会の部会長を務めているため、
益 前副会長と、梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググ
ループ座長にご対応いただいた。

国大協からの発表内容については、梅原座長よりご説明いただく。

続いて、梅原 同座長から以下の説明があった。

- 資料5-3をご覧いただきたい。ヒアリング時の説明資料をお付けしている。これを基に、
益 前副会長からは、国立大学設置の目的や使命、国大協の役割やこれまでの中教審答申
における国立大学の役割の変遷などをご説明いただき、私からは95ページから98ペー
ジを基に将来像ワーキンググループの検討状況について説明した。
- 特別部会の委員からはいくつか質疑があった。例えば、「国公私の学生間での費用負担の
格差についてどう考えるか」という問いに対して、我々からは「高等教育に何を期待し、
将来どのような人材が欲しいのかをまずは議論すべきである。その中で、国公私の役割や、

その費用負担は誰がするべきか、という議論になるだろう。」との回答を行った。

梅原 座長からの説明は以上である。

特別部会では、関係団体へのヒアリングを踏まえ、最終まとめ策定に向けて引き続き議論を進めていく。

(5) 組織運営体制等検討ワーキンググループの設置について、資料 5-4 をご覧いただきたい。

令和6年10月1日付で東京医科歯科大学は廃止され、東京工業大学は新たに東京科学大学となった。それに伴い、東京地区支部における法人数が減少し、各支部の法人数と支部推薦理事数に不均衡が生じるため、支部推薦理事の定数配分の見直しを検討する必要がある。

そこで、10月11日に開催した第4回理事会において、理事会の下に「組織運営体制等検討ワーキンググループ」を設置することについて承認された。

委員構成については、次のページの委員名簿にあるとおり、各支部から1名ずつ選任させていただき、座長は藤澤 副会長にお願いした。

(6) デジタル人材育成推進協議会の開催について、資料 5-5 をご覧いただきたい。

文部科学省と経済産業省による「デジタル人材育成推進協議会」の第4回が10月24日に開催された。国大協からは西尾大阪大学長にご参画いただいている。本日、西尾大阪大学長はご欠席のため、代わりに私から報告する。

125 ページのとおり、大学・高専機能強化事業の第2回公募の選定結果について、支援2（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）で 国立大学は 18 件選定され、初回公募と合わせて計 55 件が選定された旨、文部科学省より報告があった。

また 134 ページから 138 ページにて、令和7年度概算要求に関して、文部科学省からは「成長分野を支える半導体人材の育成拠点の形成」、「数理・データサイエンス・AI 人材育成の推進」について今後の施策に関する説明があり、その他、経済産業省からも 139 ページから 169 ページにて関連施策について説明があった。

意見交換では、

○理工系だけでなく、文系等のデータサイエンス人材の育成も広く支援していくことの必要性

○情報倫理の強化による健全なデジタル社会の実現を目指していくこと及び、サイバーセキュリティ分野の教育・人材育成も重要課題であること

○地域間格差を引き起こさないよう、全国規模でのデジタル人材育成の必要性の3つの観点から議論された。今後も状況に応じて、情報共有する。

(7) 最近のCST Iの動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

10月の会合（有識者会議）において、スタートアップ・エコシステム拠点都市について資料5-6のとおり意見交換があり、2020年に8つの拠点が選定され、自治体と大学等が連携して取組を行っているが、その現状と今後の方向性について議論があったとのこと。

II 協議事項

1 監事の選任について

議長から、令和6年5月21日まで監事を務めていた、故 寺嶋 一彦 豊橋技術科学大学長の後任監事について選任したい旨の発言があった。

後任の監事候補者については、10月11日開催の第4回理事会にて選考した、伊藤 正明 三重大学長を選任したい旨の提案があった。

なお、監事としての任期は、本協会役員選任手続等に関する規程第7条第3項の定めにより、令和7年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨の説明があった。

審議の結果、伊藤 三重大学長を監事として選任した。

2 「国立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領」の改訂について

児玉 入試委員長から、資料6のとおり、「国立大学の2025年度入学者選抜についての実施要領（改訂案）」について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

III その他

1 各大学及び各関係機関等からの情報提供等について

○大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、大学入学共通テスト及び試験問題作成委員の派遣について説明があった。

○日本学生支援機構

吉岡 日本学生支援機構理事長から、資料7-1に基づき、学生支援事業の現状について説明があった。

○大学改革支援・学位授与機構

服部 大学改革支援・学位授与機構理事長から、国立大学教育研究評価委員会の専門委員推薦及び同機構への事務職員の派遣について説明があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「運営費交付金」、「教員の養成」等について、意見交換を行った。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年11月8日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

一般社団法人国立大学協会
令和6年度第3回総会（令和7年1月）議事録

日 時 令和7年1月22日（水） 15：20～16：38
場 所 学術総合センター 2階 中会議場
出席者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員81名のところ、73名の出席及び8名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、湊副会長及び佐々木副会長の3名を選出した。
- 議長から、1月1日付で新たに学長に就任した若原 昭浩 豊橋技術科学大学長について紹介があり、若原 学長から一言挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

(1) 仁科 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・まず、第1回教育・研究委員会について、1月10日に国際交流委員会と合同で開催した。同委員会において、教育・研究委員会及び国際交流委員会の下に「研究インテグリティ・

研究セキュリティに関する専門調査会」を設置することとなった。詳細は後ほど国際交流委員会の報告の中で湊委員長よりご報告いただく。

- 次に、11月25日に開催された第3回就職問題懇談会について報告する。なお、当日は藤井教育・研究委員長が参加された。

第3回では、2024年度就職・採用活動に関する企業及び大学等への調査結果について報告を受けるとともに、現行の就職・採用活動ルールとその実態に齟齬が生じている状態等について議論が行われた。

学生の学修・研究・課外活動等が堅持されるためにも、現行の3月に広報活動開始、6月に採用選考活動開始、10月に正式内定とする日程が妥当であるかどうかや、春や夏の長期休暇を利用した複数回の就職・採用活動の可能性について意見交換された。

就職問題懇談会では、引き続き、卒業・修了予定者に対するルールの方向性について検討する予定である。

- また、関係省庁連絡会議にて「2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」がまとめられ、12月5日付で内閣官房ホームページに掲載されたのでお知らせする。21ページ（資料3-1-1）をご覧ください。

昨年度に引き続き、学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組めることが重要であるとしつつ、2026年度卒業・修了予定者においても、2025年度卒業・修了予定者と同様、広報活動3月・採用選考活動6月、正式内定10月の日程を原則とすることや、オワハラ防止を徹底することなどが示された。

文科省から各大学へも周知がなされているので、各大学においても、学生・教職員や企業等への適切な周知にご活用いただきたい。

(2) 湊 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月10日に開催した、教育・研究委員会との合同委員会では、国大協における研究セキュリティ確保について議論した。

昨今、G7やOECDにおいて、以前にも増して国際連携の基盤としての研究セキュリティの重要性が高まっており、文科省や内閣府においても研究セキュリティ確保に向けた具体的な取組みが進められていることを受けて、国大協においても研究セキュリティの確保に向けた対応を進めることが確認され、改めて専門調査会を設置することが承認された。

- 合同委員会に引き続き実施した国際交流委員会では、令和7年度国際交流委員会の事業計画及び国際交流事業の実施計画及び日台交流協定書の更新案について審議した。

令和7年度は、台湾、オーストラリア、カナダ、韓国と、国際交流イベントの実施に向けて調整と検討を進めることとし、日台交流協定書については、更新案が承認され、JACUIEにおいて審議することとした。

続いて、1月15日に開催した、国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）について報告があった。

- 2025年7月に熊本で開催予定の日台大学学長フォーラムについて、全体プログラム案、基調講演候補者、必要経費等について審議し、フォーラムで再調印予定の交流協定書についても、更新案のとおり承認された。

- JACUIEの今後の体制について、近年国大協並びにJACUIEにおける国際交流事業への対応が増加している中、JACUIEの国際交流事業をこれまでどおり国大協事務局が担当することが困難になりつつあり、国大協単独での国際交流事業にも影響が出てきている状況があることから、今後のJACUIEの体制及び交流事業の実施方法について議論した。

本件については、JACUIEの座長と事務局は、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会で持ち回りとする事について、団体ごとに持ち帰り検討することとなった。続いて、韓国大学教育協議会（KCUE）との交流については、2024年5月に韓国で開催された日韓学長会議に引き続き、韓国側が日本での次回開催を望んでいることから、ホスト校の選出について、団体ごとに持ち帰り検討することとなった。

- 終了した国際交流事業について、2024年11月22日午前にカナダ大学協会（Universities Canada）との協定書受け渡し式を東京のカナダ大使館で行った。国大協を代表して、佐々木副会長及び位田専務理事にご参加いただき、両国の高等教育制度の情報交換や今後の交流事業についての意見交換が行われた。

11月22日付けで協定を締結したことを国大協会員大学に対して通知している。各会員大学におかれても、本協定をきっかけに、カナダの大学との教育・研究協力の一層の推進が期待される。

また、同日午後には、ドイツ大学学長会議（HRK）が国大協を来訪し、永田会長、牛木 国際交流委員会副委員長及び位田専務理事と、「日独の高等教育・研究政策の現状」、「大学における研究セキュリティ」、「日独の学生及び研究者の学術交流」について意見交換が行われた。

11月22日から24日にわたり、「IAU 2024 International Conference」が上智大学で開催され、国際交流委員会専門委員 石原 琉球大学理事・副学長が参加した。「変化する世界における大学の価値」をテーマに、諸外国の高等教育関連機関からの代表者達による議論が行われ、日本の国立大学においては、新興国との連携強化、日本語で発表された研究の国際的可視化等の重要性を認識した。

11月28日には、国大協及びオーストラリア大学協会（Universities Australia）共催で「日豪研究協力フォーラム」を開催した。日本側からは、牛木 国際交流委員会副委員長、位田専務理事及び石崎 群馬大学長をはじめ9機関16名、オーストラリア側からは、政府を含め19機関20名が参加し、「研究協力の強化」、「エネルギー転換支援」、「研究イン

「テグリティ及びセキュリティ」という3つのセッションを通じて、両国の機関が持つ特色や強みを踏まえた議論が行われた。

各交流事業の詳細な報告は、資料3-2-1のとおり国大協HPに掲載している。

(3) 藤澤 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 経営委員会では、1月17日に第2回病院経営小委員会を開催した。当日の議論について、田中委員長より報告する。

続いて、田中 病院経営小委員長から以下のとおり報告があった。

- 今回の病院経営小委員会では、国立大学病院長会議から国立大学病院の現状と今後の経営について報告を受け、人件費、物件費の高騰を背景にした財務状況への負の影響について意見交換を行った。

次に、毎年継続的に実施している「附属病院の経営問題に関するアンケート」の調査結果について報告があり、アンケート調査の結果について、国大協会員専用ページへの公開を行うとともに、会員大学へ情報提供を行うことが了承された。アンケート調査の結果を会員専用ページに公開するとともに会員大学へ情報提供を行うので、ご活用いただきたい。大学病院の経営状況は、既に厳しい状況である中、再開発の債務償還に加えて、人件費や物価の上昇を受けてますます悪化しており、来年度も更に厳しい状況が見込まれる。引き続き病院経営小委員会では、附属病院の諸課題に関する事項について、関係省庁から説明聴取・意見交換等を行い、各機関と連携しながら検討していく。

田中 委員長からの報告は以上である。

(4) 松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月15日に開催の事業実施委員会で令和7年度研修等事業について、資料3-5-1のとおり決定された。

理事長・学長を対象としたトップセミナーは8月28日から29日となっており、ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋にて開催予定である。日程の確保について、ご配慮いただくようお願いする。

また、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ(UDWS)は9月11日から13日にL stay & grow 南砂町にて開催予定である。次の世代のマネジメントを担う教職員の方々の推薦についてご高配のほどよろしくお願いする。

(5) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長か

ら、以下のとおり報告があった。

- ・11月に第14回、12月に第15回のワーキングを開催し、これまでの議論を踏まえて作成した「中間まとめ（案）」に関して、意見交換を行った。

これまで繰り返し議論してきた「知の総和」の維持・拡大、また研究力強化のために、我々は「国立大学システム」として総体で考えなければならないということ等に加えて、定員に対する考え方をどのように示すか、再度内容を検討し、1月24日開催予定のWGでも引き続き議論していく。

その内容について、2月の理事会、3月の総会でご提示できるよう進めてまいります。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- (1) 12月17日に衆議院第2議員会館第2会議室において、国公立大学振興議員連盟第29回総会が開催された。

国大協からは、資料5-1-1のとおり、国立大学関係予算の充実に向け、厳しい財政状況を説明し、運営費交付金の拡充を要望した。

続いて公立大学協会からの説明の後、文部科学省から、令和6年度補正予算案及び令和7年度概算要求における主要事項について説明があり、全体を通じた質疑・意見交換が行われた。

その後、資料5-1-2のとおり、令和7年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、渡海会長より武部 新 文部科学副大臣へ決議書が手交された。また、当日は議員連盟総会後に本会議が予定されたため、後日、渡海会長より財務省にご連絡の上、東 国幹 財務大臣政務官へ決議書をお渡しいただいた。

当日は会場の都合により、私を中心に対応させていただいた。お忙しい中出席いただいた佐々木副会長、林 東京外国語大学長には御礼申し上げます。

- (2) 1月7日に、全国医学部長病院長会議 相良会長、日本医師会 松本会長とともに福岡厚生労働大臣を訪問し、大学病院の現状と課題について意見交換を行った。大臣からは、大学病院の厳しい経営状況や、地域医療を支える役割の大きさについては理解しており、引き続き対応を検討していく旨ご発言をいただいた。

(3) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

12 月の会議において、令和 8 年度からの次期科学技術・イノベーション基本計画の策定に向けて、基本計画専門調査会が設置されたとのこと。

資料 5-2 のとおり、想定される主要な論点は、「国力の基盤となる研究力の強化・人材育成」、「社会変革を牽引するイノベーション・エコシステムの向上」、「経済安全保障との連携」といった点であり、夏頃に骨子を取りまとめ、来年の 3 月に計画案を取りまとめる予定とのこと。

(4) 先日、産学協議会合が開催された。今回の会合では、大学院について、企業が抱えている課題と大学が抱えている課題について意見交換を行った。次回以降の会合で、それについてどう改善していくか議論を行う予定である。

II その他

1 関係機関からの情報提供等について

○ 大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、1 月 18、19 日に実施された大学入学共通テストについて、志願者数や当日の実施状況等の報告があった。追試験は 1 月 25、26 日に実施する予定であり、追試験会場について追加の報告と、試験の円滑な実施に向けて準備を行うよう依頼があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、「令和 8 年度概算要求」、「高度人材の育成」、「病院経営」、「医師の教育システム」等について、意見交換を行った。

○ 議長が閉会を宣した。

以上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年1月22日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

一般社団法人国立大学協会
令和6年度第4回通常総会（令和7年3月）議事録

日 時 令和7年3月5日（水） 15:22～17:23
場 所 学術総合センター 2階 中会議場
出席者 正会員代表者
副会員
特別会員代表者

- 議長から、総会の公開について諮る旨の発言があり、了承を得たので、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員81名のところ、77名の出席及び4名の委任状を得ており定足数を満たしていることについて確認がされた。
- 議事録署名人として、議長、寶金副会長及び藤澤副会長の3名を選出した。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、前回総会以降の国立大学協会の活動について、資料1のとおり事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2 理事会等の審議状況について

常務理事から、理事会等の審議状況について、資料2のとおり報告があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、各委員会等の活動状況について、資料3のとおり取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から報告があった。

(1) 藤井 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書について、男女共同参画小委員会の富永委員長よりご報告いただく。

続いて、富永 男女共同参画小委員長から、以下のとおり報告があった。

- 昨年6月から7月に実施した、「国立大学における男女共同参画の推進状況に関する調査（第21回）」の結果について、報告書を取りまとめ、教育・研究委員会にて書面審議のうえ承認された。調査結果の概要については18ページをご覧ください。
- 先月下旬に報告書及び概要版を国立大学協会のウェブサイトで公表するとともに、各大学及び関係機関に送付した。
- 小委員会では、特に、日本の学術分野全体において女性人材が活躍できるよう、学長の皆様に改めて現状をご認識いただいた上で取り組んでいただき、無意識のバイアスの解消に向けた啓発等を行っていただきたいといったご意見があった。各大学、そして学長の皆様におかれては、ぜひとも本報告書を積極的にご活用いただきたい。

(2) 湊 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国際交流委員会及び教育・研究員会のもとに設置することとなった、「研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会」について、資料3-2-1のとおり、設置要綱及び委員の構成が決定したことをご報告する。
- 2025年7月16日に熊本で開催予定の日台大学学長フォーラムにて再調印を行う日台交流協定書の更新案については、資料3-2-2のとおりとなった。
また、本フォーラムのプログラム案を、資料3-2-3に掲載している。学長、理事・副学長クラスの大学関係者を参加対象とし、3月末頃に参加募集を開始する予定をしているので、積極的に参加のご検討をお願いしたい。

(3) 藤澤 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 2月7日に第1回の経営委員会及び第1回人事労務小委員会、第1回財務・施設小委員会を合同で開催した。
- 令和6年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から、また、令和6年度補正予算及び令和7年度の施設整備費予算等については、文部科学省から説明を受け、それぞれ意見交換を行った。
職員統一採用試験については、受験者数の減少や大学独自採用実施機関数の増加などの課題を踏まえ、今後も見直しを続けながら実施することが確認された。
- 次に、人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「人件費等に関する調査」については、調査結果の説明があり、了承されたので、両調査の結果については、2月20日に各会員大学へ提供した。
本年度も各種アンケート調査にご協力頂きまして、深くお礼申し上げます。
なお、委員会で検討した結果、人事院勧告に伴う人件費への影響額などについては、今後の要望活動に活かすため、追加で調査をさせていただくこととなったので、ご協力をお願い

いしたい。

また、各大学におかれては、人件費等、財務状況のシミュレーションをされていることと思うが、国大協としてもデータを収集し、エビデンスに基づく要望活動を実施していくため、追加調査に回答いただく際にはシミュレーションデータをあわせて共有いただけると幸いである。

ご提供いただいたデータの取り扱いには十分に留意し、データ匿名化の上で要望活動に活用させていただきたく、ご協力をお願いしたい。

(4) 松尾 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・1月15日に開催の事業実施委員会において、令和7年度国立大学法人総合損害保険（国大協保険）の引受保険会社を決定し、1月31日付けで各引受保険会社に決定通知を送付した。

財産保険等のメニュー1については、調整の結果、各共同引受保険会社において、今年度と同様の割合で引き受けいただいたが、一部の引受保険会社から、「損害率が良好でない状態が継続しており、改善がなければ、令和8年度以降の引き受けに支障をきたすことがある」とのご意見をいただいた。

直近5年間で2度にわたり保険料の値上げ等により損害率の改善に努めてきたが、被害額が高額である火災事故が発生しており、今年度も8件の火災事故が起きている。多額の保険金支払いをもたらす火災事故が続けば、各法人でご負担いただく保険料が増加するだけでなく、共同引受保険会社からのご意見のとおり、国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となる。各大学におかれては、改めて火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いしたい。

(5) 藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告について、今年度はコードの改訂に伴い、法人統合や運営方針会議の設置によって、法人ごとに異なる公表期限を定めていたが、この度、全ての法人において各法人のウェブサイトにて公表いただいた。

国大協事務局に公表状況をご報告いただき、ご協力に感謝する。

なお、適合状況等の報告書については、原則、当該年度の10月末までに公表することとなっているためご留意いただきたい。

報告書の公表は、社会からの理解と信頼を得るために重要であるため、引き続き遺漏の無いよう取り組んでいただくようお願いする。

(6) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

・1月24日に第16回、2月7日に第17回のワーキングを開催した。

第15回までの議論を踏まえ、基本的考え方を示した冒頭文を新たに作成し、本文も含め、内容を充実させるために意見交換を行った。

その後、第16回及び第17回のワーキングにおいて、ワーキンググループとしての案をとりまとめ、先月2/14の理事会で協議させていただいた。

いただいたご意見を踏まえ、内容・表現等の見直しを行い、その内容をこの後、本日の協議事項としてお諮りするので、詳しいご説明は後ほど行わせていただく。

4 各支部の活動状況について

議長から、各支部会議の活動状況について、資料4のとおりとりまとめた旨報告があった。

また、中国・四国地区支部代表校の河村 徳島大学長より、2月27日に開催された支部会議の報告及び令和8年度地方総会のホスト校が香川大学に決定した旨の報告があった。

続いて、上田 香川大学長から、ホスト校として挨拶があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

(1) 令和7年度予算関係に対する議連役員等主要議員への御礼対応について報告する。

令和7年度予算関係について、12月27日に閣議決定されたことを受け、議連役員等主要議員にお礼状をお届けした。

今回の予算等については、国立大学協会として要望活動を行い、議員連盟等のご理解・ご支援を得て、文科省においてもご尽力をいただいたところではあるが、運営費交付金は前年と同額という結果であった。今後も先生方におかれては、地元議員等、各方面に対して積極的に働きかけていただくようお願いする。

議員からは、国の教育と研究を支える国立大学の基盤的経費の拡充が確実になされるよう、今後、新たな戦略を考えていく必要がある、とのお言葉をいただいた。国立大学協会としても予算措置の拡充が確実に進むよう議連のほか様々な機会を通じて一層働きかけて参りたい。

II 協議事項

1 理事の交代等について

(1) 理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い林 佳世子 東京外国語大学長、上田 孝典福井大学長、西尾 章治郎大阪大学長及び、中島 廣光 鳥取大学長が、令和7年3月31日をもって理事を退任される旨説明があった。

- 支部推薦理事である4名の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項では、「支部推薦理事の任期中に学長の交代があるときは、当該大学の次期学長が支部推薦理事として残余の任期を務める」とある。それに基づき、春名 展生 次期東京外国語大学長予定者、内木 宏延 次期福井大学長予定者、熊ノ郷 淳 次期大阪大学長予定者及び原田 省 次期鳥取大学長予定者が、令和7年4月1日付けで学長に就任することを条件として、令和7年4月1日付けで本協会理事に就任することについてお諮りしたい。
- また、3年にわたって会長指名理事として専務理事をおつとめいただいた、位田 隆一 専務理事から、令和7年3月末日をもって退任の意向が示されている。その後任として、3月末で学長任期が満了となる、林 佳世子 東京外国語大学長を、令和7年4月1日付で会長指名理事に指名したいと考えており、このことについても同じくお諮りしたい。
なお、総会において理事に選任され、4月1日に就任することを条件に、専務理事に選定することとしたい。
- この5名の新理事の任期については、国立大学協会定款第25条第2項の定めにより、令和7年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる。

審議の結果、これらを承認した。

(2) 理事の役割分担等について

議長から、令和7年4月1日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料5-2のとおり指定したことについて確認した。併せて、令和7年4月1日付け就任予定の新任学長を含めた委員会体制についても確認した。

2 令和7年度事業計画および収支予算について

村田 常務理事から、令和7年度事業計画及び収支予算について、資料6-1 および資料6-2に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

3 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について

藤澤 組織運営体制等検討ワーキンググループ座長から、資料7-1 および資料7-2について、以下のとおり説明があった。

- 国立大学法人法の一部改正により、令和6年10月1日付で東京医科歯科大学は廃止さ

れ、東京医科歯科大学と東京工業大学は新たに東京科学大学となったことに伴い、東京地区支部における法人数が減少し、各支部の法人数と支部推薦理事数に不均衡が生じており、支部推薦理事の定数配分の見直しを検討する必要があることから、令和6年10月11日開催の理事会において「組織運営体制等検討ワーキンググループ」（以下「WG」）を設置し、これまで計3回のWGを開催した。

検討結果（案）のご説明に先立ち、理事会で主に4点のご意見があったので、それに対するWGの考え方についてご報告する。資料7-2をご覧ください。

- まず1点目は、後ほどご説明させていただくが、本検討結果（案）は、理事数を増員することを提案する。これに対し、法人数が減少するのに理事数を増員する必要があるのかというご意見であるが、国立大学法人を取り巻く環境は年々厳しさを増している中で、運営費交付金の配分の在り方への対応や、教育の動向の変化に伴う入試の在り方の見直し等について、令和7年度以降において議論が必要となることが考えられる。

このため、法人数の減少により理事会を縮小するのではなく、理事会の体制強化を図り、より迅速かつ的確に対応していくことが重要となることから、理事数を増員することが適当であると考えます。

- 2点目は、増員する理事について、支部推薦理事でなく会長指名理事としないのかというご意見であるが、本協会の活性化には、会員全体の意向の汲み上げが必要であり、各支部会議から選出される支部推薦理事が支部としての意見や議論を持ち寄り、理事会においてより活発な議論を行うことが重要と考えます。

- 3点目は、支部推薦理事数の基準を明確化すべきではないかというご意見であるが、これまでの支部推薦理事数の変更は、大学の統廃合等により支部を構成する大学数が変動した際、類似の大学数で構成される他支部の理事数を参考に理事定数の変更を行い支部間のアンバランスを是正してきた。

今回、基準を明確化すべきというご意見を踏まえ、現時点において各支部の法人数に対する支部推薦理事数の割合が、表のとおりほぼ2割を超えていることを考慮し、2割を下回っている支部について理事数を増員し、2割台とするとともに、一定の上限を設けることも必要であることから、最大3人までとすることを提案する。

なお、北海道地区における法人数と支部推薦理事数の割合については4割となっているが、平成19年11月総会において「会員の意見を本協会の組織運営に的確に反映していくこと、および加盟大学学長の一体感と参加意識の高揚を図ることを目的に原則として支部推薦理事数を2人とし、1人は連続して選出しない」ことが承認されていることを尊重し、令和4年11月総会において、北海道地区の理事数は法人数に関わらず2名とすることが了承されていることから、例外としたいと考えている。

また、支部における学生数を配分基準に用いてはどうかのご意見もあったが、本協会

定款において法人を正会員としていることから、配分基準に学生数を用いることはなじまないものとする。

- 最後に、各地区で支部推薦理事を選出際、大学の規模や特性を考慮すべきではないかというご意見であるが、「国立大学協会支部規程」においては、支部推薦理事選出の際には大学の規模や特性を考慮して選考を行うよう規定されており、従来から各支部における支部推薦理事は、大学の規模や特性を考慮されたうえで選出されているものと考えている。
- これらの考え方に基づき、資料7-1のとおり、組織運営体制等検討WGにおける検討結果（案）をとりまとめた。
- まず、今回の理事定数配分の見直しにあたって、基本的な考え方を2点示している。
先ほどご説明した資料7-2の1点目の考え方に加え、本協会の理事は、業務執行理事として、常設の委員会の委員長及び副委員長に配置されているが、委員会のもとに設置されている小委員会の委員長には、各委員会の副委員長を配置しているところ、理事でない学長にお願いしている小委員会があり、その点からも理事会の体制改善及び強化が必要と考える。
- 次に、支部推薦理事の定数配分基準についてであるが、先ほど資料7-2でご説明したとおり、
 - 1) 北海道地区支部を除く各支部の法人数に対する支部推薦理事数の割合は2割台とする。
 - 2) 一定の上限を設けることも必要であることから、各支部の支部推薦理事数については3人を上限とする。としたいと考えている。
- この基準案に基づき、現状において法人数に対する支部推薦理事数の割合が1割台である東海・北陸地区支部及び九州地区支部において、2割台に引き上げるため、支部推薦理事数を1名ずつ増員することを提案する。
- また、理事の役割分担について、増員する2名の理事定数は、理事でない学長に小委員長をお願いしている「経営委員会」と、総合型選抜入試の活用に関し今後議論が必要となる「入試委員会」に定数を配分することを、併せて提案する。
- なお、以上の提案についてご承認いただいた場合は、「定款」の変更に加え、関連する諸規則等について、その一部を改正する必要がある。
定款の変更及び関連諸規則の改正内容については、ご承認いただいた後、村田常務理事よりご説明いただく。
審議の結果、原案のとおり承認された。

4 定款の変更及び諸規則の一部改正について

(1) 定款の変更及び関連規則の一部改正について

村田常務理事から、資料8に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

5 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像（案）について

梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像ワーキンググループ座長から、資料9について、以下のとおり説明があった。

- まず 106 ページをご覧ください。新たな将来像ワーキンググループ（以下、WG）のメンバーであるが、様々な規模感、様々な設置の形、特色のある大学の学長に集まっていただき、17回にわたって議論をさせていただいた。また、永田会長には毎回、オブザーバーとしてご参加いただいた。
- 77 ページから「本将来像の基本的考え方」という、本文で述べる主張を端的にまとめたものとしているので、本日は、この部分を中心にご説明する。
- 1) は「国立大学の挑戦」としている。少子化と人口減少が社会の変化を招く中で、教育・研究・社会貢献を機能とする「知の拠点」である国立大学は、新たな知を生み続けるとともに社会の求めを理解し、その活動を強化して「知の総和」の向上に貢献する、そのことを「挑戦」と表現している。この内容は 2040 年を念頭に置いているが、大幅な 18 歳人口の減少が始まる 2035 年までにはそのために必要な取組を行っていく必要がある。
- 2) では「人材育成」に触れている。人口減少の中で国立大学は、「知の総和」を維持・拡大させるため、地方や女子の大学進学率の向上を図る必要がある。同時に、留学生の定員外枠化等の取組を進め、今から留学生の受入れ拡大に取り組まなければならない。
- 大学院の持つ教育・研究機能と、学部の持つ教育機能の二つの機能に立脚し、研究中心大学と学部教育に重点を置く大学の機能分化を図り、人口減少に応じた適正な規模に学部・大学院の定員を調整していく。同時にこれらの大学間での研究者・教員の流動性確保に努めることで、教育力、研究力を強化する。

研究中心大学では学部定員の振替により博士課程の規模を拡大し、博士取得者数を3倍に増加させ知の水準の向上を図る。同時に産業界等と協力して博士人材が活躍できる環境や条件を醸成する。

地方大学では、大学間連携を進めるとともに、学部構成や定員の見直しを進めつつ、学部教育、人材育成、特色ある研究の推進を図る。併せて地域産業のイノベーション等に係る大学院教育を展開し、自治体・地域産業界とともに、地方創生を主導し、人口流出を抑え込むことを目指す。

医療人材や教員養成の機能を維持するとともに、研究者養成等の役割を果たすため、大学病院の在り方に関し文科省・厚労省と協働し、また、初中教育教員の質の高度化を図る等、社会を支える人材養成を進める。

- 3) 研究力強化としては、研究者全体の層を広く厚くするとともに、施設・設備・スタッフ等の研究環境の充実を図る。研究の質を向上し発展させるためには、共同研究やクロスアポイントメント、所属移動等による研究者の流動性向上を国内・国際の双方で進めることも欠かせない。
- 4) 社会貢献の観点では、人材育成や研究を通じてわが国、各地域の発展に貢献する「地（知）の拠点」であり続ける。特に地方自治体、地域産業界との連携・協働を推進することが必須となる。
- 5) として連携と包摂について記載している。各国立大学は、統合も視野に入れつつ様々な連携・再編を進め、国立大学総体としての「国立大学システム」の力を強化させる。公私立大学や自治体・産業界との連携も必要である。
- 将来の社会は多様性とグローバル化が基軸となる社会であり、国立大学は、海外から優秀な人材を引き受けその育成を担い、卒業後の日本での就労も促進する。さらに女性・障害を持つ者等の活躍を促進する。
- 最後の段落であるが、国立大学の意義は社会の発展と国民の幸福にあり、国立大学の活動の受益者は国と国民全体である。その意識を高め、国と社会が国立大学を支えることが必要であり、それは、わが国社会の高度化につながる未来への投資なのである、という内容を盛り込んでいる。
- 本文ではこうした内容をより詳細かつ具体的に記述しているが、分量の関係から「本将来像の基本的考え方」の部分を用いて説明させていただいた。2月14日の理事会でもご審議を頂き、そのご意見を踏まえて修正した内容が、本日付議している内容となる。
- 今回付議した内容は、これまでトップセミナーや総会等の機会でご説明していた内容と比べると「定員」の話をも明言していることが特徴である。文中に「学部及び大学院の定員をわが国の人口減に応じた適正な規模に調整する」とあるが、これは単に18歳人口が減少するから規模を縮小しようという話ではない。わが国の将来のためには、博士を増やさねばならない、留学生も増やさねばならない、地方創生にも一層貢献しなければならない、それらはすべて国立大学が中心となってやらねばならない、という話である。縮小するマーケットと限られたリソースでそれを進めていくためには、学部のリソースを大学院に振り向けたり、地域のニーズに応じた学部構成に変更したり、地域の進学者以上の定員を見直すことも必要である、という意味である。
- もう一点、理事会でも議論となったが、この将来像をどういうタイムスケールで実現していくのかという話である。この点については本文の86ページをご覧ください。本将来像は2040年の状況を見据えた内容となっているが、そのためには、18歳人口の大幅な減少が始まる2035年までに準備を進めていかねばならない、というのが共通のタイムリミットである。今後、この将来像を元に各大学が何をいつまでに取り組むかを考

え、段階的・計画的に取り組んでいくことを想定している。

- 私からの説明は以上である。本日承認いただければ、公表へと進めていく予定である。
- ご審議いただく前に、オブザーバーとして全てのWGにご参加いただいた、永田会長からも一言いただきたい。その後ご審議をお願いしたい。

続いて、議長から、以下のとおり発言があった。

- 17 回にわたる対面ないしオンラインのミクスチャーであったが、多くの委員がオンサイトに集まり、熱い議論をしていただいた。

総合大学、単科大学、教育系、医学系を持っているところ、持っていないところなど、いろいろな立場から多様な意見をいただいて、梅原座長と仁科副座長におまとめいただいた。様々な意見があると思うが、梅原座長から説明いただいた内容は、本文を読むとその詳細がわかるようにはなっている。冒頭文だけでは足りない部分もあるかと思うが、ご理解の上、議論をさせていただきたいと思う。

審議の中の主な意見としては、「本将来像の基本的考え方」の 2) について、「国立大学は、大学院のもつ教育・研究機能と学部のもつ教育機能の二つの機能に立脚して、全国規模で研究中心大学と学部教育に重点を置く大学の機能分化を図り」とあるが、この表現では、国立大学を2つの区分に分類すると誤解されかねないので、表現等についてはブラッシュアップすべきであると、複数の会員から発言があった。

また、上本 滋賀医科大学長から以下のとおり発言があった。

- 大学病院については、基本的に研究に軸足を置いて、診療に関しては高度医療に専念する体制と書いてある。

キーワードはおそらく臨床研修制度だと思うが、20 年前、大学の医学部は教育に軸足を置くべく、卒前卒後研修や、地域医療の最後の砦として救急や外傷、コモンディジーズの教育が可能な体制に取り組んできたが、そのようなことはやめるというように見える。

卒前卒後の臨床研修は、地域の公的病院に任せ、大学病院は高度医療に専念すると書いてあると、これまでの取り組みと異なるのではないか。そうすると、若手の医師はより一層大学から離れていくのではないかと考える。

この20年間大学病院が教育に取り組んできたのは、若手を教育し、その後の研究者として採用しようという意図もあって行ってきたが、その取り組みとは少しずれが生じてくるように思う。

これに対し、小川 熊本大学長から以下のとおり発言があった。

- ・上本学長と同意見であるが、この将来像は 2040 年という先の話である。研究に従事しようとする医者が増えたのは、やはり大学病院離れが明らかであり、大学病院の経営が悪化したのも、この臨床研修制度が悪いと考える。

研究及び臨床研修制度も含め、2040 年に向けてもう少し大学病院の在り方を考えなければならぬということを強く申し上げるつもりで、このような文章となっている。

審議の結果、本日指摘のあった件について適宜修正し、後日確認いただくこととした。

6 令和7年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料 10 に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認された。

II その他

1 関係機関からの情報提供等について

○ 大学入試センター

山口 大学入試センター理事長から、1月18、19日に実施された大学入学共通テストについて、志願者数や当日の実施状況等の報告があった。追試験は1月25、26日に実施する予定であり、追試験会場について追加の報告と、試験の円滑な実施に向けて準備を行うよう依頼があった。

○ 日本学術振興会

大野 日本学術振興会学術システム研究センター所長から、令和8年度学術システム研究センター新規研究員候補者の推薦依頼について説明があった。

2 国立大学法人を巡る状況について

時間の都合上、意見交換は行われなかった。

3 その他

令和7年3月31日をもって退任される会員の長及び位田 専務理事から、一言ずつ挨拶があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年3月5日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第1回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和6年4月23日（火） 15：10～16：38
- 2 場 所 学士会館 202室
- 3 出席者 永田恭介（議長）、寶金清博、藤澤正人、益 一哉、佐々木泰子、
位田隆一、村田善則、西川祐司、富永悌二、松岡尚敏、田中雄二郎、
林 佳世子、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、
西尾章治郎、河村保彦、仁科弘重、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一
- 5 その他の出席者 藤井輝夫（会長補佐）、中野 聡（会長補佐）、
岡本幾子（会長補佐）、塩崎一裕（会長補佐）、
浅井祥仁（会長補佐）
- 6 議事の経過及び結果
- 開会に先立ち、永田会長より、4月17日に発生した豊後水道の地震における被災者へのお見舞いが述べられ、仁科 愛媛大学長から被害状況等について説明があった。
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事23名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和6年3月6日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。
続いて、各委員会委員長から報告があった。

(1) 児玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG を 3 月 11 日に開催した。詳しくは、本 WG 座長の林先生よりご報告いただきたい。

続いて、林 中長期課題検討 WG 座長より以下のとおり報告があった。

- 第 3 回 WG では、第 2 回 WG において開催することとしたオンラインによるセミナーについて、実施方法及び事例紹介の候補大学等の検討を行い、今後、入試委員会にお諮りすることとしている。

林 座長からの報告は以上である。

(2) 益 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1 点目として、令和 6 年 4 月の「障害者差別解消法」改正法施行に際しては、昨年度国大協で「教職員対応要領等」の雛形を改正し、各大学においては適切に対応いただいているところである。

このような状況の中で、3 月に取りまとめられた文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」においては、障害のある学生のキャリア教育・就職支援について福祉的支援等を考慮した支援の必要性が示され、今後はこうした点でも取組の推進が図られるものと見られるところである。

このことを受け、国立大学における障害のある学生に対するキャリア教育・就職支援の質の向上に資すること等を目的として、会員大学を対象に現状に関するアンケート調査を実施することについて、書面審議を行った。

質問項目については、例えば、「オンライン授業における障害学生の対応」に関する質問を盛り込んで欲しい等のご意見があったので、内容について検討し、その後、各国立大学法人に送付させていただきたいと考えている。ご協力のほどよろしく願いしたい。

- 2 点目として、就職問題懇談会において、令和 7 年度の大学等卒業・修了予定者に係る就職について、資料 2-2-1 のとおり、4 月 16 日付で申合せをとりまとめ、各大学へ周知するとともに、経済団体等への要請を行った。

なお、この要請までは昨年度の内容ということで、前教育・研究委員長である大野先生が座長を務められている。

内容については、既に昨年度から理事会等でご報告のとおりであるが、3 月に広報活動開始、6 月に採用選考活動開始、10 月に正式内定とする、現行と同様の日程を原則とした上で、2 週間以上かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施される専門活用型のインターンシップを通じて、高い専門性を有す

ると判断された学生は、6月より前に、採用選考プロセスへの移行が可能とすることとなっている。

あわせて、政府においても同様の内容にて取りまとめられ、同日付で経済団体等への要請が行われている。

なお、就職問題懇談会は、委員の交替等を経て、次年度の内容について5月から再び開催されることとなっており、私が委員として参加する予定である。引き続きよろしく願います。

(3) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学法人総合損害保険（国大協保険）への各大学法人の加入状況は、資料 2-5-1 のとおりである。

なお、近年の火災事故の頻発により損害率が継続的に悪化していることから、引受保険会社から保険制度改定の申し入れがあり、今年度から基本保険料引き上げ等をおこなっている。

しかし、昨年度中にも火災事故が合計 6 件発生しており、危機的な状況が続いております。今後も多額の保険金支払いをもたらす火災事故が続くと、各大学でご負担いただく保険料が増加するだけでなく、国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となるため、各大学においても火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いします。

国立大学協会においては、6月3日に安全衛生管理を担当する理事等を対象に、「担当理事等連絡会議」を「大学の自律的化学品管理と火災事故防止について」というテーマで開催する。各大学等におかれましては、研修会への参加についてご高配のほどよろしく願います。

(4) 位田 政策研究所長から、以下のとおり報告があった。

- 政策研究所が作成している「国立大学法人 基礎資料集」を、資料 2-6-2 と、資料 2-6-3 のとおり取りまとめた。資料 2-6-2 は一般公開用、資料 2-6-3 は会員限定公開用となっている。

昨年度から変更した点が2点ある。資料 2-6-1 の新旧対照表に挙げたとおり、会員限定公開用について一般公開用と照合しやすいよう掲載順を変更したことと、一般公開用に掲載された国立大学のみデータを、国公立大学を比較したデータとして会員限定公開用に追加したことである。

本資料集は、国立大学協会のホームページに PDF、Excel のそれぞれの形式で 4 月下旬に掲載予定のため、各大学における資料作成や IR 業務等に活用いただければと思っている。

- 令和4年度末をもって完了した調査研究のうち、「学生に対する経済的支援に関する調査研究」について、冊子体の研究成果報告書が提出されたので、会員専用HPにて公表した。
- 令和5年度末をもって完了した調査研究のうち、「国立大学大学院の領域横断的な人材養成実態に関する調査研究」について、4月末に研究成果報告書が提出される予定である。提出され次第、会員専用HPに公表する。
また、研究成果については、研究会として6月5日にオンラインで発表予定である。研究会の案内は委員会報告に記載のとおりであるが、募集通知を各大学へ発出しているため、皆様の御参加をよろしくお願いする。

(5) 藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 本ワーキンググループでは、令和6年10月の国立大学法人法の改正法施行に伴い、「運営方針会議の設置」等について、ガバナンス・コードに反映させるため、改訂に向けた検討を行っているところである。

3月に全大学に対して意見照会を行った。年度末のご多忙な中、ご協力いただき御礼申し上げます。

3月18日にWGを開催し、会員大学からご回答いただいた意見照会の結果を踏まえて検討を行い、資料2-7-1のとおり、国大協の意見として取りまとめ、文部科学省へ提出したところである。

具体的な内容については、すでに各大学にはご連絡しているところであるが、改訂案について加除修正を行ったほか、あわせて、適合状況等に関する報告書の様式についても、運営方針会議を設置する法人であるかどうかを明記する案で意見を提出している。

また、公表時期の取扱いについても、運営方針会議を置く法人については令和6年度に限り令和7年2月末までとし、法人統合により新設する法人（東京科学大学）については、令和6年度は旧法人で9月末までに公表し、新法人としての公表は令和7年度からとし、それ以外の法人については従前通り令和6年10月末までとしていただきたい旨、提出しているところである。

この後、CSTI常勤議員や法曹界、監事等の有識者で構成される協力者会議での審議を経て、本ワーキンググループで確認し、国大協の理事会及び総会における承認後、最終的には、文科省、内閣府、国大協の三者の連名で改訂される流れになっている。引き続きよろしくお願いしたい。

(6) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 本ワーキングについては、3月11日に第6回を、4月19日に第7回を実施した。

第7回ワーキングでは、これまでの議論を踏まえて「中間まとめ」に向けた意見交換を行った。トップセミナーまでには中間まとめを出したいと先日申し上げたとおりであるが、そこに向けて歩みを進めたという認識である。

具体的には、全体の構成を見直すとともに、今後の重要な論点となる

- 「知の総和」の取扱い方
- 「国立大学システム」の考え方
- 数値目標の設定の是非

について意見交換を行ったところである。

- 適宜理事会および総会にてご意見もいただきながら、全ての国立大学にとって意義のある議論を進めてまいりたいと考えている。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 自民党の教育・人材力強化調査会より、大学の再編及び専門人材育成についてヒアリング依頼があり、3月19日に資料4-1に沿って説明を行った。

大学の再編に関しては、少子化が加速する中、高等教育全体の構造改革が不可避で、今がチャンスであること、これまで以上に国立大学も再編・連携を含めた改革を進め、国全体の「知の総和」の維持・向上に抜本的に寄与していくことなどを説明し、国立大学の将来像をWGで検討していることを紹介するとともに、これらにはヒト・モノ・カネが連動する施策が必要であると意見を述べさせていただいた。

また、専門人材育成に関しては、修士・博士の7割弱を育成している国立大学は、ハイレベルの人材育成の要を担っており、学部・修士一貫教育など大学院の専門性を柔軟に取り込む教育制度改革も導入し、より効果的な高度人材育成を推進していることを説明し、引き続き国立大学への支援をお願いした。

(2) 産学協議会の開催について、資料4-2をご覧いただきたい。

本日開催された、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」についてご報告する。

本日は、令和5年度報告書案について議論し、大所高所から意見交換を行った。

令和5年度についての議論となるため、大野前副会長も大学側の共同座長として参加され、開催されたところである。

令和5年度の活動について、採用・インターンシップ分科会では、2030年に向けた採用のあり方について議論し、産学連携推進分科会では、博士人材の活躍と大学院教育の充実について議論を行ってきた。

産学連携推進分科会長を務めている益 副会長に補足説明をお願いしたい。

続いて、益 副会長より以下のとおり説明があった。

- 産学連携推進分科会では、昨年度は博士人材について議論を重ねてきた。企業の経営者層は、博士人材について一定の理解があるようだが、現場の方にはまだ浸透していないようである。我々国立大学が、博士人材については単に専門性に長けているだけでない学生を育てているということが、まだまだ産業界の現場には伝わってないということをいつも感じながら議論を進めさせていただいたところである。
- 卓越大学院プログラム等については、産業界の現場の方にも、各大学から紹介させていただいており、産業界へ協力してくれていることに対しては感謝するとともに、これからもそういう取り組みが大事であるということを改めてご理解いただきたい旨、現場の方にもお願いしたところである。

益 副会長からの説明は以上である。

(3) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

まず、国際卓越研究大学に求めるガバナンス体制について、3月7日の有識者懇談会において議論があった。資料4-3のとおり、運営方針会議の構成や機能について議論があり、今後、必要な改正等を行うとのこと。大学の運営に関する重要事項の議決について、執行部から独立していること及び学内に対する客観性が十分に担保されていることが求められるとのことである。

次に統合イノベーション戦略2024について、議論があったとのこと。6月に閣議決定する見込みのスケジュールであり、従来からの基軸を引き続き推進するとともに、3つの強化方策として、重要技術に関する総合的な戦略、グローバルな視点での連携強化、AIの活用を推進する方向性とのことである。

次に2026年度から始まる次期科学技術イノベーション基本計画についても意見交換があったとのことである。スケジュールとしては、今年度の秋から議論を始め、来年度の夏には骨子を取りまとめる予定であり、人材育成や経済安全保障、イノベーション・エコシステムといった論点を想定しているとのことである。

5. 国大協の人事異動について

村田常務より、資料5のとおり国大協の人事異動について説明があった。

Ⅱ 協議事項

なし

Ⅲ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「令和7年度概算要求」、「国立大学システム」、「運営費交付金」等について、意見交換が行われた。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年4月23日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 益 一 哉

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第2回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和6年5月20日（月） 15：15～16：51
- 2 場 所 学士会館 320室
- 3 出席者 永田恭介（議長）、寶金清博、藤澤正人、益 一哉、佐々木泰子、
位田隆一、村田善則、西川祐司、松岡尚敏、田中雄二郎、林 佳世子、
梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、湊 長博、
西尾章治郎、中島廣光、仁科弘重、河村保彦、石橋達朗、兒玉浩明、
小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一
- 5 その他の出席者 藤井輝夫（会長補佐）、中野 聡（会長補佐）、
岡本幾子（会長補佐）、塩崎一裕（会長補佐）、
越智光夫（会長補佐）、浅井祥仁（会長補佐）
- 6 議事の経過及び結果
- 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事25名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、前回理事会（令和6年4月23日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

続いて、各委員会委員長から報告があった。

（1）兒玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- 本日は、5月8日開催の入試委員会の内容のうち、2「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）」及び4「入学者選抜における試験種の募集人員の割合について」ご説明する。
- 2の2026年度実施要領（案）については、事前に各大学へ意見照会のうえ作成した実施要領（案）について審議を行い、案をとりまとめた。後ほど協議事項においてご審議をお願いする。
- 次に、4についてご説明する。筑波技術大学から、試験種ごとの募集人員の割合について協議の申し出があった。内容としては委員会報告に記載のとおりであるが、国立大学の入学者選抜についての実施要領において、「学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の総合型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる」と定めており、これに抵触する場合には、入試委員会の活動計画において入試委員会が個別に対応することとしている。今回、筑波技術大学の学校推薦型選抜・総合型選抜の募集人員が合わせて5割を超えることについて、入試委員会で審議した結果、筑波技術大学における出願資格が障害を有する者に限定されており、筆記試験等による選抜の困難さや受験者の数が極めて少数である等の特殊事情を持つことに鑑み、協議の内容について承認したのでご報告する。

(2) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 4月30日に国際交流委員会を開催したので、報告する。
昨年度から検討を続けていた新たな国立大学のグローバル計画の原案について、委員会で審議し、承認された。
資料2-3-1をご覧ください。
名称を「国立大学グローバル化アクションプランー国際社会における共創へのリーダーシップを發揮するためにー（National Universities Global Leadership Action Plan）」略称を、NUGLAP(ニューグループ)とし、国立大学の新しいグローバル化のビジョンを掲げ、2033年までに国立大学全体でグローバル化のビジョンを実現するための戦略と具体的取組・指標を策定した。
本アクションプランでは7つポイントがある。
- ①学長のリーダーシップのもと、全構成員が当事者意識をもってグローバル化に取り組む必要があること
 - ②多文化共生社会の実現
 - ③教育・研究の面両方から取り組むこと
 - ④学生、教職員及び施設、設備を含めたキャンパス全体のグローバル化

⑤学部生、大学院生（若手研究者）、研究者の各段階に応じたアプローチ

⑥メルクマールとしての数値指標

⑦グッドプラクティスによる取組の横展開

各国立大学がグローバル戦略を策定し実施するにあたり、それぞれの特性に応じた制度構築や独自の具体的取組に活かすために、項目ごとに国立大学の更なるグローバル化に向けた新たな戦略と具体的取組を例として示している。

また、2033年までに国立大学全体が目指すべきグローバル化へのメルクマールとして、数値を含め、指標を示している。指標を設定するための基礎的な数値が現在ない指標については、今後フォローアップ調査によりデータを蓄積し、中間見直しを行い、数値の設定を改めて検討することとしている。

詳細の戦略、具体的取組、指標は割愛させていただくが、例えば、日本人派遣留学生の割合を、学部生 11%、大学院生 20%とし、外国人受入留学生の受入れ割合を、学部生 5%、修士 17%、博士 44%とすることや、大学院生が参加する国際共同研究数/参加大学院生数、国際的な研究集会の開催数等を指標としている。

また、国大協の取組として、「海外高等教育機関等との協働」、「政府への提案・要求活動」、「企業等産業界との連携」、「フォローアップ調査」の4つの項目を掲げ、状況に応じて必要な活動を実施することを記載している。

最後に、グッドプラクティスについてであるが、国立大学のグローバル化の進捗を調査するため、引き続きフォローアップ調査を実施するとともに、各大学のグッドプラクティスを取りまとめ、会員大学へ共有することとした。フォローアップ調査の内容は引き続き委員会で検討していく。

また、今後の予定であるが、本日5月の理事会、来月6月の総会での報告後、国際交流委員会名で公表を予定している。

昨年度、国大協及び JACUIE と協定締結している海外大学団体等との交流の在り方や国大協としての新たな協定締結の方向性等を検討してきた。

海外大学団体等との協定及び交流事業を通じて会員大学の更なる国際化を図るため、資料2-3-2のとおり、国際交流委員会として改めて整理し取りまとめた。

協定締結及び交流事業実施の際は、会員大学のニーズを把握し、実施目的を明確化することなどを明文化している。

- 2024年度、2025年度の国際交流事業の実施計画について議論した。2024年度は、5月9日に終了した日韓学長会議のほかに、カナダとの協定を予定しており、2025年度は、7月16日には日台学長フォーラムを、熊本大学をホスト校として、熊本で開催することを確認した。

豪州からは、2024 年後半にオーストラリアでの交流事業の打診があり、UA（オーストラリア大学協会）と調整の上、今後開催を検討することとしている。英、仏、独については、2024 年、2025 年に予定されている他国との交流事業計画を踏まえ、引き続き検討していく。

- 5月9日に韓国・ソウルにおいて日韓学長会議が開催され、日本の大学からは20大学が参加し、日韓合わせて約100名の参加があった。
日本の国立大学からは13大学、5名の学長先生方にご参加いただき、Keynote Speechをはじめ、各セッションにおいて Moderator や Presenter、Discussant をお引き受けいただいたこと、誠に感謝申し上げます。日韓の高等教育の状況について活発な議論があり、二国間交流も今後ますます推進することが期待される会議となった。
プログラム詳細については資料2-3-3をご覧ください。

(3)梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 本ワーキングについては、5月17日に第8回ワーキングを実施した。
第8回ワーキングでは、これまでの議論を踏まえた「中間まとめ（素案）」を提示するとともに、「国立大学システム」のイメージについて意見交換を行った。
まだ検討中の状態のため、この場限りではあるが、現時点の「中間まとめ（案）」をご紹介します。
- この中間まとめ（案）は、これまでのWGや理事会・総会での議論を元に文章化を行っている物であるが、作業が追い付いていないところや議論が詰まっていないところがあるため、現在網掛け部分は特にまだ作業中となっている。
第8回ワーキングでは、更なる議論が必要だと認識している部分のうち、「国立大学システム」について活発な議論を行った。
成案を得るに至ってはいないが、国立大学が協働する「国立大学システム」の目的は、「我が国の発展に資する、国立大学としての機能の最大化」というイメージで考え方を整理していこうという形で、一定の合意がWGの中では形成されつつあると考えている。
ご覧いただければと思うが、一定の分量の資料が出来つつある。8月のトップセミナーまでには理事会・総会で紹介して議論いただければと思う。
- 適宜理事会および総会にてご意見もいただきながら、全ての国立大学にとって意義のある議論を進めてまいりたいと考えている。

(4)適格性審査会について、村田 常務理事より以下のとおり報告があった。

- 資料2-8-1のとおり、各大学の理事候補者については、各大学等からの推薦等のあったものを、適格性審査会において候補者の適格性について審査し候補者名簿を作成するという流れで調整を行っている。令和5年度に審査した者の登用状況として、資料2-8-2のとおり、審査者数39名のうち国立大学法人の理事登用者数は16名となっており、この他に8名が事務局長等に登用された。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 自民党「教育・人材力強化調査会」提言（案）について報告する。

前回の理事会において、自民党の教育・人材力強化調査会の依頼により、「大学の再編及び専門人材育成」についてヒアリングを受けたことを報告したが、このたび、別添資料4のとおり、同調査会において提言案がまとめられたため、報告させていただく。

同調査会では、4つの検討事項を掲げているが、中でも、「高等教育の無償化」及び「大学再編及び専門人材」を優先的検討事項として議論を積み重ねてきたところ。

概要資料の上段では、成長の源泉である人への投資の強化、国家の基本たる教育を充実しつつ人材力を抜本的に強化していくこと、質の高い教育の実現に向けた「人への投資」の拡充、質の高い教育研究によって学生の能力を高めていく上で、「手厚い支援」と「厳格な評価」が必要とされている。

中段以降に具体的な取組や方策が提示されており、高等教育の質の更なる高度化、定員規模の適正化、高等教育機関の連携、再編・統合、専門人材の育成、適正な授業料の設定や負担軽減とこれらへの支援方策として、運営費交付金の拡充などが提言されている。

なお、今後自民党の手続きを経て、5月23日に公表予定と聞いている。

(2) 最近のCSTIの動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

2026年度から始まる次期科学技術・イノベーション基本計画について意見交換があり、目指すべき未来社会像や第6期基本計画策定以降の国際情勢や科学技術の変化、また、今後の日本の国家としての在り方等について議論があっ

たとのことである。

また、今年度の科学技術・イノベーション白書について、AI を特集して取り上げ、AI 関連の研究や人材育成について作成を進めているとのことである。

II 協議事項

1. 国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）について

兒玉 入試委員会委員長から、資料5のとおり、「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、6月12日開催の総会に諮ることとした。

2. 「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について

藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長から、資料6のとおり、「国立大学法人ガバナンス・コード」改訂について、説明があった。

- 今回の改訂においては、10月1日に施行される国立大学法人法の改正を受けた「運営方針会議の設置」に対応する内容や、また、近年重要性を増している「研究インテグリティの確保」について、ガバナンス・コードに反映している。

4月の理事会でもご報告したところであるが、会員大学への意見照会の結果を踏まえ、3月に本WGで取りまとめた意見を文部科学省に提出した。

その後、5月8日に、文部科学省の「国立大学法人ガバナンス・コード」に関する協力者会議が開催され、その中で取りまとめられた修正案について、5月15日開催の本WGにおいて審議を行い、承認されたところである。

本日お示しする資料6-1から資料6-3が、ガバナンス・コード、適合状況等報告書様式の改訂案、および改訂に伴う作成・公表についての取り扱いに関する資料である。

- まず、資料6-1のガバナンス・コード改訂案について、赤字で示している部分が今回の改訂に伴う変更箇所となる。

具体的には、「運営方針会議の設置」に対応する内容として、国立大学法人法改正や文部科学省からの通知等を踏まえて、新しく原則2-2として追加している。

また、その他関係する原則として、基本原則2の「考え方」、補充原則3-4-1①、原則3-4-3、補充原則3-4-3①の記述に反映させている。

また、「研究インテグリティの確保」に対応する内容として、補充原則4-2③に追記するとともにその定義を注釈として追加している。

- 次に、資料6-2をご覧ください。こちらは、適合状況等報告書様式の改訂案となる。運営方針会議を設置する法人であるかどうかを明記する様式となって

いる。

- 最後に、資料6-3をご覧いただきたい。改訂に伴う作成・公表についての取り扱いに関する資料となっている。
- 本件について、本日のご審議にて承認いただければ、6月の通常総会にてお諮りしたのち、最終的には内閣府、文部科学省、国大協による三者協議会にて決定される予定である。

審議の結果、原案のとおり承認され、6月12日開催の総会に諮ることとした。

3. 令和5年度の実績報告について

議長から、令和5年度の実績報告について、資料7-1のとおり事業報告書及び資料7-2のとおり決算報告書の案を取りまとめた旨報告があった後、続けて村田 常務理事より詳細について説明があった。

続いて、監事監査結果について、資料7-3の監事監査報告書に基づき田野 監事から報告があった。審議の結果、令和5年度事業報告書及び決算報告書を承認し、6月12日開催の総会に諮ることとした。

4. 第1回通常総会の日程等について

議長から、6月12日に予定している第1回通常総会の日程等について、資料7のとおり予定していることについて説明があり、これを確認した。

Ⅲ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「人件費」、「運営費交付金」等について、意見交換が行われた。また、議長から、国立大学の在り方、状況を踏まえての声明の発出について提案があり、賛同された。

- 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年5月20日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 益 一 哉

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第3回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月3日(水) 15:09~16:47
- 2 場 所 学士会館 202室
- 3 出席者 永田恭介(議長)、寶金清博、藤澤正人、益 一哉、佐々木泰子、
位田隆一、村田善則、西川祐司、松岡尚敏、田中雄二郎、林 佳世子、
梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、西尾章治郎、
中島廣光、仁科弘重、河村保彦、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一
- 5 その他の出席者 藤井輝夫(会長補佐)、中野 聡(会長補佐)、
岡本幾子(会長補佐)、塩崎一裕(会長補佐)
- 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事23名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、前回総会(令和6年6月12日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

(1) 兒玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・大学入試センターより、2025年度入学者選抜の成績提供日が変更になる旨の連絡があり、日程等の一部について変更する必要が生じたので書面審議を行った。後ほど協議するので、詳細はあらためて説明させていただく。

- 5月8日に開催した第1回入試委員会において承認された「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るオンラインセミナーについて、資料2-1-1の要項のとおり、7月30日に開催することが決定したので、お知らせする。
- 開催通知については追って各大学宛てに送付する予定であるので、ぜひご参加いただき、各大学のお役に立てていただければ幸いです。

(2) 益 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- 男女共同参画小委員会より、「国立大学における男女共同参画の推進状況に関する調査（第21回）」について、6月18日付で各大学へ調査依頼を发出了した。
- 本調査は、平成13年より継続して実施しているが、今回は、令和3年1月に教育・研究委員会で策定した「国立大学における男女共同参画推進について-アクションプラン-」における達成目標を踏まえた内容となる。
- 回答期限を7月31日としているので、各会員大学におかれては、ご多忙のことと思うが、ご協力のほどよろしくお願いする。

(3) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 資料2-4(2)「令和6年度「大学改革シンポジウム」及び「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」の採択結果について」ご説明する。
応募のあった実施計画書について事業実施委員会にて採点を行い、その採点結果に基づいて、「大学改革シンポジウム」は7件中4件、「レジリエント社会・地域共創シンポジウム」は20件中13件を採択することに決定した。採択事業の詳細は資料2-4-1のとおりである。採択通知については既に応募大学へ発出している。

(4) 寶金 運営費交付金に係る評価検討部会長から、以下のとおり報告があった。

- 6月13日に、令和6年度第1回運営費交付金に係る評価検討部会を開催し、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について、既存の指標や第5期に向けた課題について検討を行った。
既存の指標については、会員大学等へ発出したアンケート結果を基に現在の課題について意見交換を行い、改善要望や課題を文部科学省へ伝える指標について検討を行った。
第5期に向けては、令和10年度から始まる第5期中期目標期間に現在のような制度が維持されるか未定ではあるが、現行制度の課題について意見交換を行った。

(5)梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 前回の総会以降、6月21日に第9回ワーキングを、本日7月3日の午前に第10回のワーキングを実施し、国立大学の新たな将来像に関して議論を重ねてきた。

- 今日、「中間まとめ(案)」の「はじめに」と「Ⅰ.」の本文案と、「Ⅱ.」の構成案をご紹介します。別添資料2-6-1と2-6-2をご参照いただきたい。この後自由討議の中で議論の時間を取っていただけるとのことで、詳細な説明はその際にするが、「はじめに」で示しているように、わが国の将来の発展のためには、国立大学こそがこの国を変革するという決意を持って、「Ⅰ.」では、わが国の課題と国立大学の機能を示したうえで、「Ⅱ.」で知の総和の増大に向け、国立大学は多様性の高い社会の実現をけん引すべきであり、そのために国立大学の留学生比率を3割にすること、博士課程修了者を年間3万人に増加させること、などを述べている。それを可能とするためには、国立大学総体を挙げて取り組む「国立大学システム」が必要であり、それは、わが国のために自発的に行動するという「国立大学スピリット」により支えられるものであるという内容となっている。

以上が現時点の(案)であるが、本案について、後ほど理事のみなさまからご意見を頂戴したいと考えている。本日午前のワーキングでも議論となったが、構成や表現について、まだまだ整理が必要なものではあるが、よろしく願います。

いただいたご意見を踏まえ、引き続き議論を進めていく予定である。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 国立大学法人ガバナンス・コード改訂について報告する。

国立大学法人ガバナンス・コードが7月1日付けで改訂された。資料4-1-1のとおり、6月25日に各法人へご報告しているところである。

このことについて、ガバナンス制度改革WGの藤澤座長よりご報告いただく。

続いて、藤澤 地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ座長より報告があった。

- 資料 4-1-2 から資料 4-1-4 をご覧いただきたい。

6月25日に各法人へご報告しているが、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂については、6月12日開催の通常総会でご了承いただいた案に基づき、文部科学省、内閣府、国立大学協会による三者協議にて、6月17日から19日の間、審議された結果、原案のとおり了承され、7月1日付けで改訂されている。

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の報告は、各法人が自主的に取り組むべき事柄であり、定期的な点検や公表を通じて戦略的な法人経営を行い、社会からの理解と信頼を得ることが重要であると認識している。今回新たに追加している運営方針会議及び研究インテグリティに係る原則を含め、継続的なガバナンス体制の見直しや強化に向けて、より一層取り組んでいただくよう、願います。

報告書の作成、公表に関する令和6年度の取り扱いについては、資料 4-1-4 のとおりとなるので、各法人におかれては、それぞれ該当する期限までに作成、公表を行っていただくよう、願います。

公表後の報告書についても、記載内容等に大幅な変更等が生じた場合には、年度途中であっても自主的に更新を行うことができるので、各法人におかれては、適宜修正等をお願いする。更新を行った際には、当協会までご報告いただきたい。

- また、来年度以降も、毎年度原則 10 月末までに報告書の作成、公表を行っていただき、継続的なガバナンス体制の見直しや強化に取り組んでいただくよう、願います。

藤澤 座長からの報告は以上である。

藤澤座長の説明とおり、ガバナンス・コードに係る適合状況等の確認のプロセスを通して、各法人がそれぞれのミッションに応じた改革を進めることが、最も重要である。そのためにも、各法人のガバナンス強化に向けて、より一層の取り組みを、改めてお願い申し上げます。

- (2) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で情報を受けたものを私から報告する。

2026 年度から始まる次期科学技術・イノベーション基本計画について意見交換があり、今後の科学技術・イノベーション政策の方向性について、ミッション志向型の政策の在り方や考えられる論点等について議論があったとのこと。また、研究に専念する時間の確保に向け、昨年度実施された大学での申請疲れ・

評価疲れに関するアンケートについて、資料 4-2 のとおり結果が取りまとめられ、今後取り組むべき課題について議論があったとのこと。

II 協議事項

1. 国立大学の 2025 年度入学者選抜についての実施要領（案）について

児玉 入試委員会委員長から、資料 5 のとおり、「国立大学の 2025 年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、11月8日開催の通常総会に諮ることとした。

2. カナダ大学協会（Universities Canada: UC）との協定について

牛木 国際交流委員会副委員長から、資料 6 に基づき、「カナダ大学協会（Universities Canada: UC）との協定」について、説明があった。

- ・「了解覚書 国立大学協会（JANU）及びカナダ大学協会（UC）」について、カナダ大学協会と協議を行ったうえで、国際交流委員会において書面会議で6月19日までに審議を行い、協定案を資料 6 のとおり取りまとめた。

令和 6 年 2 月 7 日の理事会でご報告したとおり、令和 5 年 5 月、在カナダ日本大使館より、学術面或いは科学技術面での日加協力は重要な要素であると考えていることから、カナダ大学協会との協定締結の可能性について打診があった。

その後、会員大学の国際交流に関するニーズ調査のためにアンケートを実施し、カナダとの交流を望む意見が複数あったことから、令和 6 年 1 月 15 日にカナダ大学協会と国立大学協会間で協定を締結することが、国際交流委員会にて承認された。

カナダ大学協会と協議を重ねた結果、協定案のとおりまとまった。目的としては、大学の教育及び研究活動並びに学生、教員及び職員の交流を前進及び発展させ、両国における大学の機能の強化及び国際競争力の向上に寄与するよう、協力を推進することとし、協力分野については、情報共有、学生交流、研究協力、職員の交流、大学運営となっている。なお、今回協定案は英語と日本語、両方を正文とすることでカナダ大学協会と合意している。

審議の結果、原案のとおり承認され、協定に間に合うよう総会書面審議にて諮ることとした。

3. 令和 7 年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について（要望）

議長から、令和 7 年度国立大学関係予算及び税制改正に関する要望について、資料 7 のとおり要望書案を作成した旨の報告があった後、続けて村田 常務理事

より詳細について説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

Ⅲ その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学協会声明の発出への協力に対する謝辞と、声明の発出に伴う各メディアへの取材対応を行った旨の報告があり、各大学へ引き続きの協力を依頼する旨の発言があった。

また、国立大学病院長会議より国立大学病院令和5年度決算概要（速報値）に関する情報提供があった旨の報告があった。

その後、梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、「中間まとめ（案）」について説明があった後、それについて意見交換が行われた。

2. その他

村田 常務理事より、資料9に基づき、10月11日（金）に論説委員等との懇談会を予定している旨報告があった。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年7月3日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 益 一 哉

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第4回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和6年10月11日(金) 15:30~17:00
- 2 場 所 学士会館 202室
- 3 出席者 永田恭介(議長)、寶金清博、藤澤正人、湊 長博、佐々木泰子、位田隆一、村田善則、西川祐司、富永悌二、松岡尚敏、林 佳世子、大竹尚登、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、西尾章治郎、中島廣光、仁科弘重、河村保彦、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一
- 5 その他の出席者 中野 聡(会長補佐)、岡本幾子(会長補佐)、塩崎一裕(会長補佐)、越智光夫(会長補佐)、浅井祥仁(会長補佐)
- 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事24名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。
 - 議長から、令和6年10月1日付で新たに理事等に就任した方々に関して紹介が行われ、新任理事から挨拶があった。

【理事(支部推薦)】

 - ・東京科学大学 大竹 尚登 理事長
 - ・東京大学 藤井 輝夫 学長(欠席)
 - 議長から、本日の議事については、報告事項の前に、まず、人事に関する事項として、「副会長の選定について」及び「監事の選考について」、審議した後、報告事項に入る旨の発言があった。

I 協議事項(人事に関する事項)

 1. 副会長の選定等について
 - 議長から、令和6年9月30日付で、学長任期満了に伴い退任された、前東京工業大学長 益 一哉副会長の後任の副会長の選定等について以下のとおり説明があった。

- 副会長の人数については、本協会定款第21条第2項に、副会長の数は4名以内と規程されており、益 前副会長の後任を補充し、従来通り4名の副会長を置くこととしたい。
- また、副会長の互選の方法については、あらかじめ定めたものではなく、その都度、方法を決め実施している。最近の例では会長が指名し承認を得ているが、特段のご意見がなければそのようにさせていただく。

審議の結果、従来通り4名の副会長を置くこととし、副会長の互選の方法については、最近の例にならい、会長が指名し承認を得ることとなった。

会長は、湊 長博 京都大学長を副会長に指名し、承認された。

なお、副会長としての任期は、本協会役員選任手続等に関する規程第4条第4項に基づき、令和7年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨の説明があった。

2. 副会長の会長職務代理順序について

議長から、副会長の職務代理順序について、寶金副会長、藤澤副会長、湊副会長、佐々木副会長の順としてはどうかと提案があった。

審議の結果、提案のとおり承認された。

その後、湊 新副会長より一言挨拶があった。

3. 監事の選考について

議長から、令和6年5月21日まで監事を務めていた、故 寺嶋 一彦 豊橋技術科学大学長の後任監事について選考したい旨の発言があった。

後任の監事候補者については、前例にならい、会長から候補者を理事会に推薦し、選考することとした。

会長は、伊藤 正明 三重大学長を指名し、監事に選任することを11月8日の通常総会にて審議することとした。

なお、監事としての任期は、本協会役員選任手続等に関する規程第7条第3項の定めにより、令和7年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる旨の説明があった。

II 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、前回理事会（令和6年7月3日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

(1) 児玉 入試委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・7月30日(火)に「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るオンラインセミナーを開催した。

本オンラインセミナーは、2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度に関する国立大学協会の基本方針において、継続的検討として挙げていた「ICTを活用した入学者選抜」、「各大学における入学者選抜体制の強化」について、各大学が導入を検討するにあたっての情報提供をするために開催したものである。本セミナーを企画していただいた中長期課題検討ワーキンググループの林座長以下、ワーキンググループの皆様にご感謝申し上げます。

「CBTを活用した入学者選抜」について、電気通信大学及び東京外国語大学から、「入試業務負担軽減」について、佐賀大学から情報提供をいただいた。当日は、Zoom及びYouTube配信を合わせて200名の国立大学関係者にご参加いただいた。また、複数の学長にもご参加いただき、感謝申し上げます。当日配信した録画データについては、資料とあわせて国大協の会員専用ホームページに掲載し、各大学へお知らせしている。

(2) 仁科 教育・研究委員会副委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・1点目として、資料2-2-1のとおり、本年4、5月に実施した「国立大学における障害のある学生に対する教育及び就職支援の状況に関するアンケート」について回答を取りまとめ、8月6日付で各大学へ集計結果を報告した。

各大学におかれては、ご多用のところご協力いただき感謝申し上げます。障害のある学生に対するキャリア教育等に是非ご活用いただきたい。

- ・続いて、7月29日に開催された第2回就職問題懇談会について報告する。第2回までは益 前教育・研究委員長が参加しており、当日は、現行の就職・採用活動ルール of 課題、及び課題を踏まえたルールの在り方等について議論された。現行ルールの課題については、主に、3月に広報活動開始、6月に採用選考活動開始、10月に正式内定とする、現行の日程が形骸化していると言われることについて、就職活動の早期化・長期化による学業や学生生活への影響を中心に、各委員が把握している事例をもとに意見交換された。

また、ルールの在り方については、学修・研究時間の確保等、大学等として堅持しなければならない具体的な事象、ルールとして守られるべき事項、守られるための方策を中心に議論された。

今後は、令和8年度以降の卒業・修了予定者に対するルールの方向性について検討する予定である。

なお、第3回以降は後任の藤井 教育・研究委員長が参加することとなる。

(3) 寶金 大学評価委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学法人評価における第4期中期目標期間の教育研究評価に関し、達成状況評価及び現況分析における評価方法等について、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、NIAD）から大学評価委員会に対し説明がなされ、意見交換を行った。

- 主な内容を簡単にご紹介する。23 ページをご覧ください。

達成状況評価における評価方法については、

○中期計画の段階判定において、評価指標の判定平均に、「優れた点」、「特色ある点」及び「改善を要する点」を加算・減算して総合的に判断すること

○中期目標段階判定において、中期計画の判定平均を基に積み上げ方式で判断すること

○24 ページには、達成状況報告書についての様式を文部科学省国立大学法人評価委員会が行う実績報告書と統一し、法人の負担軽減を図ることが示されている。

- 次に、25 ページをご覧ください。現況分析における評価方法については、
○教育、研究いずれの現況分析においても、「優れた点」等の特記事項や現況分析基本データ等に基づく加点、減点要素を踏まえて総合的に判断すること

○26 ページには、現況調査表の分量を大幅に縮減し、法人の負担軽減を図ること

が示されている。

- 本委員会としては、今回の内容については概ね妥当と判断しているが、その他の貴重なご意見としては、西尾 大阪大学長から、4 年目及び6 年目の計 2 回評価を行っているが、非常に整った制度の中で評価をしていることをもう少しアピールしたいという旨の発言があった。厳格な評価にしては、運営費交付金に大きな反映がないというところは、今後第5 期にかかる問題であり、議論を重ねていきたい。

現在、パブリックコメントが行われているので、各大学においてご意見があれば、ご対応いただくようお願いする。

なお、パブリックコメント終了後、NIAD の委員会審議等を経て、令和7年1 月に策定、公表される予定である。

(4) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 9月2日に国際交流委員会を開催したので、報告する。

- 当委員会で策定した「国立大学グローバル化アクションプラン—国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するために—」（NUGLAP：National Universities Global Leadership Action Plan）を踏まえ、今年度実施するフォローアップ調査の調査内容及び実施方法について、委員会で審議し、承認された。

フォローアップ調査は、国大協が2013年3月に取りまとめた「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」における数値目標の達成状況を確認するため、毎年度実施していた。今回の調査は、これまでの調査の継続性を考慮しつつ、NUGLAPにおける新たな指標を踏まえて調査項目を再整理し実施する。調査票は、資料2-4-1をご覧ください。

フォローアップ調査は、国立大学全体のグローバル化の状況を確認するものであることを踏まえ、調査の実施は毎年度から3年に1回に変更することとした。

- 2024年度、2025年度の国際交流事業の実施計画について議論した。11月22日に東京・在日カナダ大使館で、カナダ大学協会と協定書を調印すること、同日11月22日のドイツ大学学長会議の会長及び副会長が国大協に来訪し意見交換を実施すること、11月28日にオーストラリア・キャンベラでオーストラリア大学協会と日豪研究協力フォーラムを開催することを確認した。2025年に熊本大学をホスト校として開催予定の台湾との学長会議については、熊本大学の提案したプログラム案が了承された。

(5) 藤澤 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- 経営委員会では、8月20日に第1回病院経営小委員会を開催した。当日は、国立大学病院長会議からの病院経営の状況のご報告、文部科学省からの概算要求に向けた動向についてのご説明を踏まえ、意見交換を行った。

大学病院の経営問題については、大学病院の厳しい状況を踏まえ、支援の方策について、引き続き国立大学病院長会議、文部科学省とも情報共有しながら議論を進めていく。

(6) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学法人総合損害保険（以下、国大協保険）について、9月30日開催の保険運営委員会にて協議を行い、令和7年度に向けた「国大協保険の運営及び改善に関する意見書」及び「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームがとりまとめられた。

これをもとに、事業実施委員会にて資料2-6-1「令和7年度国大協保険基本方針」および資料2-6-2「新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査」のスキームを策定したのでご報告する。

なお、これらについては、来月11月8日開催の総会においても報告した上で、11月中旬を目途に各大学へ通知させていただく。

- 8月30日に、「令和6年度国立大学法人トップセミナー」をオンラインで開催し、75名の学長先生にご参加いただいた。お忙しい中出席いただいた先生方には、この場を借りて御礼申し上げます。
- また、9月12日から9月14日に「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（以下、UDWS）」を開催し、理事、副学長、学長補佐等68名の方にご参加いただいた。

本研修は将来の経営人材育成とマネジメント力向上及び参加者間のネットワーク構築を目的に開催しており、分科会、全体討議を通して、活発な議論がなされた。学長先生方におかれては、ぜひ参加者とお話しいただきたい。

(7)梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 7月3日の理事会の後、「中間まとめ（案）」に対するご意見を理事会の皆さまに照会し、様々なご意見を頂戴した。ご協力いただき、感謝申し上げます。いただいたご意見も参考とし、「中間まとめ（案）及び構成案」として更新し、8月下旬のトップセミナー及び9月上旬のUDWSでも議論いただいたところである。
- また、9月10日には、文科省の中教審大学分科会の特別部会において、中教審の中間まとめに対するヒアリングが行われ、国大協からは私と、益前副会長が出席し、私からは現在の将来像ワーキングの検討状況について説明した。後ほど会長報告の中でもご紹介いただく予定であり、詳細はその際にご説明する。
- これらの機会では、各所から様々なご意見をいただきましたので、9月24日のワーキングでメンバーに共有し、引き続き中間まとめのとりまとめに向けた議論を行っていく予定としております。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

また、近畿地区支部代表校の西尾 大阪大学長より以下のとおり発言があった。

- 10月7日に、第2回一般社団法人国立大学協会近畿地区支部会議を開催した。当日は、理工系女性研究者や附属学校の課題などについて支部会議内での議論、文部科学省との意見交換を実施した。

本日は、「附属学校の課題と可能性について」の議論の結果、近畿地区支部会議として、国立大学協会に1つ要望させていただく。

我が国の少子化や人件費・光熱水費の高騰など、国立大学の予算が年々厳しく

なっていく中、国立大学の附属学校をどうしていくのかという問題は附属学校を設置している大学だけの問題ではなく、この国の将来のことを考えると、初等教育と中等教育がいかに重要であるということは、皆様言をまたないところであると考えます。

文部科学省でも当然ご検討いただいているところではあるが、附属学校を設置している国立大学だけではなく、すべての国立大学において、この国の子どもの教育というものを考えていく時期にきているのではないかと。については、国立大学協会としても、この問題をご検討いただく特別部会等を新たに設けるなど、検討を開始していただきたいというのが本支部会議からの要望である。

これに対し、松尾 東海国立大学機構長から、人口減少という大きな視点と、その中での国立大学附属学校問題という個別の視点の両方を考える必要がある旨の発言があった。

その後、議長から、どのような観点をもって、どのような方にご議論いただくかを執行部でしっかりと考え、改めてご報告する旨の発言があった。

4. 会長からの報告

(1) 産学協議会 2024 年度活動方針・活動計画（案）について報告する。

資料4-1 をご覧いただきたい。

7月 17 日に、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」の幹事会が開催され、出席した。今年度の活動推進体制・活動計画、次年度以降の活動推進体制について議論し、了承された。その結果、今年度以降、産学間の協議の場を段階的に新たな枠組みへ変更していくこととなった。

52 ページから 54 ページのとおり、これまで「産学連携推進分科会」で議論してきた「博士人材の育成・活躍と博士課程進学者数の増加」について、今年度は、経団連のトップ層と大学団体の長等が参画する「個別テーマのフォローアップ会合」を開催し議論を行う。

また、55 ページのとおり、「採用・インターンシップ分科会」は引き続き開催し、「2030 年に向けた採用のあり方」について検討を行い、今年度をもって終了となる予定である。

そして、次年度以降は、56 ページのとおり、これまでの産学協議会に代わり、新たな枠組みとして経団連と大学団体の間で「産学協議会合」を開催する方針となった。今後も議論の状況に応じて、情報共有する。のガバナンス強化に向けて、より一層の取り組みを、改めてお願い申し上げる。

(2) 8月 23 日に、令和7年度における国立大学関係予算の充実及び税制改正等

要望のため、益 前副会長、佐々木 副会長とともに文部科学省を訪問し、盛山前大臣に要望書（資料4-2）を手交した。その他、省内関係各所にも要望をお伝えした。盛山前大臣から予算や税制改正等についてしっかりと対応していく旨のご発言をいただいた。

また、同日、自民、公明両党の国公立大学振興議員連盟役員等を訪問し、要望書を手交した。

(3) 8月23日に、全国医学部長病院長会議 相良会長とともに武見 前厚生労働大臣を訪問し、大学病院の現状と課題について意見交換を行った。大臣からは、大学病院の役割は大きく、医師の働き方改革を進めるため、大学病院の状況について実態を把握していく旨ご発言をいただいた。

(4) 8月27日に衆議院第1議員会館第1会議室において、国公立大学振興議員連盟第28回総会が開催された。最初に議連役員の人事が諮られ、渡海前政調会長が会長に選出された。その後、国大協からは資料4-3-1のとおり、国立大学関係予算の充実に向け、運営費交付金の拡充・安定的措置の重要性や病院機能の維持・強化、更なる国際化への支援の必要性についてご説明をさせていただいた。その他、文部科学省からも概算要求の検討状況についてご説明いただいた。

続いて、資料4-3-2のとおり令和7年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議が採択され、渡海会長より今枝文部科学副大臣へ決議書が手交された。

最後に、渡海会長より「頂いた要望、ご意見を踏まえて我々議員連盟としても努力していく。」というお言葉をいただいた。

当日は会場の都合により、各大学への案内は行わなかった。お忙しい中出席いただいた藤澤副会長・益 前副会長・佐々木 副会長には御礼申し上げます。

資料については、国大協会員専用HPに掲載しているので、ご覧いただきたい。

(5) 文部科学省中央教育審議会大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会において、8月8日に公表された「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」に対し、9月10日及び9月27日の2日間で、関係団体へのヒアリングが行われた。国大協は9月10日にヒアリングを受けたが、私は特別部会の部会長を務めているため、益 前副会長と、梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長にご対応いただいた。

国大協からの発表内容については、梅原座長よりご説明いただく。

続いて、梅原 同座長から以下の説明があった。

- 資料 4-4 をご覧いただきたい。ヒアリング時の説明資料をお付けしている。これを基に、益 前副会長からは、国立大学設置の目的や使命、国大協の役割やこれまでの中教審答申における国立大学の役割の変遷などをご説明いただき、私からは 103-129 ページを基に将来像ワーキンググループの検討状況について説明した。
- 特別部会の委員からはいくつか質疑があった。例えば、「国公私の学生間での費用負担の格差についてどう考えるか」という問いに対して、我々からは「高等教育に何を期待し、将来どのような人材が欲しいのかをまずは議論すべきである。その中で、国公私の役割や、その費用負担は誰がするべきか、という議論になるだろう。」との回答を行った。

梅原 座長からの説明は以上である。

特別部会では、関係団体へのヒアリングを踏まえ、最終まとめ策定に向けて引き続き議論を進めていく。

(6) 研究インテグリティの確保について、令和4年11月に公表した声明に基づいて各大学とも取り組んでいただいているが、昨今の国際情勢等を踏まえ欧米などの諸外国ではより踏み込んだ対応が行われているところ。文部科学省の国際戦略委員会が令和6年8月に公表した科学技術・イノベーションにおける国際戦略（中間まとめ）においても、「研究コミュニティにおいて、自律的に研究インテグリティを確保出来るよう、関係者が連携し、必要な取組を徹底していくことが重要」とされており、国際共同研究を円滑に進めるためにも国大協で再度検討することが必要である。

前回、声明を公表した時と同様に、国際交流委員会及び教育・研究委員会のもとに新たに専門調査会を置いて検討を進めていただきたいと考えている。

Ⅲ 協議事項（人事に関する事項以外）

1. 「組織運営体制等検討ワーキンググループ」の設置について

議長から、資料5について、下記のとおり説明があった。

- 令和6年10月1日付で東京医科歯科大学は廃止され、東京工業大学は新たに東京科学大学となった。それに伴い、東京地区支部における法人数が減少し、各支部の法人数と支部推薦理事数に不均衡が生じるため、支部推薦理事の定数配分の見直しを検討する必要があると考えている。そこで、資料5のとおり、理事会の下に「組織運営体制等検討ワーキンググループ」を設置することについてお諮り

したい。

- また、委員構成については、委員名簿（案）にあるとおり、各支部から1名ずつ選任させていただき、座長は藤澤 副会長にお願いしたいと考えている。

審議の結果、原案のとおり承認され、本日付で、「組織運営体制等検討ワーキンググループ」が設置された。

2. 第2回通常総会の日程等について

議長から、11月8日に予定している第2回通常総会の日程等について、資料6のとおり説明があり、これを確認した。

IV その他

1. 事務局体制について

村田常務から、資料7のとおり令和6年10月1日付国大協の人事異動について説明があった。

また、併せて、令和7年度に向けた事務局への出向職員の派遣について協力の依頼があった。

2. 国立大学法人を巡る状況について

「人事院勧告への対応」、「国立大学附属学校の課題」等について、意見交換が行われた。

- 議長が閉会を宣した。

以上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年10月11日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第5回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月11日(水) 15:10~17:00
- 2 場 所 学士会館 202室
- 3 出席者 永田恭介(議長)、寶金清博、藤澤正人、湊 長博、佐々木泰子、位田隆一、村田善則、西川祐司、富永悌二、松岡尚敏、藤井輝夫、林 佳世子、大竹尚登、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、中島廣光、仁科弘重、河村保彦、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一、伊藤正明
- 5 その他の出席者 中野 聡(会長補佐)、岡本幾子(会長補佐)、塩崎一裕(会長補佐)、越智光夫(会長補佐)
- 6 議事の経過及び結果
- 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事24名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。
 - 議長から、令和6年11月8日付で新たに就任した監事の紹介が行われ、新任監事から挨拶があった。
- 【監事】
- ・三重大学 伊藤 正明 学長
- I 報告事項
1. 前回総会以降の事業報告
- 議長から、前回総会(令和6年11月8日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。
2. 各委員会等からの報告
- 議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

(1) 藤井 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- 11月25日に開催された第3回就職問題懇談会について報告する。当日は、2024年度就職・採用活動に関する企業及び大学等への調査結果について報告を受けるとともに、現行の就職・採用活動ルールとその実態に齟齬が生じている状態等について議論を行った。

学生の学修・研究・課外活動等が堅持されるためにも、現行の3月に広報活動開始、6月に採用選考活動開始、10月に正式内定とする日程が妥当であるかどうかや、春や夏の長期休暇を利用した複数回の就職・採用活動の可能性について意見交換を行った。就職問題懇談会では、引き続き、卒業・修了予定者に対するルールの方向性について検討する予定である。

- また、関係省庁連絡会議にて「2026年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」がまとめられ、12月5日付で内閣官房ホームページに掲載されたので、お知らせする。資料2-1-1をご覧ください。

昨年度に引き続き、学生が学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組めることが重要であるとしつつ、2026年度卒業・修了予定者においても、2025年度卒業・修了予定者と同様、広報活動3月・採用選考活動6月、正式内定10月の日程を原則とすることや、オワハラ防止を徹底することなどが、示された。

文部科学省から各大学へも周知が行われているので、各大学においても、学生・教職員や企業等への適切な周知にご活用いただきたい。

(2) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 2024年11月22日午前にカナダ大学協会（Universities Canada）との協定書受け渡し式を東京のカナダ大使館で行った。国大協を代表して、佐々木副会長及び位田専務理事にご参加いただき、両国の高等教育制度の情報交換や今後の交流事業についての意見交換が行われた。

今後署名済みの協定書をカナダ大学協会と共有し、11月22日付けで協定を締結したことを国大協会員大学に対して通知した。本件は、カナダ大学協会のSNS上でも紹介されている。

本協定は、お互いの会員大学の利益のため、両国間の高等教育及び研究分野の振興と発展の更なる推進を目的として締結した。各会員大学におかれても、この協定の趣旨をご理解いただき、本協定をきっかけにして、カナダの大学との教育・研究協力を一層ご推進いただければと思う。協定書は、資料2-2-1をご覧ください。

- 同日午後には、ドイツ大学学長会議（HRK）が国大協を来訪し、永田会長、牛木国際交流委員会副委員長及び位田専務理事と、「日独の高等教育・研究政策

の現状」、「大学における研究セキュリティ」、「日独の学生及び研究者の学術交流」について意見交換が行われた。

- 11月22日から24日にわたり、「IAU 2024 International Conference」が上智大学で開催され、国際交流委員会専門委員 石原琉球大学理事・副学長が参加した。「変化する世界における大学の価値」をテーマに、諸外国の高等教育関連機関からの代表者達による議論が行われた。セッションでは、大学を取り巻く変化や新興国との研究交流、学問の自由の保護、多様性推進、ジェンダー平等、AI活用の課題が議論され、特に、日本の国立大学においては、新興国との連携強化、日本語で発表された研究の国際的可視化、オープンサイエンス推進、人文社会科学を活かした国際協力の重要性を認識した。
- 11月28日に国大協及びオーストラリア大学協会（Universities Australia）共催で「日豪研究協力フォーラム」を開催した。日本側からは、牛木国際交流委員会副委員長、位田専務理事及び石崎群馬大学長をはじめ9機関16名、オーストラリア側からは、政府を含め19機関20名が参加した。「研究協力の強化」、「エネルギー転換支援」、「研究インテグリティ及びセキュリティ」という3つのセッションで構成され、それぞれのセッションを通じて両国の機関が持つ特色や強みを踏まえた議論が行われた。

(3)梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 11月12日に第14回のワーキングを開催し、前回までの議論を踏まえて作成した「中間まとめ（案）」に関して、意見交換を行った。
全体の構成を見直す観点で議論を行い、特に、「国立大学システム」についてはもう少し定義が必要ではないかという点について議論した。
また、構成については、将来の取組を主体として、全体の分量を縮減し、主張をより明解にすべきという意見で、おおむね見解が一致しているところである。
引き続き中間まとめに向けて、議論を行っていく。

(4)藤澤 組織運営体制等検討ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 組織運営体制等検討ワーキンググループ（第1回）を11月11日に開催し、令和6年10月1日付東京科学大学の設立に伴う支部推薦理事数の変更等について議論を行った。
続いて、第1回の議論をもとに、組織運営体制等検討ワーキンググループ（第2回）を11月25日から29日に書面審議にて開催し、「支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について（案）」及び、定款及び諸規則にも変更、一

部改正が生じることとなるので、「定款の変更及び諸規則の一部改正（案）」を審議・承認した。

本検討結果（案）と定款の変更及び諸規則の一部改正（案）については、本日の理事会にて協議いただきたいので、詳細については、後ほど協議事項にてご説明する。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 11月15日に開催された博士人材に関する産学協議会合の開催について報告する。資料4-1-1をご覧ください。

本会合は、今年2月に経団連がまとめた「博士人材と女性理工系人材の育成・活躍に向けた提言」と、4月に産学協議会が公表した「2023年度報告書」に基づき、博士人材の育成・活躍推進に向けたフォローアップのために発足されたものである。経団連と大学団体のトップ同士が協議する場として2年間にわたり開催し、今年度は博士人材の育成・活躍に向けた機運醸成や採用・処遇のあり方について議論を行う予定である。私が大学側の座長を務め、他に国大協からは、佐々木副会長、藤井教育・研究委員長が参画している。

第1回となる今回は、本会合で示す「産学が目指すべき姿」について経団連より資料4-1-2の通り提案があり、「博士人材の必要性についての共通認識が企業と大学の間で形成されている」、「多様な場で活躍する博士人材の数が増えている」、「大学院教育において人材を育成し、学生・社会人・企業が魅力を感じ、博士学位取得者数が増加している」といった方向性について意見交換を行った。

また、私からは資料4-1-3のとおり、国立大学における博士人材の輩出状況や、将来像ワーキングでの検討中の博士取得者の増加などについて説明を行った。

今後も議論の状況に応じて、情報共有する。

(2) 国公立大学振興議員連盟総会について、12月17日（火）16時から、衆議院第二議員会館での開催が決定した。

会場が小規模となるため、私と佐々木副会長、林 東京外国語大学長で対応することとしたい。

来年度予算に向けて、総会・理事会でもご意見いただいている運営費交付金の拡充並びに安定的措置、物価や人件費高騰への対応、附属病院の経営問題、附属学校における働き方改革やグローバルキャンパスの整備に必要な財政支援の

必要性等についてご説明させていただく予定である。

なお、議連終了後に、議連決議文の財務省手交を予定している。

(3) 最近の CSTI の動向について、事務局経由で得た情報を報告する。

11月の会合(有識者会議)において、資料4-2-1から資料4-2-3のとおり、研究に専念する時間の確保に向けて意見交換が行われ、東京農工大学の千葉学長及び岡山大学の那須学長より各大学の取組についてご説明があったとのことで、ご参考にさせていただきたい。

また、オープンサイエンスの進捗状況について意見交換があり、資料4-2-4のとおり学術出版社に対する交渉体制の構築支援やオープンアクセス加速化事業について説明があったとのことである。

II 協議事項

1. 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について

藤澤 組織運営体制等検討ワーキンググループ座長から、資料5について、下記のとおり説明があった。

- 国立大学法人法の一部改正により、令和6年10月1日付で東京医科歯科大学は廃止され、東京医科歯科大学と東京工業大学は新たに東京科学大学となったことに伴い、東京地区支部における法人数が減少し、各支部の法人数と支部推薦理事数に不均衡が生じており、支部推薦理事の定数配分の見直しを検討する必要があることから、令和6年10月11日開催の理事会において「組織運営体制等検討ワーキンググループ」(以下、「WG」)を設置し、これまで計2回のWGを開催した。

- WGでは、「支部推薦理事数の定数配分の見直し」について議論した。

東京地区と、東海・北陸地区及び九州地区における法人数と支部推薦理事数に不均衡が生じている現状を踏まえ検討を行った結果、

- ①東京地区の支部推薦理事数に合わせて、東海・北陸地区及び九州地区の支部推薦理事数を1名ずつ増員すること
- ②理事の役割分担として、増員する理事定数については、理事でない学長に小委員長をお願いしている「経営委員会」と、総合型選抜入試の活用に関し、今後議論が必要となる「入試委員会」に配分すること

以上の2点を提案する。

- なお、以上の2点についてご承認いただいた場合は、「定款」の変更に加え、関連する諸規則等について、その一部を改正する必要がある。

「支部推薦理事数の定数配分の見直し」についてご承認いただいた際には、「定款の変更及び諸規則の改正」について、後ほど村田常務理事よりご説明いただく。

審議の中で、越智 広島大学長から以下のとおり発言があった。

- 支部推薦理事ではなく、会長指名理事を増員することも一つの考えとしてあるのではないか。定款の変更を行うことはできる限り避けるべきと考える。

これに対し、寶金 副会長から以下のとおり発言があった。

- 定款の変更にリスクがあるというご意見はおっしゃるとおりであるが、会長指名理事を増員することにも一定程度のリスクがある。どちらかといえば、基本となる定款の変更を行うという原案を支持する。

また、松尾 東海国立大学機構長から以下のとおり発言があった。

- 法人数が減るのに対し、理事数が増えることに違和感がある。
また、各支部で支部推薦理事を選出する際に、大学の規模や地域性を考慮すべきであると考え。支部ごとに工夫がなされているとは思いますが、考え方の指針を同時に示していただけると、様々な意見が吸い上げられるのではないかと考える。

続けて、仁科 愛媛大学長から以下のとおり発言があった。

- 各支部の法人数と理事数の関係にアンバランス感がある。中国・四国地区支部においては、支部推薦理事数が3の地区と比べ、法人数にあまり差がないにも関わらず、支部推薦理事数が2であること、また、支部推薦理事数が2の他地区に比べ、法人数は多いことを考えると、多少の違和感がある。

さらに、中島 鳥取大学長から以下のとおり発言があった。

- 各地区の支部推薦理事数を決定するにあたって、法人数だけでなく、例えば、各法人の学生数や面積などの基準を設けるべきではないか。根拠となるデータがあって、それをもとに検討、議論を行うことができると考える。

これらの意見に対し、藤澤 座長から以下のとおり発言があった。

- 各支部の法人数に対する支部推薦理事数をみると、確かに中国・四国地区の理事数にはアンバランスさを感じるかもしれないが、今回、令和6年10月1日付の法人数減少に伴う各地区の支部推薦理事数については、調整が必要とWGにて判断した支部は、東海・北陸地区と九州地区であった。
- また、各地区の支部推薦理事数を決定するにあたっての基準を設けるべきというご意見について、何を基準にするかというところの判断は非常に難しい。学生数を用いてはどうかとのご意見もあったが、規模が小さくとも、1法人を尊重すべきと考えており、基準については、本日のご意見を踏まえ、再度検討したい。

審議の結果、これらの意見を踏まえ、WGにて再検討を行い、令和7年2月14日開催の第6回理事会にて再度協議することとなった。

2. 定款の変更及び諸規則の改正について

議長から、協議事項「1. 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について」が再検討となったことに伴い、定款の変更及び諸規則の改正についても併せてWGで再検討を行い、令和7年2月14日開催の第6回理事会に再度協議することとする旨の説明があった。

2. 第3回総会の日程等について

議長から、令和7年1月22日に予定している第3回総会の日程等について、協議事項「1. 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について」及び「2. 定款の変更及び諸規則の改正について」が再検討となったことに伴い、資料7に記載の協議事項「1. 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について」及び「2. 定款の変更及び諸規則の改正について」を削除するとともに、次年度予算に関する報告を議事に加える旨の説明があり、これを確認した。

IV その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

「中央教育審議会 高等教育の在り方に関する特別部会 中間まとめ案」「留学生」、「科学研究費助成事業（科研費）」、「授業料」等について、意見交換が行われた。

○ 議長が閉会を宣した。

以 上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和6年12月11日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

同 伊 藤 正 明

一般社団法人国立大学協会
令和6年度 第6回 理事会 議事録

- 1 日 時 令和7年2月14日（金） 15：15～17：05
- 2 場 所 学術総合センター 1階 特別会議室
- 3 出席者 永田恭介（議長）、寶金清博、藤澤正人、湊 長博、佐々木泰子、位田隆一、村田善則、西川祐司、富永悌二、松岡尚敏、藤井輝夫、林 佳世子、大竹尚登、梅原 出、牛木辰男、和田隆志、上田孝典、松尾清一、中島廣光、仁科弘重、河村保彦、石橋達朗、兒玉浩明、小川久雄
- 4 出席監事 田野俊一、伊藤正明
- 5 その他の出席者 中野 聡（会長補佐）、岡本幾子（会長補佐）、塩崎一裕（会長補佐）、越智光夫（会長補佐）
- 6 議事の経過及び結果
 - 定款第32条第5項の規定に基づき、永田会長が議長として開会を宣言した。
 - 開会時点で理事24名が出席しており、定足数を満たしていることが確認された。

I 報告事項

1. 前回総会以降の事業報告

議長から、前回総会（令和7年1月22日）以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等からの報告

議長から、前回総会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。引き続き、各委員会委員長から報告があった。

（1）藤井 教育・研究委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第21回追跡調査報告書について、男女共同参画小委員会の富永委員長よりご報告いただく。

続いて、富永 男女共同参画小委員長より以下のとおり発言があった。

- 昨年6月～7月に実施した、「国立大学における男女共同参画の推進状況に関する調査（第21回）」の結果について、報告書を取りまとめ、教育・研究委員会にて書面審議のうえ承認された。調査結果の概要については19ページをご覧ください。
- 今月下旬ごろを目途に、報告書及び概要版を国立大学協会のウェブサイトで公表するとともに、各大学及び関係機関に送付する予定である。
- 小委員会では、特に、日本の学術分野全体において女性人材が活躍できるよう、学長の皆様に改めて現状をご認識いただいた上で取り組んでいただき、無意識のバイアスの解消に向けた啓発等を行っていただきたいといったご意見があった。各大学、そして学長の皆様においては、ぜひとも本報告書を積極的にご活用いただきたい。

(2) 湊 国際交流委員長から、以下のとおり報告があった。

- 国際交流委員会及び教育・研究会のもとに設置することとなった、「研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会」について、資料2-2-1のとおり、設置要綱及び委員の構成が決定した。
- また、令和7年7月16日に熊本で開催予定の日台大学学長フォーラムにて再調印を行う日台交流協定書の更新案については、資料2-2-2のとおりとなった。

(3) 藤澤 経営委員長から、以下のとおり報告があった。

- 2月7日に第1回の経営委員会及び第1回人事労務小委員会、第1回財務・施設小委員会を合同で開催した。
- 令和6年度の職員統一採用試験実施状況について、試験を実施する各地区の幹事大学を代表して東京大学人事部長から、また、令和6年度補正予算及び令和7年度の施設整備費予算等については、文部科学省から説明を受け、それぞれ意見交換を行った。

職員統一採用試験については、受験者数の減少や大学独自採用実施機関数の増加などの課題を踏まえ、今後も見直しを続けながら実施することが確認された。

- 次に、人事労務小委員会が例年実施している「障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「人件費等に関する調査」については、調査結果の説明があり、了承されたので、両調査の結果については、近日中に各会員大学へ提供する予定である。

本年度も各種アンケート調査にご協力頂き、深くお礼申し上げます。

なお、人事院勧告に伴う人件費への影響額などについては、今後の要望活動に活かすため、追加で調査をさせていただくこととなったため、ご協力をお願いする。

(4) 松尾 事業実施委員長から、以下のとおり報告があった。

- 1月15日に開催の事業実施委員会において、令和7年度国立大学法人総合損害保険（国大協保険）の引受保険会社を決定し、1月31日付けで各引受保険会社に決定通知を送付した。

財産保険等のメニュー1については、調整の結果、各共同引受保険会社において、今年度と同様の割合で引き受けていただいたが、一部の引受保険会社から、「損害率が良好でない状態が継続しており、改善がなければ、令和8年度以降の引き受けに支障をきたすことがある」とのご意見をいただいた。

直近5年間で2度にわたり保険料の値上げ等により損害率の改善に努めてきたが、被害額が高額である火災事故が発生しており、今年度も9件の火災事故が起きている。多額の保険金支払いをもたらす火災事故が続くと、各法人でご負担いただく保険料が増加するだけでなく、共同引受保険会社からのご意見のとおり、国大協保険の制度維持が危ぶまれる状況となる。各法人におかれては、改めて火災事故の防止に向けた取り組みの強化をお願いする。

(5) 梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像ワーキンググループ座長から、以下のとおり報告があった。

- 1月24日に第16回、2月7日に第17回のワーキングを開催した。

第15回までの議論を踏まえ、「本提言の基本的考え」を示した冒頭文を新たに作成し、本文も含め、内容を充実させるために意見交換を行った。

第16回及び第17回のワーキングでは、特に医療系の課題についての記述が不足しているとの意見があり加筆することとなったほか、一部表現の見直し等を行った。

ワーキングでまとめた提言については、この後、協議事項としてお諮りするもので、後ほどご説明する。

3. 各支部の活動状況

議長から、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 令和7年度予算関係について、12月27日に閣議決定されたことを受け、議連役員等主要議員にお礼状をお届けした。

今回の予算等については、国立大学協会として要望活動を行い、議員連盟等の

ご理解・ご支援を得て、文科省においてもご尽力をいただいたところではあるが、運営費交付金は前年と同額という結果であった。今後も先生方におかれては、地元議員等、各方面に対して積極的に働きかけていただくようお願いする。議員からは、国の教育と研究を支える国立大学の基盤的経費の拡充が確実になされるよう、今後、新たな戦略を考えていく必要がある、とのお言葉をいただいた。国立大学協会としても予算措置の拡充が確実に進むよう議連のほか様々な機会を通じて一層働きかけて参りたい。

II 協議事項

1. 理事の交代等について

(1) 理事の交代について

議長から、学長任期の満了に伴い林 佳世子 東京外国語大学長、上田 孝典福井大学長、西尾 章治郎大阪大学長及び、中島 廣光 鳥取大学長が、令和7年3月31日をもって理事を退任される旨説明があった。

- 支部推薦理事である4名の後任理事について、本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項では、「支部推薦理事の任期中に学長の交代があるときは、当該大学の次期学長が支部推薦理事として残余の任期を務める」とある。それに基づき、春名 展生 次期東京外国語大学長予定者、内木 宏延 次期福井大学長予定者、熊ノ郷 淳 次期大阪大学長予定者及び原田 省 次期鳥取大学長予定者が、令和7年4月1日付けで学長に就任することを条件として、令和7年4月1日付けで本協会理事に就任することについて、3月5日開催の総会に諮ることとした。
- また、3年にわたって会長指名理事として専務理事をおつとめいただいた、位田 隆一 専務理事から、令和7年3月末日をもって退任の意向が示されている。その後任として、3月末で学長任期が満了となる、林 佳世子 東京外国語大学長を、令和7年4月1日付で会長指名理事に指名したいと考えており、このことについても、同じく3月5日開催の第4回通常総会に諮ることとした。なお、総会において理事に選任され、4月1日に就任することを条件に、専務理事に選定することとした。
- この5名の新理事の任期については、国立大学協会定款第25条第2項の定めにより、令和7年6月に開催される通常総会の終結の時までとなる。

審議の結果、これらを承認し、3月5日開催の総会に諮ることとした。
また、退任する理事より一言挨拶があった。

(2) 理事の役割分担等について

議長から、令和7年4月1日に理事が交代することに伴う理事の役割分担の変更については、本協会の申合せに基づき、会長が後任者の業務執行の担当分野を指定する旨説明があり、資料4-2のとおり指定したことについて確認した。

2. 令和7年度事業計画および収支予算について

村田 常務理事から、令和7年度事業計画及び収支予算について、資料5-1および資料5-2に基づき説明があった。審議の結果、原案のとおり承認され、3月5日開催の総会に諮ることとした。

3. 支部推薦理事数の変更等に関する検討結果について

藤澤 組織運営体制等検討ワーキンググループ座長から、資料6-1および資料6-2について、以下のとおり説明があった。

- 12月開催の第5回理事会での様々なご意見を踏まえ、1月15日に第3回WGを開催し、支部推薦理事数の定数配分等について、再検討を行った。
検討結果(案)のご説明に先立ち、前回の理事会で主に4点のご意見があり、それに対するWGの考え方についてまとめたので、ご報告する。資料6-2をご覧ください。
- 1点目は、法人数が減少するのに理事数を増員する必要があるのかということであるが、国立大学法人を取り巻く環境は年々厳しさを増している中で、運営費交付金の配分の在り方への対応や、教育の動向の変化に伴う入試の在り方の見直し等について、令和7年度以降において議論が必要となることが考えられる。
このため、法人数の減少により理事会を縮小するのではなく、理事会の体制強化を図り、より迅速かつ的確に対応していくことが重要となることから、理事数を増員することが適当であると考えます。
- 2点目は、増員する理事について、支部推薦理事でなく会長指名理事としないのかというご意見であるが、本協会の活性化には、会員全体の意向の汲み上げが必要であり、各支部会議から選出される支部推薦理事が支部としての意見や議論を持ち寄り、理事会においてより活発な議論を行うことが重要と考えます。
なお、支部推薦理事・会長指名理事のいずれにしても、理事数の変更を行う場合は定款の変更が必要となることを申し添える。
- 3点目は、支部推薦理事数の基準を明確化すべきではないかというご意見であるが、これまでの支部推薦理事数の変更は、大学の統廃合等により支部を構成する大学数が変動した際、類似の大学数で構成される他支部の理事数を参考に理事定数の変更を行い支部間のアンバランスを是正してきた。
今回、基準を明確化すべきというご意見を踏まえ、現時点において各支部の法人数に対する支部推薦理事数の割合が、64ページの表のとおりほぼ2割を超えて

いることを考慮し、2割を下回っている支部について理事数を増員し、2割台とするとともに、一定の上限を設けることも必要であることから、最大3人までとすることを提案する。

なお、北海道地区における法人数と支部推薦理事数の割合については4割となっているが、平成19年11月総会において「会員の意見を本協会の組織運営に的確に反映していくこと、および加盟大学学長の一体感と参加意識の高揚を図ることを目的に原則として支部推薦理事数を2人とし、1人は連続して選出しない」ことが承認されていることを尊重し、令和4年11月総会において、北海道地区の理事数は法人数に関わらず2名とすることが了承されていることから、例外としたいと考えている。

また、支部における学生数を配分基準に用いてはどうかのご意見もあったが、本協会は定款において法人を正会員としていることから、配分基準に学生数を用いることはなじまないものとする。

- 最後に、各地区で支部推薦理事を選ぶ際、大学の規模や特性を考慮すべきではないかというご意見であるが、「国立大学協会支部規程」においては、支部推薦理事選出の際には大学の規模や特性を考慮して選考を行うよう規定されており、従来から各支部における支部推薦理事は、大学の規模や特性を考慮されたうえで選出されているものと考えている。
- これらの考え方に基づき、資料6-1のとおり、組織運営体制等検討WGにおける検討結果（案）をとりまとめた。
- まず、今回の理事定数配分の見直しにあたって、基本的な考え方を2点示している。

先ほどご説明した資料6-2の1点目の考え方に加え、本協会の理事は、業務執行理事として、常設の委員会の委員長及び副委員長に配置されているが、委員会のもとに設置されてる小委員会の委員長には、各委員会の副委員長を配置しているところ、理事でない学長にお願いしている小委員会があり、その点からも理事会の体制改善及び強化が必要と考える。

- 次に、支部推薦理事の定数配分基準についてであるが、先ほど資料6-2でご説明したとおり、
 - 1) 北海道地区支部を除く各支部の法人数に対する支部推薦理事数の割合は2割台とする。
 - 2) 一定の上限を設けることも必要であることから、各支部の支部推薦理事数については3人を上限とする。

としたいと考えている。

- この基準案に基づき、現状において法人数に対する支部推薦理事数の割合が1割台である東海・北陸地区支部及び九州地区支部において、2割台に引き上げるため、支部推薦理事数を1名ずつ増員することを提案する。

- また、理事の役割分担について、増員する2名の理事定数は、理事でない学長に小委員長をお願いしている「経営委員会」と、総合型選抜入試の活用に関し今後議論が必要となる「入試委員会」に定数を配分することを、併せて提案する。
- なお、以上の提案についてご承認いただいた場合は、「定款」の変更に加え、関連する諸規則等について、その一部を改正する必要がある。
定款の変更及び関連諸規則の改正内容については、ご承認いただいた後、村田常務理事よりご説明いただく。

審議の結果、原案のとおり承認され、3月5日開催の総会に諮ることとした。

4. 定款の変更及び諸規則の一部改正について

(1) 定款の変更及び関連規則の一部改正について

村田常務理事から、資料7-1に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、3月5日開催の総会に諮ることとした。

(2) 旅費規則等の一部改正について

村田常務理事から、資料7-2に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(3) その他職員の就業に関する諸規則の一部改正について

村田常務理事から、資料7-3に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

5. わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像 最終まとめ（案）について

梅原 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像ワーキンググループ座長から、資料8について、以下のとおり説明があった。

- 新たな将来像ワーキンググループでは、わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像について検討し、最終まとめ（案）を取りまとめたのでご審議願う。資料8をご覧ください。
- 本まとめは、冒頭文と本体という構成にしており、P132からの冒頭文は「本提言の基本的考え」という、本体で述べる主張を端的にまとめたものとしている。本日は、この冒頭文を中心に、本提言の内容についてご説明する。
- 1)は「国立大学の挑戦」としている。少子化と人口減少が社会の変化を招く中で、教育・研究・社会貢献を機能とする「知の拠点」である国立大学は、新たな知を生み続けるとともに社会の求めを理解し、その活動を強化して「知の総和」の向上に貢献する、そのことを「挑戦」と表現している。この内容は2040年を念頭に置いているが、大幅な18歳人口の減少が始まる2035年までにはそ

のために必要な取組を行っていく必要がある。

- 2) では「人材育成」に触れている。人口減少の中で国立大学は、「知の総和」を維持・拡大させるため、地方や女子の大学進学率の向上を図る必要がある。同時に、留学生の定員外枠化等の取組を進め、今から留学生の受入れ拡大に取り組まなければならない。

大学院の持つ教育・研究機能と、学部を持つ教育機能の二つの機能に立脚し、研究中心大学と学部教育に重点を置く大学の機能分化を図り、人口減少に応じた適正な規模に学部・大学院の定員を調整していく。同時にこれらの大学間での研究者・教員の流動性確保に努めることで、教育力、研究力を強化する。

研究中心大学では学部定員の振替により博士課程の規模を拡大し、博士取得者数を3倍に増加させ知の水準の向上を図る。同時に産業界等と協力して博士人材が活躍できる環境や条件を醸成する。

地方大学では、大学間連携を進めるとともに、学部構成や定員の見直しを進めつつ、学部教育、人材育成、特色ある研究の推進を図る。併せて地域産業のイノベーション等に係る大学院教育を展開し、自治体・地域産業界とともに、地方創生を主導し、人口流出を抑え込むことを目指す。

医療人材や教員養成の機能を維持するとともに、研究者養成等の役割を果たすため、大学病院の在り方に関し文科省・厚労省と協働するとともに、初等中等教育教員の質の高度化を図る等、社会を支える人材養成を進める。

- 3) 研究力強化としては、研究者全体の層を広く厚くするとともに、施設・設備・スタッフ等の研究環境の充実を図る。研究の質を向上し発展させるためには、共同研究やクロスアポイントメント、所属移動等による研究者の流動性向上を国内・国際の双方で進めることも欠かせない。
- 4) 社会貢献の観点では、人材育成や研究を通じてわが国、各地域の発展に貢献する「地（知）の拠点」であり続ける。特に地方自治体、地域産業界との連携・協働を推進することが必須となる。
- 5) として連携と包摂について記載している。各国立大学は、統合も視野に入れつつ様々な連携・再編を進め、国立大学総体としての「国立大学システム」の力を強化させる。公私立大学や自治体・産業界との連携も必要である。

将来の社会は多様性とグローバル化が基軸となる社会であり、国立大学は、海外から優秀な人材を引き受けその育成を担い、卒業後の日本での就労も促進する。さらに女性・障害を持つ者等の活躍を促進する。

- 最後の段落だが、国立大学の意義は社会の発展と国民の幸福にあり、国立大学の活動の受益者は国と国民全体である、という意識を高め、国と社会が国立大学を支えることが必要であり、それは、わが国社会の高度化につながる未来への投資である、という内容を盛り込んでいる。
- 本文ではこうした内容をより詳細かつ具体的に記述しているが、分量の関係から

「冒頭文」を用いて説明させていただいた。今回付議した内容は、これまで理事会でご審議いただいていた内容と比べると「定員」の話を明言していることが特徴である。この点について、永田会長からも一言いただきたい。本日承認いただければ、来月の総会にもお諮りした後、公表へと進めていく予定である。

続いて、議長から、以下のとおり発言があった。

- 国立大学が過去から現在に至るまで、この国においては最も誇りを持って高等教育や研究に当たる集団であるという認識を持っている。国立大学のカリキュラムに順応できる高いレベルの学生を獲得し、そしてより優秀な人材として社会に送り出すというミッションがあると理解している。そうすると、これから2035年を皮切りに劇的に18歳人口が減っていく日本人だけで、我々がこれまで保ってきたレベルをキープすることは考えられない。国際交流委員会からも、学士課程、修士課程、博士課程それぞれの留学生の割合をどのくらい増やすのかという目標が示されている。そういう観点から考えると、我々としては、社会人や、女性もあるが、留学生を多くとることについて概ねの理解が得られる。国立大学システム全体で、ある一定数まで留学生をとっていかなければいけないだろうというのが結論だと考える。
- 留学生を学生定員の外枠だと記載してあるが、中央教育審議会においても文部科学省のご理解をいただいている。10%留学生をとるということは、今だと100人の定員が90人になってしまうが、留学生を10人とっても、15人とっても定員による制限の問題がないということである。各大学の努力で今の学生定員と同じだけの学生数はキープできるであろうと、そういう趣旨を含んで「外枠」という文言が入っている。
- もちろん留学生が確保できない大学もあるが、その際はそれに類する努力が必要だと思う。例えばお茶の水女子大学や奈良女子大学が新たに女性に対して工学部の枠を使って門戸を広げる、こういった努力も全部含めた内容での学生定員の考え方で、WGが真摯に集約されたと思っている。
- 国立大学システムの中で顕著な例は共通テストである。入試センターが行っていることになっているが、もともとは国立大学の先生方が行っていたものをセンターが集約している。このシステムを私立大学や公立大学が利用している。これはもともと国立大学が取り組んできたものが公私立を含めた共通の制度として使われた事例である。今後、留学生の日本語教育や日本の歴史や事情教育など、それぞれの大学では実施が困難なこともあるが、国立大学システムが共同で助け合っていくということも議論されていた。国立大学は研究大学であり、そして地域の中心であるという大元を堅持するというところだろう。国立大学システムという考え方を今回提案しており、全体のレベルでこの国を支えるという考え方で是非

ともご協力、ご理解をいただきたい。

審議の中で、西尾 大阪大学長から以下のとおり発言があった。

- 定員のことなどについて踏み込んで書かれているが、それに対してはある程度のタイムスケールがないと、大学の機能分化や学部定員の見直しなどについて、ここから出るメッセージを逆に使われてしまうリスクがある。2040年に向けてこういうプロセスを経て対応を進めていくというような時間軸が入っていた方がよい。

これに対し、議長から以下のとおり発言があった。

- ご指摘のように、逆手に取られないよう表現していく必要がある。危機的状況は2035年以降だから2035年まではそのために最善の努力をする時期であり、それは明言しておいた方がよいと考える。各大学が取捨選択しながら自分たちが選んでいくということを書いた方がよいかもしれない。

このほか様々な議論が行われた。

審議の結果、本日指摘のあった件を反映した修正等について、座長と副座長に一任することとし、3月5日の第4回通常総会に諮ることとされた。

6. 令和7年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料9に基づき説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認され、3月5日開催の総会に諮ることとした。

7. 令和6年度第4回通常総会の日程等について

議長から、資料10に基づき説明があり、これを確認した。

IV その他

1. 国立大学法人を巡る状況について

時間の都合上、意見交換は行われなかった。

- 議長が閉会を宣した。

以上

この議事録が正確であることを証するため、議事録署名人は次に記名押印する。

令和7年2月14日

議事録署名人（議長） 永 田 恭 介

議 事 録 署 名 人 寶 金 清 博

同 藤 澤 正 人

同 湊 長 博

同 佐々木 泰 子

同 田 野 俊 一

同 伊 藤 正 明

入試委員会（令和6年度第1回）議事概要

日 時 令和6年5月8日（水） 15：00～16：00

場 所 オンライン会議（Zoom）

出席者 兒玉委員長、林副委員長、中島副委員長
三浦、井関、池田、中村、太田、高田、飯田 各委員
根岸、島田、大谷、川嶋、西郡、植野 各専門委員
（国立大学協会） 位田専務理事 村田常務理事・事務局長
（大学入試センター） 山口理事長

〔議 事〕

1 令和6年度の入試委員会活動計画について（報告）

事務局より資料 1-1～資料 1-2 に基づき、令和6年度入試委員会活動計画について説明があった。

2 「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）」について

事務局より資料 2-1 に基づき、「国立大学の2026年度入学者選抜についての実施要領（案）」について説明があった後、意見交換を行った。審議の結果、原案のとおり了承され、本案で5月の理事会、6月の総会に諮ることとなった。

3 国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討 WG の検討結果について

事務局より資料3-1に基づき、国立大学の入学者選抜に関する中長期的課題検討WGの検討結果について説明があった後、意見交換を行った。審議の結果、オンラインセミナーを開催し、各大学へ情報を共有していくことになった。オンラインセミナーでは、「CBT を活用した入学者選抜」について電気通信大学及び東京外国語大学に、「入試業務負担軽減」について佐賀大学に事例紹介をお願いすることとなった。

4 入学者選抜における試験種の募集人員の割合について

事務局より資料4-1、4-2、4-3に基づき、筑波技術大学より入学者選抜における試験種の募集人員の割合について協議が依頼された旨、説明があった。審議の結果、受験資格が障害を有する者とされる筑波技術大学の特殊事情に鑑み、他の国立大学とは同様に取り扱い得ないと考えられることから、協議内容は原案のとおり承認され、資料4-2の回答を筑波技術大学へ送付することとなった。

その他

以上

入試委員会（令和6年度第2回）議事概要

日 時 令和7年3月10日（月） 11:00～12:00

場 所 オンライン会議（Zoom）

出席者 兒玉委員長、林副委員長、中島副委員長
松田、三浦、寺野、太田、高田、谷澤、飯田 各委員
葛岡、根岸、島田、大谷、川嶋、西郡、植野 各専門委員

〔議 事〕

1 「2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-」において掲げた継続的検討事項について

事務局より資料1-1に基づき、「2024年度以降の国立大学の入学者選抜制度-国立大学協会の基本方針-」において掲げた継続的検討事項について説明があった後、意見交換を行った。審議の結果、原案のとおり了承された。

2 大学院入学者選抜実施要項について（報告）

事務局より資料2-1、2-2、2-3に基づき、大学院入学者選抜実施要項について報告があった。

3 総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施にあたり留意すべき事項等について（報告）

事務局より資料3-1、3-2に基づき、総合型選抜や学校推薦型選抜における学力把握措置の実施にあたり留意すべき事項等について報告があった後、意見交換を行った。

以上

令和6年度第3回国際交流委員会および第1回教育・研究委員会（合同開催）
議事概要

- 1 日 時：令和7年1月10日（金）14：30～15：20
- 2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）
- 3 出席者：〈国際交流委員会〉
湊委員長、穴沢委員、小川委員、佐々木委員、石崎委員、吉田委員、
塩崎委員、那須委員、西田委員
〈教育・研究委員会〉
藤井委員長、仁科副委員長、富永副委員長、田口委員、福田委員、
石原委員、中村委員、吉本委員、本山委員、三谷委員
〈文部科学省 科学技術・学術政策局〉
井上局長、倉田参事官（国際戦略担当）、村木補佐、寺田係長

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、定足数の確認を行った。

(1) 研究セキュリティ確保の取組に係る政府の動向について

事務局から、国際交流委員会および教育・研究委員会の合同開催に至る経緯について説明があり、その後、文部科学省科学技術・学術政策局 井上局長から資料1-1に基づき研究セキュリティ確保の取組に係る政府の動向について説明があり、質疑応答・意見交換を行った。

(2) 国立大学協会での研究セキュリティ確保における対応について

事務局から資料1-2、1-3に基づき研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会の設置について説明があり、案のとおり了承された。

(3) その他

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和6年度第1回大学評価委員会 議事概要

日 時 令和6年9月9日（月） 16:00～17:00
場 所 オンライン遠隔会議
出席者 寶金委員長、
西尾、小川、長澤、南谷、田野、中野、横手、永田、日誌、大谷、佐古、
金久 各委員
林、両角 各専門委員
(大学改革支援・学位授与機構)
光石 理事
成相 評価事業部長
光田 研究開発部教授
鳶田 研究開発部教授

〔議 事〕

1 第4期中期目標期間の教育研究評価における「実績報告書作成要領」「評価作業マニュアル」について

大学改革支援・学位授与機構 光石理事より、資料1-1～1-5に基づき、第4期中期目標期間の教育研究評価における「実績報告書作成要領」及び「評価作業マニュアル」について説明があった後、意見交換を行った。

以上

令和6年度第1回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時：令和6年4月30日（火）14：00～16：00
- 2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）
- 3 出席者：湊委員長
牛木、小川、佐々木、石崎、吉田、西田各委員
ベントン、織田、坪井、小幡、中内、堀田、福井、石原各専門委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、定足数の確認を行った。

(1) 新グローバル計画の策定について

事務局から、3月4日（月）に開催された専門委員連絡会で行われた議論の報告及び取りまとめた新グローバル計画の原案について説明があった。委員からの意見を踏まえ、事務局にて修正案を作成し、追って書面審議にて諮ることとした。また、今後の予定として、5月理事会、6月総会での報告後、国際交流委員会名で公表することを確認した。

(2) 海外大学団体との協定及び交流事業に関する基本的考え方

事務局から、「海外大学団体との協定・交流事業に関する基本的考え方について」原案について説明があった。今後協定締結や交流事業を実施するにあたっての基本的な対応について、国際交流委員会として改めて整理し取りまとめる旨了承された。委員会での意見を踏まえて修正を行い、追って書面審議にて諮ることとした。

(3) 協定締結団体等との今後の交流イベント開催について

事務局から、2024年、2025年度の国際交流事業の実施計画について説明があった。2024年度は、日韓学長会議、カナダとの協定、2025年度は日台学長フォーラムを7月16日に開催することを確認した。日豪交流事業について、2024年開催としてUA（Universities Australia）と調整を進めることが了承された。英国、仏、独については、他国との交流事業計画を踏まえ、引き続き検討することとした。

(4) その他

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和6年度第2回国際交流委員会 議事概要

1 日 時：令和6年9月2日（月）15：00～17：07

2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）

3 出席者：湊委員長

牛木、和田、小川、佐々木、塩崎、那須各委員

林、ベントン、織田、中内、堀田、福井各専門委員

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、定足数の確認を行った。

(1) フォローアップ調査について

事務局から、当委員会で策定した「国立大学グローバル化アクションプラン—国際社会における共創へのリーダーシップを発揮するために—」(NUGLAP)を踏まえ、今年度実施するフォローアップ調査の調査内容について説明があった。委員からの意見を踏まえ、委員長と協議のうえ、事務局にて修正案を作成し、追って書面審議に諮ることとした。

(2) 協定締結団体等との今後の国際交流事業について

事務局から、2024年、2025年度の国際交流事業の実施計画について説明があった。2024年度は、カナダとの協定締結、ドイツの会長及び副会長来訪、日豪研究協力フォーラム、2025年度は、日台学長フォーラムのプログラム案について了承された。また、韓国との今後の交流事業について、国公立大学団体国際交流担当委員長協議会に諮ることとなった。イギリス、ドイツ、東南アジアについては、引き続き検討することとした。

また、今年5月に開催した日韓学長フォーラムの報告をJACUIE ホームページに掲載している旨の報告がなされた。

(3) その他

文科省主催のGlobal×Innovation 人材育成フォーラムにて、取りまとめた「Global×Innovation 人材育成フォーラム 中間まとめ(案)」が事務局から紹介された。また、次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和6年度第3回国際交流委員会および第1回教育・研究委員会（合同開催）
議事概要

- 1 日 時：令和7年1月10日（金）14：30～15：40
- 2 開催方法：オンライン（Zoom 使用）
- 3 出席者：〈国際交流委員会〉
湊委員長、穴沢委員、小川委員、佐々木委員、石崎委員、吉田委員、
塩崎委員、那須委員、西田委員
〈教育・研究委員会〉
藤井委員長、仁科副委員長、富永副委員長、田口委員、福田委員、
石原委員、中村委員、吉本委員、本山委員、三谷委員
〈文部科学省 科学技術・学術政策局〉
井上局長、倉田参事官（国際戦略担当）、村木補佐、寺田係長

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、定足数の確認を行った。

(1) 研究セキュリティ確保の取組に係る政府の動向について

事務局から、国際交流委員会および教育・研究委員会の合同開催に至る経緯について説明があり、その後、文部科学省科学技術・学術政策局 井上局長から資料1-1に基づき研究セキュリティ確保の取組に係る政府の動向について説明があり、質疑応答・意見交換を行った。

(2) 国立大学協会での研究セキュリティ確保における対応について

事務局から資料1-2、1-3に基づき研究インテグリティ・研究セキュリティに関する専門調査会の設置について説明があり、案のとおり了承された。

(3) その他

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以下、国際交流委員会のみ

(4) 令和7年度国際交流委員会の事業計画（案）について

事務局から、まず資料2-4に基づき令和6年11月に実施した国際交流事業について報告があり、その後資料2-1に基づき令和7年度国際交流委員会の事業計画について説明があり、案のとおり了承された。

(5) 日台協定書更新案について

事務局から、まず資料3-1に基づき、2025年7月開催の日台大学学長フォーラムで再調印される日台協定書の主な更新点の説明があり、案のスペルの誤りを修正した内容で了承された。

(6) その他

次回の開催については、事務局から改めて連絡する旨、説明があった。

以上

令和6年度 第1回経営委員会・第1回人事労務小委員会・
第1回財務・施設小委員会（合同開催） 議事概要

日 時 令和7年2月7日（金） 10：00～12：00
場 所 オンライン会議
出席者 藤澤委員長、石橋副委員長、大竹副委員長
榮坂、玉手、田中、國分、太田、小畑、伊藤、竹村、上本、
越智、上田、佐野 各委員
角田、木下、大淵、八田、大鳥、塩崎 各専門委員
（東京大学）小野寺人事部長
（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部計画課）後藤課長

- 議事に先立ち、事務局から、資料及びオンライン会議の運用について説明があった。
- 藤澤委員長から委員の出席が過半数のため定足数を満たす旨の説明があった。

〔議事の経過及び結果〕

1. 令和6年度国立大学法人等職員統一採用試験について
試験実施地区の幹事大学を代表して、東京大学小野寺人事部長から資料1 および参考資料1に基づき、令和6年度の国立大学法人等職員統一採用試験の実施状況等について説明があり、その後、意見交換を行った。
2. 「2024年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「2024年度人件費等に関する調査」について
事務局から資料2-1及び2-2に基づき、「2024年度障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査」及び「2024年度人件費等に関する調査」の調査結果について説明があり、了承された。調査結果については近日中に会員・特別会員へ提供することとした。
また、人事院勧告に関する対応については、今後の要望活動に活用していくため追加で調査を実施することとなった。
3. 国立大学法人の施設整備について
文部科学省後藤計画課長から資料3に基づき、国立大学法人の施設整備について説明があり、その後、意見交換を行った。
4. 令和6年度における各小委員会の活動、令和7年度経営委員会事業計画、並びに各小委員会活動計画について
事務局から資料4-1及び4-2に基づき、令和6年度における各小委員会の活動報告、令

和7年度経営委員会事業計画、並びに人事労務小委員会及び財務・施設小委員会活動計画について説明があり、いずれも原案の通り承認された。

5. その他

病院経営小委員会 田中小委員長から、1月17日（金）に開催された令和6年度第2回経営委員会病院経営小委員会について資料5-1、資料5-2に基づき報告があり、その後意見交換を行った。

以上

広報委員会（令和6年度第1回） 議事概要

日 時 令和6年6月26日（水） 13：30～14：40
場 所 Zoomによるビデオ会議
出席者 佐々木委員長、松岡副委員長、
長谷山、鎌土、榊、位田、村田 各委員
加藤、藤崎、山崎 各専門委員

議事に先立ち、委員長から、委員及び専門委員の交代について報告があり、委員及び専門委員から挨拶があった。

また、委員長から、一般社団法人国立大学協会委員会規程第5条第3項により、委員長不在時の副委員長の順序については、河村副委員長を第1順位、松岡副委員長を第2順位とする旨報告があった。

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第72号（7月発行）の編集について

資料1に基づく説明及び審議の結果、必要な修正を行ったうえで発行することとなった。

2. 広報誌「国立大学」第73号（11月発行）の企画について

11月発行の第73号（テーマ：高度専門職（URA等）活躍）について、資料2に基づく説明及び審議の結果、特集タイトル案は「URA—研究を支援する高度専門職人材の活躍—」とし、OPINIONは各大学のURA数名による座談会を行うこととなった。LEADER'S MESSAGEは金沢大学の和田学長へ依頼することとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。

また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。

3. 広報誌「国立大学」第74号（3月発行）の企画について

3月発行の第74号について、資料3に基づく説明及び審議の結果、テーマは「国立大学の将来構想」として、特集の方向性を引き続き検討することとなった。LEADER'S MESSAGE及びOPINIONの候補者については、委員会であがった意見を踏まえ、事務局で検討することとなった。

4. 広報誌「国立大学」別冊 22 号の校正について

資料 4 に基づく説明及び審議の結果、必要な修正を行ったうえで発行することとなった。

以上

広報委員会（令和6年度第2回） 議事概要

日 時 令和6年10月28日（月） 14:00～15:05
場 所 Zoomによるビデオ会議
出席者 佐々木委員長、河村副委員長、松岡副委員長、
長谷山、鎌土、齋藤、岡本、榊、位田、村田 各委員
加藤、山崎 各専門委員

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第73号（11月発行）の編集について
資料1に基づく説明及び審議の結果、原案のとおり発行することとなった。修正が必要な場合には委員長一任のもと行うこととなった。
2. 広報誌「国立大学」第74号（3月発行）の企画について
3月発行の第74号（テーマ：教員養成）について、資料2に基づく説明及び審議の結果、特集タイトル案は「未来社会に向けた教員養成」とし、OPINIONは千葉大学副学長の貞広斎子氏へ、LEADER'S MESSAGEは東京学芸大学の國分学長へ依頼することとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。
また、Challenge!国立大学については、今後大学に取組を照会することとし、掲載大学の選考については改めて当委員会にて決定することとした。
3. 広報誌「国立大学」第75号（7月発行）の企画について
7月発行の第75号について、資料3に基づく説明及び審議の結果、テーマは「国立大学の将来像」として、特集の方向性を引き続き検討することとなった。LEADER'S MESSAGE及びOPINIONの候補者については、事務局で検討することとなった。

II 報告事項

1. 令和6年度国立大学法人等広報担当者連絡会について
事務局より、令和6年度国立大学法人等広報担当者連絡会について、資料4に基づき報告があった。

以上

広報委員会（令和6年度第3回） 議事概要

日時 令和7年3月3日（月） 10:00~10:56
場所 Zoomによるビデオ会議
出席者 佐々木委員長、河村副委員長、松岡副委員長、
鎌土、齋藤、岡本、榊、位田、村田 各委員
藤崎、山崎 各専門委員

I 協議事項

1. 広報誌「国立大学」第74号（令和7年3月発行）の編集について
資料1に基づく説明及び審議の結果、原案のとおり発行することとなった。修正が必要な場合には委員長一任のもと行うこととなった。
2. 広報誌「国立大学」第75号（7月発行）の企画について
7月発行の第75号（テーマ：国立大学の将来像）について、資料2に基づく説明及び審議の結果、特集タイトルは「国立大学が拓く将来社会」とし、OPINIONは中央教育審議会の高等教育の在り方部会部会長の永田恭介筑波大学長へ、LEADER'S MESSAGEは、わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像ワーキンググループ座長の梅原出横浜国立大学長と副座長の仁科弘重愛媛大学長へ依頼することとなった。候補者の都合がつかなかった場合の変更等については、委員長に一任することとした。
また、Challenge!国立大学に変わる企画として、国立大学の連携事例「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」、「東海・信州 国立大学連携プラットフォーム」(C2-FRONTs)、「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所」、「ENGINE」、「東北創生国立大学アライアンス」を紹介することに決定した。
3. 広報誌「国立大学」第76号（11月発行）の企画について
11月発行の第76号について、資料3に基づく説明及び審議の結果、テーマは「グローバル人材育成及び大学の国際化について」として、特集の方向性を引き続き検討することとなった。LEADER'S MESSAGE及びOPINIONの候補者については、事務局で検討することとなった。

II 報告事項

1. 令和7年度以降の広報誌「国立大学」の制作について
事務局より、令和7年度以降の広報誌「国立大学」の制作について、報告があった。

令和6年度第1回事業実施委員会 議事概要

日 時 令和7年1月15日（水）10:00～11:50
場 所 Zoomによるオンライン会議
出席者 松尾委員長、梅原副委員長、上田副委員長
千葉、林、野田、宮下、受田、鮫島 各委員

〔報告〕

（1）令和6年度研修等事業報告について

事務局から、資料1に基づき、令和6年度研修等事業について報告があった。併せて、資料2～4に基づき、令和6年度大学改革シンポジウム、新任学長（就任予定者）セミナー及び新規理事・事務局長就任予定者研修会の実施に向けた進捗状況の報告があった。

（2）国立大学法人総合損害保険について

事務局から、資料6～7に基づき、国立大学法人総合損害保険の基本方針に基づく火災事故防止に向けた取り組みについて報告があった。

〔議事〕

（1）令和7年度国立大学総合損害保険引受保険会社の決定について

事務局から、資料8に基づき、令和7年度国立大学総合損害保険引受保険会社について説明があった後、原案どおり了承された。

（2）令和7年度事業実施委員会事業計画（案）について

事務局から、資料9～10に基づき、令和7年度事業実施委員会事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、大学改革シンポジウムの新名称については、「国立大学未来共創シンポジウム」とすることとした。

（2）令和7年度研修等事業計画（案）について

事務局から、資料11～21に基づき、令和7年度研修等事業計画（案）について説明があった後、広く意見交換を行った。各研修事業の講演者及びテーマについて、2月中旬まで意見徴収をすることとした。

（3）その他

国立大学協会が実施する研修事業等について、広く意見交換を行った。

以上

- 1 日 時 令和6年9月30日（月）15:00～16:10
- 2 場 所 WEBによる開催（WEB会議システム「Zoom」を使用）
- 3 出席者 角田委員、米澤委員、織田島委員、小酒井委員、金岡委員
- 4 欠席者 米田委員、小幡委員、岩澤委員

議事に先立ち、新任委員挨拶が行われた。

・新任委員の挨拶について

8月より委員として新しく、三重大学の織田島副理事・事務局長、京都大学の小幡理事が新たに就任されたことに伴い、出席されている織田島委員から新任の挨拶があった。

5 議事

1 座長の選任について

委員の任期が終了したことに伴い、座長の選任が行われ座長は角田委員が選任された。

6 報告事項

1 令和6年度国立大学法人総合損害保険の加入状況について

事務局から資料1-1、国大協サービスから資料1-2に基づき報告があった。

2 国立大学法人総合損害保険保険金支払状況等について

国大協サービスから資料2-1、2-2に基づき報告があった。

7 議事

2 国立大学法人総合損害保険の運営及び改善に関する意見書（案）について

事務局から、資料3、4に基づき説明があった後、審議を行った結果、書面審議にて引き続き審議することとなった。

3 新規火災事故発生時の事故報告及び現地調査（案）について

事務局から、資料5に基づき説明があった後、審議を行った結果、委員からの意見を踏まえ資料5を修正することとなった。

8 その他

事務局から、資料6に基づき今後のスケジュールについて説明があり、書面審議後、本委員会としての意見書及び新規火災事故発生時のスキームを事業実施委員会へ提出することとなった。

以上

令和6年度第1回 政策研究所運営委員会 議事概要

- 1 開催日時 令和7年2月12日(水) 10:00~11:00
- 2 開催方法 WEB会議 (Zoom会議)
- 3 出席者
参加：佐々木委員長、大田委員、佐古委員、千葉委員、日詰委員、木谷委員、戸渡委員、濱中委員、林委員、吉武委員、米澤委員、位田委員、村田委員、
欠席：小林委員、水田委員
- 4 議事の経過及び結果
 - ＜議題1＞ 令和7年度事業計画(案)について(資料1)
令和7年度事業計画(案)について、資料1に基づき説明を行った。
審議の結果、原案のとおり了承された。
 - ＜議題2＞ 令和6年度実施の調査研究課題の期間延長について(資料2)
令和6年度実施の調査研究課題の期間延長について、資料2に基づき「教育リソースの共有方策に関する調査研究」について研究代表者の米澤委員より、「法人化20年 国立大学法人化の検証」について研究協力者の金子委員より説明があった。
審議の結果、2件の調査研究課題について令和8年3月末までの延長を認めることとした。
 - ＜議題3＞ その他
委員から政策研究所の評価を行ってはどうかとの意見があり、評価の実施について検討を行うこととした。
 - ＜報告1＞ 2024年度国立大学法人基礎資料集及び参考資料【会員限定】の作成について
2024年度国立大学法人基礎資料集及び参考資料【会員限定】の作成について資料3に基づき報告を行った。項目10「大学ランキング」については意見交換の結果、注釈を追記して掲載することとした。

Ⅲ 意見、提言、要望書等

資料

- 1 国立大学協会声明—我が国の輝ける未来のために—
- 2 予算・税制改正要望書
- 3 令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議
- 4 令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議
- 5 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

国立大学協会声明

-----我が国の輝ける未来のために-----

令和6年6月7日

一般社団法人 国立大学協会理事会

1. 国立大学の覚悟

天然資源に乏しい我が国にとって、最も重要なのは人材であり、社会と産業を動かす科学技術の進歩です。大学は、高い能力と見識を備え、未来を創造する人材の育成と、高度で先端的な研究の推進に重要な役割を果たしてきました。その中でも国立大学は、創設以来、世界最高水準の教育研究の実施や重要な学問分野の継承・発展、すべての都道府県に設置され全国的な高等教育の機会均等の確保、グローバル人材の育成といった役割を担ってきました。これからも国立大学は、我が国の研究力の源であって、我が国全体の、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点であり、産業、教育、医療、福祉などに十全の責務を負っていく覚悟です。

2. 国立大学を取り巻く財務状況の悪化

国家予算が厳しさを増すにつれ、国立大学の活動を支える基盤経費（運営費交付金）は減額されたままです。加えて、社会保険などの経費の上昇、近年の物価高騰、円安などにより基盤経費を圧迫し、実質的に予算が目減りし続けています。また、働き方改革の実現のため、大学教職員、学校教員や医師を確保する必要も出てきました。その中にもあっても質の高い教育研究活動を維持・向上していくために、寄付金などの外部資金や自ら収入を増やす努力も進めています。そうして、我が国の課題、また地球規模の課題の解決に、教育と研究を通じて全力で取り組んできました。

しかし、もう限界です。

3. 輝ける未来への協働

我が国の教育研究の根幹をなす86の国立大学は、輝ける未来に向けて、以下のことに取り組みます。

- ①博士人材などの高度人材の養成をさらに進め、輝ける未来創造を牽引します。
- ②社会人や女性、外国人など多様な人材を受入れ、多様性の時代を牽引します。
- ③全国の大学進学率の向上に努め、国全体の知のレベルを上げて、地域社会とグローバル社会を牽引します。

4. 国民の皆様へのお願い

このように、国立大学はこれまで以上に大きな役割を果たして、我が国全体のさらなる発展を支え、豊かな社会を実現していこうとしています。国立大学の担うこのミッションは、国や地域、産業界や自治体を含む社会全体、そして国民の皆様一人ひとりに、積極的に参加いただき、ともに協力していくことにより、実現していくことができます。

国立大学の危機的な財務状況を改善し、我が国の輝ける未来を創り出すために、皆様の理解と共感、そして力強い協働をお願いする次第です。

(参考)

一般社団法人 国立大学協会理事会メンバー：永田恭介（筑波大学長）、實金清博（北海道大学長）、藤澤正人（神戸大学長）、益一哉（東京工業大学長）、佐々木泰子（お茶の水女子大学長）、西川祐司（旭川医科大学長）、富永悌二（東北大学長）、松岡尚敏（宮城教育大学長）、田中雄二郎（東京医科歯科大学長）、林佳世子（東京外国語大学長）、梅原出（横浜国立大学長）、牛木辰男（新潟大学長）、和田隆志（金沢大学長）、上田孝典（福井大学長）、松尾清一（東海国立大学機構長）、湊長博（京都大学長）、西尾章治郎（大阪大学長）、中島廣光（鳥取大学長）、河村保彦（徳島大学長）、仁科弘重（愛媛大学長）、石橋達朗（九州大学長）、兒玉浩明（佐賀大学長）、小川久雄（熊本大学長）、田野俊一（電気通信大学長）、藤井輝夫（東京大学長）、中野聡（一橋大学長）、岡本幾子（大阪教育大学長）、塩崎一裕（奈良先端科学技術大学院大学長）、越智光夫（広島大学長）、浅井祥仁（高エネルギー加速器研究機構長）、位田隆一（専務理事・前滋賀大学長）、村田善則（常務理事・事務局長）

文部科学大臣
盛山正仁 殿

一般社団法人 国立大学協会
会長 永田 恭介

**令和7年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正等について(要望)
――我が国の輝ける未来のために――**

国立大学は創設以来、高い能力と見識を備え未来を創造する人材の育成と、高度で先端的な研究の推進に中心的役割を果たしてきました。とりわけすべての都道府県に設置され、全国的な高等教育の機会均等の確保の下で、世界最高水準の教育の提供、最先端の科学研究の推進、基幹となる学問分野の継承・発展、さらには世界で活躍するグローバル人材の育成といった役割を担ってきました。

我が国は今、国際情勢の不安定化に伴うエネルギー価格や原料価格の上昇、さらに急激な円安を背景とした物価高騰に見舞われ、急速な少子高齢化・人口減少など、様々な課題を抱えています。このような状況においても、我が国が持続可能な成長を遂げ、豊かな社会を実現していくためには、成長を支える高度人材の育成や留学生を含む多様な人材の受入れ、社会人のリカレント・リスキリング教育など、重要な責務を担う国立大学への投資を大幅に拡充し、我が国全体の知の総和を維持・向上させ、国際競争力を飛躍的に増大することが重要です。

国立大学は、我が国の輝ける未来のため、教育・研究・社会貢献の一層の機能強化を図るとともに、これからも我が国の発展の源であり、文化、社会、経済を支える拠点として、産業、教育、医療、福祉など、あらゆる分野に十全の責務を負い続ける覚悟です。

I 基盤的経費の拡充

国立大学が今後も国民の期待に応え、**優秀な人材を輩出していくための未来への投資として、基盤的経費である運営費交付金の拡充**を求めます。法人化以降、運営費交付金は減額されたままであり、各国立大学は消費税率引上げや社会保険料の上昇など義務的経費増への対応を余儀なくされ、さらに昨今の光熱費の高騰と急激な物価上昇、円安なども加わり、実質的に予算が目減りし続け、基盤的経費を大きく圧迫しています。このような状況下でも、国立大学は外部資金等の自己収入増などの経営努力も進めてきましたが、その財務状況は危機的であり、もはや限界です。**附属病院の医師や附属学校の教員の働き方改革を進めながら、教育・研究の質を維持・向上させ**、さらには優秀な外国人研究者招へいなどにより、国際競争力を高めていくためにも、**運営費交付金の拡充を強く求めます**。また、運営費交付金の一部を毎年度、共通指標に基づき傾斜配分する仕組みは、中長期的な見通しを持った責任ある大学経営を困難にするのみならず、各大学が一律に指標の評価値の向上に注力する結果、国立大学の多様性を損なう恐れがあり、見直しを求めます。仮に、共通指標により大学改革の進展への取組を評価するのであれば、運営費交付金に上積み（現行予算の外枠）する形とし、インセンティブを与える措置とするよう要望いたします。

グローバル化を進める国立大学のキャンパスやその施設・設備は、地域における人材育成拠点、産学連携のハブ、医療拠点のみならず防災拠点等としての役割をも果たしています。**国立大学が地域や産業界と連携・共創する拠点となるイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けて、安全・安心で魅力的なキャンパス整備や、昨今の資材高騰等による工事費増大に対応するため、施設整備費補助金の拡充**を求めます。

国立大学附属病院については、地域のリーディング・ホスピタルであり、また地域医療の最後の砦であることから、革新的医療のための研究基盤設備整備や医療 DX 対応、医療機器の継続的な更新等、診療と教育・研究を両立しながらその機能の維持・向上を図るため、**大学病院の特性を考慮した省庁の垣根を越えた確実な財政措置**を強く求めるとともに、医師の働き方改革を実現しながら教育・研究の時間を確保するために**必要な財政支援と柔軟な制度運用**を要望します。

加えて、基礎から応用まであらゆる学術研究の独創性と多様性を堅持し、発展させることは我が国の研究振興の根幹であり、それを支える**科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金の拡充**をお願いいたします。

II 重点政策による支援強化

技術革新と社会の変化が急速な現代社会において、博士人材は新たな知を創造し、社会にイノベーションをもたらすことができる重要な存在です。**優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、修士課程も含めた大学院生に対する支援の拡充**が不可欠で

す。加えて、我が国の博士課程学生の約7割が在籍する国立大学において魅力ある研究環境を整備するための支援を求めます。また、**産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充**もお願いいたします。さらに、教育費の一層の負担軽減のために、授業料後払い制度の本格的な導入の検討も要望いたします。

さらに、全都道府県に設置された国立大学は、全国的な高等教育の機会均等の確保と、我が国全体、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点として重要な役割を担ってきました。国立大学という知的基盤の多様性と層の厚さを一層強化するために、**「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」**（**「総合振興パッケージ」**）の**予算の拡充等、長期的で安定的な財政支援措置**を求めます。

あわせて、国立大学がさらなる国際化を推進していくために、**学生や若手研究者の海外派遣に資する渡航費や滞在費等の支援の拡充**を求めます。また、外国人留学生や研究者にも魅力ある**グローバルキャンパス整備のための支援**や、**外国人留学生の国内定着促進に向けた就職支援などの取組への支援**も要望いたします。

さらに、研究力と国際競争力の強化のためには、**国際的なジャーナルへのアクセスと論文の発表が必須**ですが、昨今のジャーナル購読料及び掲載公開料（APC）の高騰により大学や研究者の負担が増大していることから、出版社との交渉力の強化が必要であり、**国としての交渉体制の構築**を求めます。加えて、**研究費による掲載公開料の支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援**、さらに、公的な研究成果公開プラットフォームとしての**機関リポジトリの充実など論文のオープンアクセス化への継続的な支援**を要望いたします。

Ⅲ 規制緩和等

各国立大学がその個性や強みを生かして教育・研究・社会貢献を展開するためには、**規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実**が必要です。学生の多様性の確保とキャンパスのグローバル化を推進するために、障がいのある学生への支援の充実、留学生を含めた柔軟な学生定員管理、設置基準要件や手続きの緩和などを求めます。また、経営に関しては、**国立大学自らが、外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により財源を多様化し、さらなる経営効率化を実現することが必要**です。そのため、寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和についてもお願いするものです。

Ⅳ 税制改正

寄附税制については、個人寄附のさらなる拡大を図るため、**税額控除の対象について一層の緩和を行い、教育・研究活動全般（附属病院における教育・研究活動を含む）の支援へと拡大**することをお願いいたします。

要望事項一覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金の拡充
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の拡充
- 3 国立大学附属病院に対し、診療と教育・研究を両立しながらその機能の維持・向上を図るために、省庁の垣根を越えた確実な財政措置及び医師の働き方改革実現と教育・研究時間の確保のための財政支援や柔軟な制度運用
- 4 科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金の拡充

II 重点政策による支援強化

- 1 優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院生に対する支援の拡充及び魅力ある研究環境整備のための支援、産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、教育費負担軽減のための授業料後払い制度の本格的な導入の検討
- 2 総合振興パッケージの予算の拡充による地域中核・特色ある研究大学への支援
- 3 学生や若手研究者の海外派遣の促進に資する渡航費・滞在費等の支援の拡充
- 4 外国人留学生や研究者にも魅力あるグローバルキャンパス整備のための支援及び外国人留学生の国内定着促進に必要な就職支援等の取組に対する支援
- 5 国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の継続的な支援や大学が効率的な包括契約を可能とするための支援及び公的な研究成果公開プラットフォームとしての機関リポジトリの充実などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援

III 規制緩和等

- 1 障がいのある学生への支援の充実、留学生を含めた柔軟な学生定員管理等の実現
- 2 寄附された不動産の売却手続きや個人から寄附を受けた現物資産の換金・費消に関する規制等の緩和、その他経営効率化のために必要な規制緩和の速やかな実現

IV 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除対象を教育・研究活動（附属病院における教育・研究活動を含む）全般への支援に拡大

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議

我が国は、物価の高騰や頻発する大規模災害、急速な少子化や人口減少に伴う構造的な労働力不足など様々な課題を抱えている。このような中、政府の「新しい資本主義」が目指す、豊かさや幸せを実感できる持続可能な成長を成し遂げるためには、成長を支える高度人材の育成や最先端の研究の推進のみならず、社会人一人一人のスキルアップや学び直しのためのリスキリング・リカレント教育の機会の提供などを担う国公立大学への投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが重要である。

また、我が国が国際社会をリードし、世界の平和と安定に貢献していくために、国公立大学は一層教育・研究・社会貢献の機能強化を図り、卓越した教育・研究力を基盤として、世界や地域、社会の課題を解決し成長に繋げる人材を輩出するとともに、外国人を含む多様な学生や研究者が切磋琢磨できる環境を醸成して、国際頭脳循環を実現する必要がある。そのためにも、キャンパスのグローバル化を促進すると共に、地域の連携・共創拠点でもあり、感染症や災害の発生時等における医療体制や防災・減災の拠点ともなる国公立大学の施設・設備の整備・充実を図る必要がある。

地方に立地する国公立大学においては、地方創生のためのイノベーション拠点として、地域の特色に合わせてその強みを発揮するための財政支援と、地域や産業界との連携の強化がこれまで以上に必要である。

同時に国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供や医療人材の育成等の病院機能と教育研究機能を両立するとともに、医師の働き方改革を着実に進める中で、医師の派遣による地域医療への貢献を継続することが必要であり、地域医療の最後の砦としても地域のリーディング・ホスピタルとしてもその機能・役割を最大限発揮し続けるために、制度の柔軟な運用と強力な支援が不可欠である。

国公立大学がこのような責務を十分に果たすため、あらゆる機会を通じて予算を確保し、次の事項についてさらに万全を期すべきである。

- 一、近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充と安定化により、世界と地域に貢献する国公立大学への支援
- 二、グローバル人材育成の強化や高等教育の更なる国際化のため、日本人学生・若手研究者の海外派遣及び外国人留学生・研究者受入れの双方の支援強化や、外国人留学生の国内定着促進に必要な支援を行うための組織整備・人員拡充に向けた財政措置
- 三、優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院教育を改善するための支援の拡充、大学院生に対する支援の拡充及び産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、また、授業料後払い制度の学部段階への本格導入の検討も含めた教育費負担の軽減策の一層の推進
- 四、研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支える科研費等の拡充
- 五、国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の支援、大学が効率的な包括契約締結を可能とするための支援及び機関リポジトリの充実などの論文のオープンアクセス化への継続的な支援
- 六、国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究の充実と医師の働き方改革の推進を可能とするために必要な財政支援及び柔軟な制度運用に加え、附属病院の特性を考慮し省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 七、教育・研究の基盤であり、地域や産業界との共創や災害時の防災拠点となる国公立大学が、同時にグローバル化に向けて外国人留学生や研究者に魅力あるキャンパスとなるための施設整備補助金や設備に係る財政支援の抜本的拡充
- 八、産学連携の推進及び自己資金、自己収入等の拡充、資産の効果的活用・運用により財源を多様化するための規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実

右決議する。

令和六年八月二十七日

国公立大学振興議員連盟

令和七年度予算における国公立大学法人関係予算の拡充等に関する決議

我が国は、急速な少子化や人口減少に伴う労働力減少、物価の高騰や頻発する大規模災害など様々な課題を抱えている。このような中、国民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる持続可能な成長を成し遂げるためには、未来を創造する人材の育成や最先端の研究の推進、リスキリング・リカレント教育の提供などを担う国公立大学への財政投資を大幅に拡充し、教育・研究力及び国際競争力を飛躍的に強化することが重要である。

また、我が国が国際社会をリードし、世界の平和と安定に貢献していくために、国公立大学は一層教育・研究・社会貢献の機能強化を図り、卓越した教育・研究力を基盤として、世界や地域、社会の課題の解決に貢献する人材を輩出するとともに、外国人を含む多様な学生や研究者が切磋琢磨できる環境を醸成し、国際頭脳循環を促進する必要がある。そのためにも、キャンパスのグローバル化を進めると共に、地域の連携・共創拠点であり、感染症や災害の発生時には、医療体制や防災・減災の拠点にもなる国公立大学の施設・設備の整備・充実に必要がある。

各地域の国公立大学においては、地方創生のためのイノベーション拠点として、その強みを発揮するための財政支援と、地域や自治体・産業界との連携の強化がこれまで以上に必要である。さらに、各地方の教員養成機能を支える附属学校における機能強化のための支援も重要である。

国公立大学附属病院においては、高度先進医療の提供や医療人材の育成等の病院機能と教育研究機能を両立してきたが、目下厳しい経営状況に直面している。その中でも、医師の働き方改革を着実に進め、医師の派遣をはじめとした地域医療への貢献を継続し、地域医療の最後の砦としてもリーディング・ホスピタルとしてもその機能・役割を最大限発揮し続けるために、制度の柔軟な運用と強力な財政支援が不可欠である。

国公立大学がこのような責務を十分に果たすため、令和六年度補正予算とあわせてしっかりと予算を確保し、次の事項についてさらに万全を期すべきである。

- 一 近年の物価高騰、円安、人件費等の増加などの影響による危機的な財務状況を改善するため、国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の拡充と安定化により、世界と地域に貢献する国公立大学への支援
- 二 グローバル人材育成の強化や高等教育の更なる国際化のため、日本人学生・若手研究者の海外派遣及び外国人留学生・研究者受入れの双方の支援強化や、外国人留学生の国内定着促進に必要な支援を行うための組織整備・人員拡充に向けた財政措置
- 三 優秀な博士人材の輩出と活躍促進のため、大学院教育を改善するための支援の拡充、大学院生に対する支援の拡充及び産官学の連携による博士人材の活躍の場の拡充、また、授業料後払い制度の学部段階への本格導入の検討も含めた教育費負担の軽減策の一層の推進
- 四 研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支える科研費等の拡充
- 五 国際的なジャーナルへのアクセス及び論文発表機会の確保のため、国としての交渉体制の構築、掲載公開料（APC）の支援、大学が効率的な包括契約締結を可能とするための支援及び機関リポジトリの充実に必要な論文のオープンアクセス化への継続的な支援
- 六 国公立大学附属病院における、医療提供体制強化や教育・研究の充実に医師の働き方改革の推進を可能とするために必要な財政支援及び柔軟な制度運用に加え、附属病院の特性を考慮し省庁の垣根を越えた確実な財政措置
- 七 教育・研究の基盤であり、地域や産業界との共創や災害時の防災拠点となる国公立大学が、同時にグローバル化に向けて外国人留学生や研究者にも魅力あるキャンパスとなるための施設整備補助金や設備に係る財政支援の抜本的拡充
- 八 産学連携の推進及び自己資金、自己収入等の拡充、資産の効果的活用・運用により財源を多様化するための規制緩和を含む各種の制度的・法的基盤の整備・充実に

右決議する。

令和六年十二月十七日

国公立大学振興議員連盟

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

令和7年3月31日



わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの

資源に恵まれないわが国にとって、科学技術の振興と経済・産業の発展こそがそれらの正のスパイラルを加速する原動力である。それらを支え、動かすのは人材であることから、深刻な少子化はわが国の大きな課題である。教育、研究、社会貢献を基本機能としてわが国の発展を支える「知の拠点」たる国立大学は、これからも常に、新たな知を生み続けるとともに、社会が求めるところを理解し、果敢にかつ確実にその活動を強化し、わが国の「知の総和」の向上に貢献する。国立大学は、2040年を想定した本「将来像」に基づいて、国立大学全体を個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「国立大学システム」と認識し、自らが社会変革に関わることへの覚悟と戦略をもって、イノベティブな日本社会の創造に挑戦する。そのためには、大幅な18歳人口の減少が始まる2035年までに、本「将来像」の実現を可能とする教育施策が必要である。

今後、わが国は、急速な人口減少と産業競争力の低下を抑制し、ウェルビーイングな社会を実現するために「知の総和」を増大させる必要があるが、その中で、国立大学には、わが国全体の知のレベルを向上させること、産業のイノベーションに繋がる先端研究を推進すること、地域活性化・地方創生に係わることが求められる。

本「将来像」が国立大学の決意として目指すところの概要は以下のとおりである。

- (1) わが国の「知の総和」を増大させるため、地方及び女子の大学進学率を一層向上させ、意思と能力あるすべての者が高等教育を享受するという意識を持ち、そのための体制を構築する。同時に、学生定員の外枠等も活用して全学生の3割まで留学生受入れの拡大を図り、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れる。
- (2) 多様な分野における世界最先端研究を遂行する大学を中心に、学部定員の大学院定員への振替により、博士号取得者数を3倍に増加させる。併せて、公的部門や産業界等と協力して博士人材が活躍できる環境や条件を醸成する。
- (3) 各道府県に配置された地方大学の大学数を減少させることなく、大学間連携も図りつつ学部および大学院の構成と定員を見直す。地方大学は、地方自治体や地域産業界との連携によって地方創生に主導的役割を果たし、地方における人口流出を抑えこむことに大きく貢献する。
- (4) 大学病院における研究環境の整備や研究者の処遇については、文部科学省・厚生労働省と協働し適正化を図る。教員養成に関しては、国が「わが国の教育」とは何かを示した上で、初等中等教育の教員の質の高度化に取り組み、次世代人材の育成に寄与する。

- (5) 研究への潤沢な資金と研究者の確保が必要であり、特に、研究者全体の層を広く厚くすることが最も重要である。また研究施設・設備や研究支援スタッフ等の研究環境の高度化を図る。
- (6) 各国立大学は、統合の可能性も視野に入れた様々な連携と再編を通じ、各大学自身とその総体である「国立大学システム」の力を強化・増大させる。また国公立大学間の様々な形の連携を通じて、わが国の高等教育全体のレベルアップを図り、さらに地方自治体や地域産業界との連携を通じて地方創生を主導していく。さらに、「知の総和」の重要な構成要素である女子学生や女性研究者・教員の活躍を促進し、また障害のある者等を含む共生社会の実現を目指す。

国立大学は、各地域の歴史・地域性などを背景にし、多様な発展を遂げてきた知の拠点であり、その機能のさらなる強化が求められている。各大学は、自らの使命を深く理解し、その本質を見極めた上で、学部や大学院の在り方を再構築するとともに、教育・研究体制の改革と定員の適正化を進めなければならない。

全国に 85 ある国立大学は、それぞれの設置の目的、立地、歴史などによって果たしている役割が異なる。これら 85 の国立大学がその特色を生かした上で「国立大学システム」として社会の変革を牽引するためには、期待されている役割と有する機能の最大化を、個々の大学のみならず総体として果たしていかななければならない。

国立大学が有している機能としては、①世界レベルの学術研究を推進する機能、②新技術開発や産業のイノベーションにも繋がる先端研究を推進する機能、③わが国の産業を支える優秀な人材を輩出する機能、④社会の多様な活動に参画できる人材を育成する機能、⑤初等中等教育に係わる教員を養成する機能、⑥医療人材を養成し、先端医療や地域医療に貢献する機能、⑦外国人留学生を受け入れ、わが国のダイバーシティ向上に貢献する機能、⑧地域産業や地域の活性化など広く地方創生に係わることのできる人材を輩出する機能などがあり、各大学はこれらの中の全部または複数の機能を果たしている。

本「将来像」を実現するために各大学は、これらの機能のうちどの機能を中心としてわが国の「知の総和」の向上に取り組むのかを、ステークホルダーとの間で、また、国立大学間で真摯なかつ十分な議論を行い、自ら選択していく。

国立大学の存在意義は社会の発展と国民の幸福にあり、教育・研究をはじめとする国立大学の活動の受益者は国と国民全体である。その意識を高め、国及び社会が国立大学を支える財政支援を積極的に行う必要がある。以上のような国立大学の進化と発展には運営費交付金をはじめとする国による財政的基盤の十分な確保が必須であり、それは、わが国社会の高度化につながる未来への投資なのである。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像

目次

序論	2
1. わが国の未来へ向けて	2
2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦	2
3. 多様性とグローバル化の将来社会	5
I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦	6
1. 国立大学スピリットと新たな理念－国立大学としての使命－	6
2. 「システム」としての国立大学	6
II. 将来に向けた具体的方策	8
1. 人材育成による「知の総和」の増大	8
(1) 人材育成の高度化	8
(2) グローバル化と多様性の社会に向けて	10
2. 研究力の向上	13
3. 地方創生への国立大学の貢献	15
4. 「国立大学システム」の活用	16
おわりに	19
補論	20

序論

1. わが国の未来へ向けて

わが国は、明治維新に欧米の思想や文化、システムを取り入れて近代国家制度を構築し、驚異的な発展を遂げた。さらに、戦後復興の中で、民主主義国家を再建し、人口の増加と目覚ましい経済成長により奇跡的な復興を遂げ、Japan as No.1 ともいわれるに至る国家となった。その中で、国立大学は、戦後のわが国の復興と発展の基盤として、すべての都道府県に配置されることにより、全国民に普く高等教育の機会を供給し、国の発展の柱となる優秀な人材の育成と産業の発展の基礎となる科学技術の研究に中心的役割を果たしてきた。

現在の世界では、科学技術の発展は人類に大きな恩恵をもたらす一方で、その発展した科学技術によって人類の活動が急激に拡大し、温暖化をはじめとする地球規模の課題を生み出し、人間生活の基盤を揺るがしつつある。同時に、国際関係は、戦後の安定的状態に揺らぎを生じ始めるとともに、先進国の少子化と人口減少に対して、グローバルサウスの諸国では人口爆発と食糧危機が予想されている。ここにおいて、持続可能性と多様性を基にしたレジリエント（強靱）な社会の構築・維持が求められるところである。

翻ってわが国をみれば、「失われた 30 年」と言われる長期的な経済停滞期を経て、深刻な少子化による人口減少社会を迎えようとしている。この状況においてわが国がこれからも世界に冠たる国家であり続け、様々な課題の解決に挑戦し、豊かで平和な世界を先導していくためには、過去の経緯に囚われず、社会を支える優秀な人材の育成と、広く厚い研究の層に裏打ちされた世界の最先端に行く科学研究の推進を、これまで以上にアグレッシブに展開することが不可欠である。国立大学は、これまでもわが国の発展の礎となり、様々な社会課題の解決に大きく貢献してきたが、今、こうした内外の状況を打破し、「知の拠点」として「世界に冠たる日本」を支え作り上げる原動力となり、挑戦や革新が各所で起こる国への変革を牽引する覚悟を持たなければならない。

国立大学協会は、すでに 2018 年に 2030 年頃の将来を想定して「高等教育における国立大学の将来像」を発表している。今回の将来像は、国立大学法人化 20 年の機会に、改めて国立大学が、2040 年の社会を念頭に、これまでとは異なる新しい理念と価値観の下で、わが国及び世界をリードし、人類の輝ける未来の構築に主導的に関わることを決意して、その新たな将来像を提示するものである。ここに示す将来像を現実のものとするためには、それが痛みを伴うものであったとしても国立大学の大きな決断と行動が必要である。それこそが「世界に冠たる日本の国立大学」として、わが国の「知」の総力を発揮して、わが国と世界の輝く未来を構築するための必須条件と確信している。

2. わが国の再興に向けての国立大学の挑戦

国立大学の使命は、帝国大学令（明治 19 年 3 月 2 日勅令第 3 号）及び大学令（大正 7 年 12 月 6 日勅令第 388 号）では「国家」のためと記され、国立大学法人法（平成 15 年法律第

112号)では「国民」、「我が国」のためと記されている。また、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)では、大学は、「社会の発展のために寄与するもの」とされた。

国立大学のこうした使命と位置づけの下で、国立大学協会の策定した「高等教育における国立大学の将来像」(平成30年1月26日)に基づき、国立大学は、わが国における世界に伍する研究拠点であり、地域の中核拠点であることを旗印に、教育研究を革新してきた。しかし、AIの進化を見るまでもなく変化のスピードは想像以上に早く、社会はグローバル化し、これまでの延長線上では対処しえない数々の課題を抱えている。国立大学は、今、新たな将来に向けて、激動する「社会」のための存在へと進化していこうとしている。

わが国は、「失われた30年」を経て、研究力、経済力、国際化など数多くの分野で自信を失くし積極性に欠けているように思われる。同時に、わが国は少子化による急激な人口減少を迎え、多発する自然災害に苛まれている。その中で、国立大学は、人を育て、科学技術の発展を牽引し、豊かな日本社会を創生するためのエンジンとなり、グローバル化推進、地方創生の推進、研究力強化などの様々な課題に挑戦する。それが、豊かな将来を求める世界で、わが国が存在感を示す国となる基盤である。この将来像が念頭に置いている「2040年」には、人口の35%が65歳以上¹となり、経済産業、科学技術のみならず、社会保障等の様々な局面でも対応が求められる。こうした状況の下にある「2040年」を迎えても、わが国の社会が創造的であり続け、人類社会にとって大きく貢献する将来を実現すること、それが、国立大学が総力を挙げて今後取り組むべき「挑戦」の目標である。中央教育審議会の将来推計によれば、現在の大学学部進学者の多くを占める18歳人口は2035年から激減する予測²となっている。こうした取組が実効性を生むためには、その2035年までに、必要な教育施策を講じねばならない。

わが国の基幹的インフラである国立大学は、これまでも、共通の根本的な使命を共有しているだけでなく、互いの信頼に基づいて、課題や目標に対して一丸となって挑戦してきた。国立大学が主体となって実施してきた大学入学試験制度である共通一次、センター試験、共通テストや、大規模災害などに要請を受けて国立大学病院などから迅速に派遣されるDMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)などは、その例である。将来においてもわれわれ国立大学は、課題に対して明確な目標を共有し、その目標に挑戦し続ける。日本の豊かな未来にとどまらず世界の豊かな未来の創造のためには、国立大学総体による貢献が不可欠であり、大学院教育・研究機能と学部教育機能の二つの視点に立脚して、全国規模で学部及び大学院の定員をわが国の人口減に応じた適正な規模に調整しつつ、その総体機能を向上させる方策を考案し、実行することで、わが国及び世界の将来を望ましい姿に先導していく。

¹ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、人口の推移と将来推計

² 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～(答申)(中教審第255号) 関係データ集(1)、18歳人口(男女別)の将来推計

少子化による人口減少に対しては、「知の総和」の増大のため、学びの可能性を広げ、個々の能力を引き出し大きく拡張して、学びの質の向上を目指す。その方策は、例えば、現在全国立大学で年間約1万人の博士号取得者数³を、多様な分野において世界最先端研究を行う大学⁴における学士課程定員の大学院定員への振替等により、2040年には3万人に増加させるなどがある。

さらに、国立大学による「知の伸展・拡大」には、多様な背景を持つ者たちが集うキャンパスが求められ、留学生、社会人、ジェンダー不均衡などに関わる課題を解決する方策でなければならない。それは同時に、多様性と包摂性を認める社会のグローバル化への指針となるものでなくてはならない。具体的には、例えば、現在学部・大学院併せて7.9%⁵である留学生比率を、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れ、また留学生定員の外枠化等も活用して2040年には30%以上とすること、また、現在37.4%⁶となっている女子学生比率を2040年には可能な限り50%に近づけることを目指す。

国立大学は、これまでもわが国全体の、そして各地域の文化、社会、経済を支える拠点であり、産業、教育、医療、福祉などに十全の責務を負っていく覚悟を表明している。人口移動や減少により小学校や中学校の消滅が地域社会の活力を失わせた事実を重く受け止め、各都道府県に配置されている国立大学は、学部構成及び学部定員の見直しを進めつつも、自治体、産業界などと協働して地方創生を推進していかなければならない。そのため、各大学は、地域に貢献するためにこれまで行ってきた取組とその成果を可視化し、地域自治体・住民等に明示することで、国立大学の取組を地域自らが評価するための情報提供を行い、その評価に基づいて、地域の知の拠点としての国立大学が地方創生に十全の役割と責任を果たしていく。

わが国の研究力は、国際社会での相対的な位置が降下してきている。わが国から発信される学術論文の約半数を担う国立大学として、これまでにない研究力強化・向上策と努力が必要である。目標は、Top10%補正論文数を、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることである。そのためにまず、若者たちに研究の魅力や喜びを浸透させ、研究者志望の博士課程進学者を拡大して、研究者の層の厚みの伸長とそこからリーディング研究者の育成と増加を進める。また、国際頭脳循環や国際共同研究を推進し、研究の国際性を高めるとともに、研究者の自由な移動と往来を促進し、研究者の流動性の拡大を図る。さらには、研究支援人材の充実等による研究者が研究に専念できる時間の確保や研究インフラの高度化等の研究環境の充実も進める。国立大学が率先して研究力強化に取り組み、わが国全

³ 文部科学省 学位授与状況調査（2021年度）

⁴ ここでいう「大学」は、一大学内で複数の分野において世界をリードする研究を行っている場合に限らず、特定の分野で特定の学部や研究科、専攻が世界と肩を並べる研究を行っている場合には、当該学部、研究科、専攻を指す。

⁵ 国立大学協会 国際交流委員会「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第11回フォローアップ調査

⁶ 文部科学省「学校基本調査」（2023）より国立大学協会事務局作成

体の研究力向上を目指す。

3. 多様性とグローバル化の将来社会

将来のわが国の社会は、「多様性 (diversity)」と「包摂 (inclusion)」を基本理念とし、人、モノ、情報が地球上をあたかも国境無きかのように移動・移転し、国家間の関係が一層緊密となり、さらには地球自体が人間活動の基本的単位となるグローバル化社会である。それは同時にこれまでの固定的な構成要素からなる社会ではなく、人々が起源、特性、価値観や生活様式など異なる要素をもって共に存在する多様性社会でもあって、この「多様性とグローバル化社会」が 2040 年の社会の特徴を表わしている。多様性に富む社会は、様々な種別・属性を持った人々が暮らし、その関わり合いの中から新たな発想や斬新な視点をもたらす。人々が互いにそれぞれの違いや考え方を尊重し、自由が確保された安心・安全な環境の中で創造的な活動を生み出す社会である。それは、予測困難な将来にも対応可能な人材を生み出す社会であり、様々な変化にレジリエントな社会でもある。この自由で安全でレジリエントな社会の中で、大学による学術研究が、教育を通じた人材育成が、さらに地域、社会への貢献が展開し、それが社会そのもののさらなる発展につながるのである。

2040 年に到達するわが国の多様性社会は、これまでのわが国のありようからしてみれば大きな変化、そしてある意味での社会変革を必要とする。これを牽引するのは、知の中軸であり、教育・研究・社会貢献を通じてこれまでわが国の発展を牽引してきた国立大学の責務である。教育は新たな社会を構築する人材を育成するものであり、また研究は新たなものにチャレンジし、新たなものを生み出す活動である。この二つの機能を通じて社会を新しいもの、すなわち多様性社会としていくことこそが社会貢献である。

加えて 2040 年の社会はグローバル化社会である。大学においては、海外の大学、研究者等との共同研究や研究交流が日常化し、外国人研究者が日本人研究者と同一ラボで肩を並べて研究し、またキャンパス内で口角泡を飛ばす様な議論が英語をはじめとする外国語も交えて行われている。外国人留学生も全学生の 3 割を占めることが想定され、日本人と外国人が日本語のみならず外国語でコミュニケーションをとり、英語等の外国語で行われる授業も通常の状態となる。さらに日本で学んだ多くの留学生が卒業・修了後に、一方で母国に戻りわが国との懸け橋となり、他方で日本にそのまま残って就職し、わが国の発展に寄与する「高度知的人材」としてわが国の発展と豊かな生活を共に支える者となる。それは同時に、日本から学生や研究者が多く海外へ留学し、また海外の大学等と交流することが日常となる。さらには、わが国で学んだ留学生がノーベル賞を受賞するような将来を描かなければいけない。

このようにして、「多様性とグローバル化の社会」は、大学全体、とりわけ国立大学から始まるといっても過言でない。国立大学自体が多様性とグローバル化を象徴的に示すことによって社会全体の多様性とグローバル化を牽引する。

I. わが国のさらなる飛躍に向けた国立大学の挑戦

1. 国立大学スピリットと新たな理念—国立大学としての使命—

国立大学法人は、「…国民の要請にこたえ…、…高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」⁷ことを目的として、それぞれの理念やビジョンなどを策定し、「国」及び「国民」全体を念頭において教育、研究、社会貢献を行っている。「国」、「国民」及び「社会」のため、内外における様々な状況に対し、最大の利益を確保し、社会の安寧と繁栄の下で、人々が幸福で豊かな生活を送ることができるよう努める。これが、「国立大学スピリット」である。国立大学としての使命感であるといえる。例えば、DMAT のように災害時に「国立大学が、求めに応じ積極的に医療や調査等の支援組織を派遣する」のは、国民を守り社会に貢献するという志のもとで、国の危機的状況に対して自発的に行動し、チーム力を発揮し、叡智を結集して難題を解決する潜在的な優れた力が国立大学に備わっているからである。

明治維新の近代産業化による発展と、戦後の高度経済成長という2度の「大きな発展」を経験したわが国が、地球環境・気候変動問題、エネルギー・食料・資源問題、そして世界の平和と安全の不安定化、という世界の共通課題をいかに解決していくのか。さらに、少子化による人口減少、産業・社会の発展に不可欠なイノベーション、国際的競争力の向上など、国内の諸課題をどのように克服していくのか。科学技術・イノベーション基本計画等に示されるわが国の科学技術政策に基づき、国の「発展」の中核を担ってきた国立大学は、強靱なスピリットによって、これらの課題解決と将来計画を用意し、国立大学全体の持つ「高度な『知』によるイノベーション」を基軸として、「明日の社会」の構築を目指す。

国立大学は、このスピリットの下で、それぞれが異なった強みを持ち、多面的な連携を推進しつつ、多彩な発展を目指す。大規模研究大学から地域に大きく貢献する地方中・小規模大学まで、また最先端科学技術を世界的にリードする大学から、子供たちを育てる教員を養成する大学・学部、さらに特定の分野で力を発揮する大学など、全体が多様化する中で、個々の国立大学が、教育力、研究力、そしてイノベーション力を向上させて社会に貢献する。それは一つの大きな「システム」ともいえるべき「群」として、総合力を発揮するのである。

2. 「システム」としての国立大学

国立大学スピリットは、国立大学全体としての集団的な矜持でもある。それは、個々の力の積算のみでなく、集団としてより次元の高い「知の総合力」を発揮する。かかる「個」と「集団」を合わせた国立大学全体の在り方を「国立大学システム」と呼ぶ。それは共通のスピリットに基礎を置く柔軟な集合体であり、全国性、国際力と多様性、独自性と連携、そして集団力という4つの特性をもつ。

⁷ 国立大学法人法第一条

まず、国立大学は、全国どの地方にも高等教育を普く享受できるという「全国性」をもつ。これは最も基礎的な存在意義であり、全国各都道府県に存在することに留まらず、国立大学が知の拠点として地方の発展に貢献することを意味する。これが「知の総和」につながる。

次に、国立大学は、わが国の発展を目的とし、世界の中でのわが国の発展を前提にしており、「国際力と多様性」を擁している。国立大学は個々にまた全体として世界をリードする研究を行うべき世界的研究拠点である。研究者は国境を越えて往来し、国際共同研究を組織・実施し、研究のアイデアや思考は世界を飛び回る。ノーベル賞学者を多数輩出している中核が国立大学であることに鑑みれば、国立大学は研究の高度な潜在力（potentiality）を持ち、国内、国際を問わず、国公私を横断し、産官学をつなぐ共同研究の枠組みを構築することが可能である。

国際力は教育においても発揮されうる。これまでも国立大学は優秀な外国人留学生を多く受け入れ、学位取得後は、本国での活躍はもとより、わが国に定着して様々に活躍している。人口減少時代に入るわが国にとって、これまで以上に留学生の受入れ、定着を通じてわが国全体の知の総量が拡大される。それはまた多様性社会の構築につながる。

国立大学は、それぞれが個性や特徴を持ち、「独自性」を発揮して、教育、研究に注力していると共に、各地域の状況に合わせて地方創生に取り組む。この独自性を基礎的な力として、国立大学は様々な形で連携関係を組む。それは、地域の特徴を生かした連携から全国的な連携まで、また教育から産学官連携まで、様々な目的や種類がある。例えば四国5国立大学間の「知のプラットフォーム形成事業」、教員養成系大学・学部間の連合教職大学院、「東海・信州国立大学連携プラットフォーム(C²-FRONTS)」などの国立大学間の連携・協働体制に加えて、山梨県や山口県その他のように、国公私の区別を超えた大学間連携も構築されている。大学間連携の流れは今や全国的な規模であり、かつ共通性から異種間の相互補完的なものへ、さらにより高次の飛躍を遂げるための統合に至るまで、様々な形態が姿を見せている。

これら特性の先に、国立大学全体の「集団力」がある。集団としての国立大学の力は、地域や分野等を超えて、全国立大学間、さらに国公私も含めたわが国の全大学間の集団を構築し、集団力はいかなく発揮されることになる。集団力の伸長なくしては、この少子化と人口減少の時代に、効率的で効果的な教育・研究・社会貢献は見込むことができない。それは現在の様々な連携の延長線上に築かれる一方で、大学間統合も含む新しい国立大学の形を産む可能性も含んでいる。諸外国で大規模な大学再編が進むなか、わが国で、少子化時代の国立大学がその集団としての力を発揮し、国立大学全体の力を飛躍的に高揚させるのは、これから2040年までの新しい発想と発展意欲とにかかっている。これまで独自性を生かして力をつけてきた各国立大学が、全体として様々な形で集団としての対応と展開を進めて行くこと、これこそが「国立大学システム」の持つ集団力である。

Ⅱ. 将来に向けた具体的方策

社会における「知の総和」が「人口×能力」であれば、少子高齢化が進行した 2040 年のわが国においては、大学入学年齢期人口の減少のみならず、日本全体の著しい人口減により「知の総和」の減少が生じる。国立大学にとっての将来課題の中心は、かかる将来状況の中でわが国の「知の総和」をいかに維持し、さらに増大させるか、ということである。現在の大学学部進学者の多くを占める 18 歳人口は 2035 年以降激減する予測となっている。すなわち、この課題への対応には、2040 年以降の状況を見据えつつ、遅くとも 2035 年までには、対策の道筋をつけ、行うべきことを明確にしておく必要がある。これからの国立大学は総力を挙げて、ここに示した考え方や方向性を、段階的かつ計画的に実現していく。わが国の発展の基礎をなす国立大学は、強い意思と決断力をもってこれにあたる覚悟である。

1. 人材育成による「知の総和」の増大

(1) 人材育成の高度化

国立大学による「知の総和」の維持・増大に向けた方策の中軸は、「人数」変数の減少を想定したうえで、いかに「能力」変数を拡大させるかということに他ならない。すなわち「人材育成」である。

その第一は、大学が育成する人材の高度化である。すなわち修士・博士人材の拡大が社会全体のレベルアップとなる。国立大学は、国民に広く高等教育の機会を保障する段階から、高等教育を受けた人材のさらなる高度化へと段階を進めなければならない。そのためには、従来の研究者養成を目標とした博士課程に加えて、「特定の専門分野を超えて社会の複雑な課題への解決策を提示できる者に与えられる国際的な能力証明」として博士の学位を位置づけ、大学も、博士課程での教育研究が学生に社会のあらゆる場で活躍できる能力を育成するものへと転換する必要がある。さらにそうした高度な汎用能力を持つ人材、つまり「高度職業人」を社会が受け入れ、活躍の場と機会を与えるよう、産官学で連携して進める。

博士課程学生の約 7 割が在籍する国立大学⁸は、こうした新しい博士人材育成を先導する役割を担う。国立大学は、博士号取得者数を 2040 年には現在の約 3 倍の 3 万人に拡大していくとともに、人口減少に応じた国立大学全体における学部定員と大学院定員のバランスの適正化や一部国立大学における大学院重点型への移行を進めることとなる。

このような「新たな将来を切り拓き、社会の新生に寄与する高度な汎用的能力等を修得させる」課程としての博士課程においては、分野横断的な学位プログラム、様々な分野へのインターンシップ、企業・官公庁等との共同研究・共同教育、さらには企業在籍のまま企業のニーズや課題に対応した研究の計画・策定・実施など、研究と実務・実業を横断する学位取

⁸ 文部科学省 中央教育審議会 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第 255 号）関係データ集(2)、課程別・設置者別在学者比較（在学者数）

得制度も組み込むことが求められる。また複数大学が連携して学位を授与する共同教育課程、幅広い博士課程教育を反映した「学術」博士号の活用等、博士課程教育の改革と刷新を実現する。これらを通じて、博士課程の多様かつ魅力的なロールモデルを構築する。あわせて、多様な発想力、一貫した論理力、広角的な汎用力等の博士の学位に備えるべき能力を養うため、修士、博士各課程を異なる大学で学修・研究する、いわゆる「アウトブリーディング」制や、体系性を重視した修士・博士5年一貫制など、様々な教育・研究制度を設けて、多様なフィールドで活躍することを推奨する。

かかる博士人材の活躍の場を拡大するため、一方で大学側が、博士号取得者の備える能力を明確に提示し、他方では社会、とりわけ経済・産業界側でもこうした博士人材の採用や博士号に値する適切な処遇の下で能力の活用を抜本的な形で積極的に進める必要がある。その基盤には、政府による博士教育・博士人材支援の継続と拡大がなければならない。

加えて、修士課程の充実も必要となる。社会科学分野では従来から専門職大学院を整備しており、これを大幅に拡大していくことが求められよう。また分野によっては、現代の高度社会においては学部卒レベルでは十分な基礎力を確保できない場合もあり、例えば工学分野等における学士・修士一体型教育等のようなカリキュラム編成や、新たな高度専門職養成大学院の設置、さらに修士段階で学部卒レベルを超えて身に付けることができる能力の可視化、教職大学院における学校経営や学級運営、高度教育手法等の充実・開発など、修士への進学を将来の職業人としての能力の伸長につなげることも重要である。加えて、これらに対応して、雇用側の認識や活用体制の整備、適切な処遇の確保が不可欠である。附随して、修士課程学生に対する給付型の支援の拡充も不可欠である。

「知の総和」増大のもう一つの方策は、大学生人口の増加、すなわち大学進学率の拡大である。これは、一方では、大学入学年齢期の若者の進学率を拡大することである。大学進学率は地域や家庭の経済状況、また性差によってなお大きな差がある。すべての国民が家計の憂いなく高等教育を享受できるためには、進学率向上に有効な施策であった「修学支援新制度」のような、より幅広い修学支援制度を充実させなければならない。

他方では、大学進学対象者を、これまでの日本人18歳人口中心主義から脱却して、より広範な層から学生を集め、様々な背景を持つ学生の多様な可能性を开花させる教育へ展開することが、グローバル化と多様性の社会における「知的能力の増大」になる。とりわけ留学生の大幅な拡大や社会人対象の柔軟な入学制度、障害のある学生への効果的配慮体制等により、入学者の多様化と増加は可能となる。

加えて、教育内容に関しても、専門分野に既定された教育でなく、現代の科学技術が様々な分野の知識、技術、文化の複合体であること、また科学技術が社会へのインパクトや社会との相互作用を持つこと等に鑑みて、文理横断型教育やSTEAM教育は不可欠であり、同時に教育の内容や体系の進化・革新を推進する。

これと同時に、知識重視の入試から理解力と応用力、自己発信力、文化理解等、多様な視点での入学者選抜を行うと共に、「十分な能力を修得した者のみを世に送り出す」厳格な出

口管理を行う。これには、高等教育に対する社会や産業界の理解や、入学試験・定員制度の理念・認識の再構築が必要になる。

これらの取組を進めるにあたっては、進学者の多様化に伴う学力の多様化への対応も想定せねばならない。高等学校時点での学習内容や身に付けている知識、その理解度や習熟度が異なる学生が、卒業時に一定以上の能力を身に付けるためには、多様な学生に対応したカリキュラムの整備が必要になる。初等中等教育で提唱されるのと同様に、個別最適化された教育プログラム、カリキュラムの実現のため、授業科目の編成や履修の仕方の工夫がこれまで以上に求められることとなる。これは、ギフテッドのような特定分野で飛びぬけた人材に早期に高度な教育を提供する際等にも必要とされる考え方である。

また、専門人材の育成の観点で、医療分野では、大学病院が診療・教育・研究の3機能を担っており、臨床人材の育成と地域医療・高度先端医療の保障、そして研究者の養成と医学研究の展開を進める役割は、大学病院でなければなしえない。この3機能を合理的に割り振ることのできる体制が必要である。そのため大学病院は、基本的に研究に軸足を置いて、診療に関しては高度医療を中心とする体制を構築する。この体制の中で、大学病院の医師・研究者を増員し、次代を担う高度人材を育成するため研究環境の整備と研究者の処遇の適正化を確保する。大学病院は同時に地域医療の中核であるが、地域の公的病院との連携を拡大・強化して、機能を分担する体制とする。

特に研究者育成の側面では、若手医師における診療と研究の両立や研究マインドの醸成、適切な処遇に配慮した新たな臨床研修制度が構築されていなければならない。また地域病院への医師の派遣や最先端医療を担う医療チームとそのための設備・機器等の十分な手当てがなければならず、診療科による医師の偏在も解消する必要がある、これには文部科学省と厚生労働省、地方自治体、さらに医師会等との効果的な協働による対応が必須である。それらを通じて大学病院の財務基盤を強化し、若い研究人材の誘導と確保さらに効率的な研究指導を通じて、研究成果の積み上げと新しい研究の開発・展開を進めていく。

(2) グローバル化と多様性の社会に向けて

2040年の社会は「グローバル化社会」であり、グローバル化の強力な推進が「知の総和」増大のさらなる方策である。グローバル化は、少子化の時代における国家的事業といつてよい。かかる認識の下に国立大学は「知の拠点」としてグローバル化を進めるのであり、国全体及びそれぞれの置かれた地方の立場から、グローバル化を牽引していくこととなる。それは国全体のグローバル化につながり、社会変革を促し、国の新たな発展を推進する。

2040年の社会は多様性の社会でもある。社会全体が多様性を包含した社会へと発展していく中で、大学においても、外国人のみならず、女性、社会人、障害者等が、当然に学生・教職員としてそれぞれの場で学修、研究や業務を行い、キャンパス自体が多様性を象徴する場ともなろう。その時、国立大学は、全国、そして各地域で、多様性の進展とそれによる知の高度化を牽引する役割を果たす。

「グローバル化」は、まず国立大学における留学生比率3割を目指して、留学生受入れの拡大を図る。「3割」という数値は、クリティカル・マス（critical mass）ともいわれ、これを超えると集団の意思決定において無視できない存在になる。留学生3割とは、大学による人材育成が、その内容、量、質、そして制度のすべてにわたって大きく飛躍するということである。3割実現のためには、まず入学制度の国際標準化が大きな意味を持つ。つまりわが国の社会制度に合わせた4月入学のみでなく、秋入学制度の導入や留学生本国での履修内容や学習能力のレベル評価など、これまでの大学入学試験制度とは異なるグローバル化対応の入試環境整備を積極的に進めなければならない。

大幅に留学生を増加させるためには、わが国の大学で学ぶことの特徴や利点を訴求し、世界中から多様な頭脳をわが国に導き入れることが必要となる。併せて、定員が留学生を増加させる制約となることのないよう、希望する大学においては留学生を定員の外枠として取り扱うことができるような定員の仕組みの柔軟化も進める必要がある。

教育においては、留学生3割化は留学生向けに特化するカリキュラム構築のみを意味せず、すでに国際水準にある従来の日本人学生対象の教育内容のさらなる高度化を目指す。併せて世界共通語としての英語による授業が、日外双方の学生にとって不可欠である。他方で、学修や研究が日本語を介するまたは日本や日本語を対象とする科目や内容もあり、日本語・日本文化教育も不可欠であり、かつ高度で、場合により専門的内容をも含まなければならない。

同時に、日本人学生の海外留学の積極的推進が必要である。2040年にはリアルにまたバーチャルに国境なく人の往来が日常となる。それに伴い、日本人の海外での活躍は常態となることが予想されるから、日本人学生の留学への取組の進展に国等からの質・量ともに強力な支援策が必要である。海外留学を躊躇させる理由となっている就職不安に対しても、企業等が、海外留学経験が本人の能力を大幅に覚醒・拡張することを認識し、そうした人材の積極的な採用・活用を展開していくことが不可欠であり、それが採用企業の発展につながる。グローバル力は社会のあらゆるところで求められるのである。

また、留学生の卒業・修了後の国内定着はグローバル化をさらに進めるものであり、既存の文部科学省「留学生就職促進プログラム」等の事業を一層発展させる取組が必要である。企業も、留学生、日本人を問わず、優秀な学生の採用を進め、特に国際水準のジョブ・ディスクリプションと処遇が不可欠である。留学生の受入れ、送り出し等を総合的に推進していくことは、わが国のみならず、相手先の国の発展にも貢献することとなる。これらの取組を国立大学も協力して実現していく。

国立大学自身も運営のグローバル化や世界展開を進める。外国人正規教員の採用・活用や海外有識者からの助言はもとより、学長や理事クラスも含め大学経営・運営に外国人を採用することも有効な施策である。いうまでもなく、わが国の高等教育行政へのグローバルな視点のより積極的な導入は不可欠となろう。

グローバル化と並んで、多様性を高めるには、大学構成員全体における女性の割合を高め

るとともに、社会人学生、障害のある学生や教職員の受入れも推進する。女性割合については、わが国はこれまで男性中心の社会であり、いわば知の総量の 1/2 しか有効利用していなかったに等しい。女性の参画・活躍のためには様々な施策が必要であるが、まず、教職員・研究者（大学院レベルも含む）の「キャリア」の継続および向上のため、出産から子育て、親の介護、夫婦共同生活等に対する様々な効果的支援策等を通じた女性の在職及び研究環境の確保・強化が不可欠である。2040 年には、こうした取組が功を奏し、ポジティブ・アクションも発展的に解消していることが、強く望まれる。大学キャンパス内での保育所、託児所の開設、出産休暇と共に男性も含む育児休暇の取得、出産子育てに伴う就業・研究状況の維持、子育て後の復帰等の様々な場面で、就労・復帰が容易で実効的な労働・研究条件を整備することが、「知の総和」の重要部分を占める女性活躍の基盤である。国立大学はこれを率先して保証しなければならない。これらは各人のワーク・ライフ・バランスを確保して、安定した豊かな生活を確保したうえでの女性活躍の必須条件となる。

女子の進学率、特に理系学部への進学率の向上も重要課題である。2023 年時点で 37.4% に留まる国立大学の女子学生比率を 50% に近づけるため、女子学生を対象とした修学支援や入学枠の設定など、様々な形態のポジティブ・アクションが考えられるが、これらも 2040 年には男女差のない社会が到来することを目指す取組である。

障害のある学生の受入れについてはいわゆる障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、障害のある学生が、要望等を支障なく大学に伝え、合理的配慮等のもと適切に学べる環境を目指し努力を続ける。

社会人は、一方で通常の大学進学のと同時に、学び直しやキャリア・アップのためのリカレント教育・リスキリングのための入学者としても想定する。伝統的に高校からの進学層が中心であったわが国にとって、これからの社会における「知の力」の発揮には、人生の中でいつでもいかなる教育も受けることができなければならない。社会人が新しい職種に進むためのリカレント教育については、入学に際して通常の入学試験に依拠することなく、社会人向けの定員数や入学考査を定めることになろう。入学後のカリキュラムは、社会人に対して一定の便宜を図ることとなるが、基本的には通常の基礎及び専門の学部教育、さらには当該社会人の学力に応じてより高度な大学院教育・研究の機会を提供することになる。

リスキリングに関しては、特に大学院課程を対象に、特定の学術領域を中心に、関連分野も含めた高度な知識や思考法の修得によりキャリア・アップにつながるプログラムを開講する。受講者の状況に合わせて、より柔軟な受講制度を整備する。例えば、科目等履修制度の充実に加えて、単位制履修証明プログラムやマイクロクレデンシャル (micro-credential) 制、大学間の単位互換等、質を確保しつつ在職のままの受講を容易にする制度を確立する。こうした大学院教育の多様化と充実が学位の価値を高めることにもなる。

リカレント教育・リスキリングは、「社会全体の知の厚みを増す」ものであり、受講者側にある「受講時間の確保の困難さ」や「費用負担」について、政府、自治体、企業等と連携した経済的、心理的障壁の減少を図る取組が必須である。

2. 研究力の向上

国立大学は、世界最高水準の研究・教育を行うことを目的として設置され、現在でもわが国の学術研究の中核を担い、世界最先端の研究をはじめ各分野にわたって様々な研究を行っている。しかしながら近年は、Top10%補正論文数のシェアと順位共に右肩下がり状況にある。2020-2022年時点でのTop10%補正論文数はシェア1.8%、順位13位(2020-2022年平均)⁹である。国立大学は、2040年にはシェア5%、順位5位以内に向上させることを目指し、研究力向上に向けて邁進しなければならない。

わが国の研究力の向上には、世界をリードするまたは世界に伍する最先端、最高度の研究を行うと同時に、富士山のごとく幅広くかつ厚い層の裾野を備えたものでなくてはならない。そして、国の研究の中軸を担う国立大学では全体として世界最高水準の研究が行われ、またそれにふさわしい最高水準の研究成果を見込むべきものである。そのためには、多様な分野において世界最先端研究を行う大学をコアとした研究人材の育成、URAや研究技術職員等の十分な配置、高度・大規模・先端的研究も可能な施設・設備等の充実した研究インフラ、そして国内・国際に広がる分野横断的な共同研究や独創的な基礎・応用研究などの充実した研究態様が国立大学システムを貫通して整えられなければならない。それには、国による十分な基盤的研究費の保障が不可欠であるとともに、科学研究費補助金や国その他からの研究補助金やその他の競争的研究費の充実も不可欠である。

こうした取組の前提となるのは、研究者全体の層を厚くすることである。その意味で若手研究者の育成は不可欠である。一つには、学部段階で研究の面白さや楽しさを伝えまた体験させて大学院へ誘い、その後に修士・博士課程で幅広い視野と焦点を定めた博士論文の完成へのプロセスの充実、加えて国際学会参加や海外機関での研究も視野に入れる。学位取得後のポスドク期が研究者としての出発点であり、研究費も含む適切な研究環境の中での研究継続・展開、さらに海外での研究機会の提供などが確保される体制を大学が担わなければならない。この時期の国及び大学からの支援は不可欠で、それがその後の研究成果と評価にもつながる。また、その後の研究職への採用機会、研究資金や研究環境の裏付け等の確保も必須である。国立大学がかかる条件を若手研究者に満たし、安定したキャリアパスを提示することができてこそ、わが国の研究水準は確実に向上する。

次に、研究者の流動性の拡大である。これは、人と知の循環を意味し、多様なバックグラウンドを持つ研究人材が研究や実務の場をリアルにまたバーチャルに往来し交流することは、研究に深みと新味を与え、研究の発展と飛躍をもたらすものとなる。国内・海外を問わず研究者の自由な移動や、海外の研究者等の招聘等のほか、移動を容易にするための人事制度や居住・滞在上の便宜などの条件や体制の整備も不可欠である。優秀な研究者は国立大学全体で受け入れるとの意識が不可欠であり、囲い込み等の制限的な慣行は打破する。この点

⁹ 文部科学省科学技術・学術政策研究所 科学技術指標 2024、調査資料-341

で、一人ひとりの「知」の有効活用の観点から、クロスアポイントメント制度や所属機関間の往来を、大学間だけではなく、大学と企業、政府機関・自治体の間などで導入することも推進する。特に産業界との連携は、純粹の研究を旨とする国立大学の研究を社会実装・実用化に導き、研究自体の拡大と高度化にもつながる。これにより、国立大学への社会実務部門の高度知的資源の活用・包含を図り、わが国の研究力を向上させる。同時に、これによって企業側にも基礎的・長期的研究の重要性を認識させ、共同研究に反映する。

研究及び研究者の国際性もまた重要な要素である。国際共同研究の推進、外国人研究者の受入れ拡大、日本人研究者（特に博士課程在籍者を含む若手研究者）の積極的な在外研究、研究者と研究機関の国際人材交流、オープンサイエンス化による研究成果の世界発信等、様々な方策を進めることとなる。その際には、国際頭脳循環や産学連携の国際展開等もまた必要となる。

また、これらすべてに影響を及ぼすのは、施設設備、労働環境、支援体制等の研究インフラであり、それらは研究自体を左右する。ネイチャー誌の論説 (Editorial) でも、「研究者には、もっと考える時間が必要」¹⁰と述べられている。国立大学においては、大学教員・研究者が、教育や学内業務、外部資金の獲得・執行・報告等に時間を割かれ、加えて働き方改革によって研究時間への十分な割り振りも難しくなった。特に医学分野では、診療行為に多くの時間が必要で、研究時間が極めて少なくならざるを得ない状況がある。この問題は、短期的には DX や業務自体のシェア、個人からチームでの働き方への変更等、様々な工夫を駆使することで研究時間の捻出が可能となるだろう。それに加えて今後 2040 年までの間に行うべきは、研究の質の向上と効率化である。そのために、研究者の管理業務や事務作業の削減、URA や研究・実験の準備等の研究に付随する業務等を担当する技術職員の採用拡充・効果的配置や効率的な施設・設備整備や共用体制などの研究環境基盤の充実と高度化を通じて、研究者が研究に専念できる環境を構築しなければならない。

とりわけ医学・生命科学分野の研究力向上は、世界で日本が誇る最先端分野であり、国の発展と同時に国民の健康と福祉に大きく貢献する。この分野は、大学における基礎研究と大学病院における臨床研究、そして医療・製薬関連企業等との連携研究である。基礎研究については、未来を見通した地道な息の長い研究として、国立大学の担うべき分野であるが、同時に国や社会がかかる基礎研究を経済的に支援し、また奨励する姿勢が核となる。また、大学病院における研究は、研究室での研究を人に適用するプロセスである。これらの研究を成功につなげるためには、医師・研究者以外にも研究支援人材、施設、設備や機材等も十分に確保することが必要となる。同様な条件は、他の医療系の分野や獣医学分野でも当てはまり、各分野での人材育成は同時に研究の発展と並行して進めなければならない。

わが国の研究力の向上には、国立大学を中心に、文部科学省のみでなく、関係省庁も含む国の総合的な支援体制の下で、以上で述べたような研究振興の取組が不可欠である。

¹⁰ The International Journal of Science, Nature Vol.631 25 July 2024

3. 地方創生への国立大学の貢献

国立大学は、すべての都道府県に設置され、日本全国で普く高等教育の機会を提供することが大きな目的であり、地方国立大学はそれぞれの地方の経済発展や人材の育成に大きく貢献してきている。しかし、少子化・人口減少の状況は、日本全国均一的ではなく、地方からの人口流出と大都市圏への流入超過により、地方の人口減少率が拡大の一途をたどることが予想される。国立大学は、各地方において知の拠点としての役割を強化することにより、知的総力の向上と社会経済力の増強を目論み、地方における人材の活躍の場と機会を拡張する役割を果たす。

国立大学は多様な機能を持つ多面的な組織体であり、高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究成果の地域での実用化や実装等を通じて知の拠点としての役割を担い、立地する各地域の経済産業の展開と活性化や新しい発展の方向と方策を提示して、「地方創生」に導くことが強く期待される。また教育大学・教育学部による各県の初等中等教育の教員養成や医科系大学・学部が担う地域医療の拠点の役割も欠かすことのできない存在意義である。加えて、地域のより根源的な部分への貢献、すなわち政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等に対する人文・社会系領域の役割も重要である。

さらに地方国立大学のグローバル化は、留学生の受入れや学生の国際交流による「世界に繋がる窓口機能」をも果たし、その地域産業の海外展開や外国人材の導入・育成等、地域のグローバル化に中心的な役割を演じることになる。特に、留学生や海外人材を包摂する新たな地域コミュニティの形成、地域の文化や課題に対する知識や理解の醸成において、大学の教職員・学生をコア・アクターとして、大学の知的リソースを効果的に活用した地域活性化において大きな役割を担うことが求められていく。

地方国立大学の地方創生への貢献は、「どの地域にも共通に想定できる形態」があるのではなく、各地域の歴史、文化、産業、人口、さらには国立大学以外の大学や高等専門学校等の設置状況などによって、異なっている。また、地域の大学進学率や大学の収容力、地域外への流出の状況等も、各都道府県単位で大きく異なる状況にある。地方国立大学は、こうした状況を踏まえて学部構成や学部定員を見直すことも必要となる。そのうえで、産業の隆興、雇用の増加、スタートアップの創出、卒業・修了生の地域定着等の取組は各地域の状況によりその表出の仕方は様々であり、地域ごとに最適な形態を見出しつつ、その取組が十全に行われるだけの機能や人材は維持しなければならない。

そこでは2方向の連携が考えられる。一つは国立大学と地域の自治体及び産業界との連携である。特に各都道府県、市町村との密接な連携がその地域の活性化に極めて効果的な役割を果たしている例が少なくない。もう一つは、公私立大学と国立大学との連携である。地方から都市圏への人口流出は大学進学時にも発生する。設立趣旨の異なる高等教育機関が一体となって、そこで学び地域で活躍する魅力を学生に的確に伝え、学生も含めた形で地域と目の細かい協働を組み上げることで、隙間のない地方創生が実現する。

国立大学附属病院は、研究・教育と同時に、地域医療の要であり、住民の健康維持こそは地方創生の基盤でもある。しかし大学病院のみに地域医療の重責を課することは、大学病院の負担過重にもつながるが、地域の医療水準の向上にはつながらない。それゆえ、大学病院は、自治体や地域の病院と効果的かつ効率的な連携体制を築き、病院経営の効率化と地域医療水準の維持・向上を進める。

こうして、地域における国立大学の効果的な協働への取組が、地域の産業の隆盛と雇用の創出を図り、18歳人口へ将来の可能性と幅広い選択肢を提示することになり、もって人口の定着と維持につながる。

4. 「国立大学システム」の活用

これまで述べたような様々な取組は、基本的には各国立大学の自覚的かつ発展的な意識とアイデア・デザインと行動形態の発揚を前提としている。しかし同時に、国立大学は総体として一つのシステムであるとの認識とそれに基づくある種の集団的取組や活動が、個別の特性を生かした活動を包含し、総体でなければ発揮できないような成果や効果を生み、また発展させる。「国立大学システム」は、国立大学が置かれた現在の極めて困難な限界的状況から、すべての国立大学が総体として、わが国の発展と豊かな未来のために立ち上がる強い決意と責任感から生まれてきた意識である。以下に述べるのは、現在試みられ、または検討の対象となるいわば過渡的な取組の例であり、継続に値し、発展が期待される。しかし、2040年の将来に向けては、これらの継続・発展はもとより、さらに効果的で意義のある「システム」としての発想や試み、取組が全国立大学あげて考案、実現されなければならない。

【教育分野】

少子化と人口減少に対して「知の総和」を向上させるには、人材の能力増大が必須条件である。これには、一方で学士課程における教育の質の向上と、他方で修士・博士課程における教育・研究指導の高度化が不可欠であり、そのため国立大学は、多様な連携によりまたシステム全体として、教育リソースの充実と質の向上そして高度化を進める。

- ・教員養成、医師養成等の機能ごとに連携し、モデルコアカリキュラムを共有しているが、さらに授業の共同開発や共同実施、カリキュラムの一部共通化等を進める。
- ・単位互換制度や大学等連携推進法人制度等における連携開設科目等の活用により、各地域で必要な人材養成のコンテンツや必要な人材の共有を図り、効率的・効果的な教育の実践を実現する。
- ・国立大学間、あるいは地域の大学間で共通教育や分野の基礎となる授業科目の共通化を図り、相互に提供し、さらに単位互換や連携開設科目等の活用を進めて、教育リソースの効率的な活用及び地域単位での教育の質の保証等の効果を上げる。
- ・留学生の受入れに関して、海外でのわが国及び国立大学の周知、留学生の募集（リクルーティング）、入学前・入学後の日本語・日本文化教育等の課題がある。これを解決する方法

として、海外拠点を持つ大学がその国の「日本の国立大学への留学を希望する者」を募り、希望する分野等によって適切な進学先に振り分けることや、来日後の日本語教育に当たって教育関係共同利用拠点の留学生支援施設等を活用した教育コンテンツやプログラムの共通化を図る等の方策が考えられる。こうした形で国立大学が協力して留学生受入れに取り組むことで、受入れを大幅に拡大し、国立大学全体として留学生比率3割の実現を目指すことができる。

【研究分野】

- ・国際卓越研究大学のような世界と伍する研究大学がクラスターの核となり研究大学群を形成し、世界のリーディング研究大学・機関との連携や国際共同研究、研究成果やリソースの共有、様々な研究大学群を結ぶネットワークの構築、全国的・世界的なプラットフォームの形成と世界展開が見込まれる。これにより、わが国全体の研究力の飛躍的向上につながる。さらに参加大学がその成果等を地域に還元していくことで地域への貢献やさらに全国的波及も見込む。
- ・一人ひとりの研究者・教員の「知」の有効活用と普及を目指して、大学間、大学と企業間、大学と自治体間などでクロスアポイントメント等による人材流動性を高め、新しい人材活用制度を設計する。リモートワークなどの新たな就業形態、年俸制や柔軟な雇用・労働条件等、大学内外の優秀な人材を往来させ活用を加速する制度を組み上げる。
- ・内外の大学・研究機関間での研究者の移動や、若手研究者の積極的な海外渡航、海外の研究者等の招聘等の地域を超えた人の流動性を高め、それにより研究レベルの高度化を図る。このような人の流動性向上措置は、同時にわが国の多様性の拡大につながる。

【社会貢献】

- ・地方においては、国立大学は一方で都府県単位内での企業や自治体との連携と同時に、県境を超えた広域での課題解決のために複数の国立大学や公私立大学の連携、さらに産業や地域特性等を踏まえた一定のエリアで人と知を共有し、大学群で地域や社会を支える取組を行う。こうした取組は広域圏内のコンソーシアムや地域連携プラットフォームの形態をとり当該広域全体の振興につなげる動きである。
- ・レジリエンスの観点から、近年の大規模地震や豪雨などの災害に対応するため、地方国立大学は従来から地域の防災・減災に関する研究・教育・啓発活動や医学部・附属病院による災害対応医療等の取組を行ってきているが、同時に他地域へも災害救援支援等の目的で活動を広げる場合がある。それにより、わが国全体を俯瞰した時に機能する「ネットワーク型レジリエンスシステム」を構築する。国立大学は、このネットワークの結節点として機能し、各地域の「レジリエンスインフラ」としての役割と共に、国立大学同士の連携・協力によって、わが国全体での災害対応能力の確保・展開ができる。

「国立大学システム」は様々な課題への対応を有効に進める手立てとなりうる。多様な連携を行いながら、今後も各県一大学以上を堅持しつつ、シナジー効果により知の総和を増大させる「国立大学システム」は、わが国の将来を考えるうえで様々な課題への対応を図る方策として、きわめて有効である。

さらに、こうした国立大学間連携や国公立大学間連携が進展した先には、大学等連携推進法人や一法人複数大学等による経営統合や国立大学の再編につながる可能性もある。すでに一法人複数大学では、その構成大学間で目的や課題の共通化や効果的解決が容易となり、効率的で効果的なマネジメントを強力に進めている。一方、大学等連携推進法人については、新しい法人の設置のハードルや連携開設科目の開設という機能的障壁を乗り越え、大学のリソースを結集し、より高度で強力なレベルの連携を構築するため、必要な法令の改正やガバナンス・マネジメント権限の付与が必要である。これにより「システム」の意義が明確となり、国立大学が群として全体の能力を拡大し、教育・研究・社会貢献のそれぞれにおいて、効果的な貢献ができる。このシステムを応用すれば、留学生の受入れや日本語教育等の共通課題について効果的な対応が可能であるが、そのためには、教育関係共同利用拠点制度を進化させるなどの政策的配慮も重要である。

国立大学は、これから大規模研究大学や地域に密着して発展に貢献する大学など、様々な進化していく。この多様化の中で、国立大学は、それぞれが個性を発揮しつつ、同時に全体が一つの柔軟な「システム」として活動することによって、わが国社会の変革と豊かな未来の創造・発展、さらには平和で安寧な国際社会の構築に向けて、意義深い貢献を目指している。しかしそれは、国の確実で実効的な支援によって裏打ちされなければ不完全なものとなる。また地方自治体や産業界はもちろん、文化の担い手たる国民一人ひとり等、様々なステークホルダーが、国立大学に対する信頼と期待を寄せるとともに、国立大学全体の進む道に対して理解と支援が不可欠となる。

おわりに

この将来像では、少子化と人口減少の進行するわが国において、国立大学が各個に、また相互連携を図り、国立大学総体として望ましい将来社会の実現を牽引する覚悟と挑戦について述べた。

国立大学が教育・研究等を通じてこのような役割を果たしていくためには、その費用は誰が負担すべきなのかという論点が生じる。それを学生/保護者や社会、政府等がそれぞれの程度負担するか、修学支援等の施策や公財政の特徴等も踏まえたうえで、高等教育が社会を支え、また社会が高等教育を支えて相互に発展していくためにはどのような形が望ましいのか、検討を進めていく必要がある。

その際、国立大学の活動に対する適切な対価が支払われているかという観点でも検討を望むものである。公益性の高い活動は国立大学の本務であるが、地域や社会の求めに応じ大学病院の機能を高度化し、その運営に不足する経費を教育研究の予算から補填せざるを得ないということは健全ではない。同様に、学生に対する支援が充実しても、それは家計負担への補助であり、国立大学の収入が増加する話ではない。国立大学の機能強化のためには、国立大学に配分される教育研究経費の充実が必要なのである。

国には、そもそも教育を含む国立大学の活動は、だれが受益者であり、だれが費用を負担するのか、という基本的認識を明らかにし、そのうえで、わが国における寄附文化の未成熟な状況、各地域において大学が果たす役割等を踏まえつつ、運営費交付金の在り方も含め、どのような考え方で、どこまで国が責任を持ち、どれだけの負担を学生や保護者、社会に求めるのか、真摯に検討されることを望む。

国立大学は、いまや単に研究・教育のみではなく、産業、経済、福祉、文化等の様々な分野で社会貢献に力を発揮している。このことに鑑み、文部科学省はもとより、国立大学の活動に関連する各省庁や地方自治体と多様なエンゲージメントを持ち、連携を拡大・強化し、わが国全体の発展に尽くす意思を表明するものである。

この将来像で記載した内容、及び現在の国立大学が置かれている財政的な状況も踏まえつつ、わが国の将来のためにも、国立大学は、これまで以上に社会全体からの十分な理解と信頼を得るように努めていく。そのうえで、国立大学が社会の変革を牽引し、輝ける将来を実現するため、国や社会の側にも将来を見据えた政策の立案や各種の検討を進め、そして国立大学への支援をさらに強めていただくことを期待したい。

(補論) 国立大学の役割と機能

本将来像を取りまとめるにあたり、現在国立大学が果している役割と機能についても議論を行った。これらの議論は本文の背景に存在する考え方であることから、その主な内容について以下、「補論」としてまとめる。

国立大学協会では、2021年の提言「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について－強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言－」において、国立大学の使命として次の6点を整理した。

- ① 世界最高水準の研究・教育の実施
- ② 重要な学問分野の継承・発展
- ③ 知の循環と社会への還流
- ④ 全国的な高等教育の機会均等の確保
- ⑤ 新たな価値を創造し、社会基盤の構築を先導する人材を育成・輩出
- ⑥ 地方創生の中核として地域・産業界と連携し多様な社会課題に対応

これは、国立大学法人法第一条の目的に基づき国立大学の使命を定めたものである。これに加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学全体の目的、教育、研究、及び社会貢献の3つの基本機能がある。以下、その基本機能に基づき、国立大学が果している役割と機能について整理する。

(1) 教育による人材育成

国立大学は、高等教育を通じてわが国社会の発展、ひいては国際社会に貢献する人材を育成する。戦後に新制大学として設置された国立大学は、その所在地方における高等教育の機会の提供とそれを通じたわが国の戦後復興と国力の発展を中心的目的としていたが、平成以降の大学教育改革を通じ、社会の期待とニーズに応える人材の養成に取り組むこともまた基本機能とみなされるようになった。一方で社会の側からの人材養成ニーズも多様かつ高度化しており、国立大学は、その時々またその地域に対応した人材の育成のためのプログラムや制度を構築することも同時に求められている。

2040年の社会を想定すると、国立大学における教育は、初等中等教育から高等教育を通じたより効果的な高等教育体制の構築、新しい能力開発を志向する学士課程教育、博士人材の育成と社会における活躍を目指す大学院教育、そして社会に開かれたリカレント・リスキリング教育の4つの点での展開を目指していくこととなる。

① 連続的な教育体系の構築とその全国展開

国立大学は、戦後に新制大学として各都道府県に少なくとも一つ設置され、わが国の戦後復興と発展に向けての人材育成と地方の発展を促進することを目的として、高度な教育の

場を提供することを基本的な機能としてきた。特に、初等中等教育の教員を育成するために、各都道府県に教育大学または教育学部が開設され、全国の小、中、高等学校において質の高い初等中等教育を行うことを可能とし、一方で高等教育機関たる大学から初等中等教育への知の伝達と、他方で初等中等教育からの高等教育を見通した知識と考察能力の習得が行われる。現在の教員養成は課程認定による開放制となっており、国公私大学においてそれぞれ教員養成が行われるようになってきているが、このような大学による教員養成機能を組み込んだ連続的人材育成体制こそ、わが国が全国に展開し発展させてきた教育体制であり、将来にわたってもその基本的な構造の維持と機能の向上を図っていくことが不可欠であると言える。

また、教育の内容は、学術の発展と進歩に伴い進化する。例えばプログラミング教育、情報科目の必修化、探究型学習の導入と展開等の新しい内容は、高等教育機関である大学においてより深く進んだ内容の知識と応用力の修得プログラムが提供される。そのため、上記のような全国で教育機会の均等を図るといふ哲学と、それを具現化した大枠の構造は継承しつつ、個々の制度や仕組みは学問研究の進展とその成果に応じて柔軟に改善を図るべきである。

国立大学は、上記のようなわが国の教育制度全体を俯瞰しつつも、初等中等教育における非日本語話者への対応や教員の働き方という課題に率先して対応すべきであり、また、新たな教育内容への対応、教育手法の導入、研究力を身に付けた教員の輩出等の教員の資質向上等の新たな方策を検討し、わが国全体の教育の質の確保と向上に努め、わが国の教育全体を力強く支える役割を担う。それに加え、人材不足や維持・運営コストの増加に対応しつつ、教員養成課程を持つ大学同士で連携しリソースを相互に補完する、コンテンツの共有を図る等の連携のさらなる推進を積極的に行い、教職大学院を通じた教員の資質・能力の一層の向上を図るなど、わが国の教育システムの維持・発展を先導する役割が求められる。

② 学士課程教育の再構成：文理融合、STEAM 教育、分野横断的教育

学部段階の教育内容の面では、時代の変化に対応した教育パラダイムの転換、すなわち、学修者本位の教育の実施が求められるようになって久しい。これは知識重視型教育から能力（コンピテンシー）重視型の教育への転換であると言われるが、決してコンピテンシーだけを身に付ければ良い、というものではなく、個々人の将来が予測困難となり、また知識へのアクセスの容易化、知識の陳腐化速度の増加等を踏まえ、過度な知識偏重から脱却することの必要性を説いていることに留意が必要である。

学部段階の教育は、従来の確立した各学問分野(discipline)の基礎を学修して、卒業後社会で活躍するための理解力と論理力、思考力を養うことが基本である。と同時に、日進月歩の学問研究は、既存の学問体系を横断的に貫く思考方法や分析手段、論理展開を創造することがしばしばであるから、学部段階においても、既存の学問体系を縦軸とし、そのうえで、横断的・混合的な思考や分析、価値を横軸とする教育が構想され実施されなければならない。

文理融合型や文理横断型のプログラムや科目の履修、また誰もが現代社会の基盤をなす最先端の科学技術の現段階を把握し、同時に理系人材も人文・社会・芸術系分野を学修して社会における科学技術の位置づけと役割を理解する STEAM 教育、さらに様々な分野を横断する内容の教育などはこれからの時代に不可欠である。

高等学校までの教育もアクティブ・ラーニングや探究型授業の導入によりその性質が変化する中で、学士課程教育も、時代に即した変化に対応するとともに、高度人材需要の高まりを見据え、論理的思考や課題発見等の大学院段階で一層重要となるアカデミック・スキルを身に付ける場となるように変容する必要がある。国立大学は、学士課程教育を見直し新たなスタンダードを形成していく役割を担うこととなる。

③ 大学院教育の充実

わが国の将来は、質の高い学士課程教育を基盤として、大学院教育により、従来のような研究者養成のみならず、社会のあらゆる分野で活躍する高度専門人材を輩出することにかかっている。これは同時に少子化による人口減少に対応した「知」の質の向上でもあるが、わが国は旧来より指摘されているとおり、人口に占める修士・博士の学位取得者の割合が低く、その観点からも、わが国全体で大学院教育の抜本的な強化を図る必要がある。

その中でもわが国の博士号取得者のおよそ7割を輩出している国立大学は、大学院における修士及び博士人材の量と質の増加・向上及び活躍の場の多様化により、人口減少により減少が危惧される「知の総量」を大きく拡大する主力としての役割を担うこととなる。

人材育成の高度化の観点からは、「修士進学が一般的ではない分野における修士進学者の増」、及び、「修士進学が一般化している分野での博士進学の増」という分野ごとのアプローチと、加えて「研究人材としてアカデミアに進む者」と「高度人材として社会に出て活躍する者」、あるいは「どちらの道にも進む可能性を持つ者」という育成目的の違いを考慮する必要が生じる。

これは大学内部においても分野ごとに状況が異なり対応は困難を極めるが、これまでの国立大学の博士課程はほぼ研究者養成であることを踏まえれば、「博士課程において、高度人材として社会に出て活躍する者を輩出する」という目的を掲げ、そのためにそれぞれの大学、研究科、専攻、あるいは分野において、まず何から取り組むべきかを段階的に考えることが妥当である。

また、研究力の低下が課題とされる現状では、博士課程における研究者養成の充実、高度化を図る必要がある。異なる大学院の院生同士の交流や、博士課程進学時に視野を広げ知見を高める観点から自大学以外への進学を勧奨することなども、研究力強化の観点から検討する必要がある。

④ リカレント・リスキリング教育

人生 100 年時代を迎えると言われる中で、人々は職業人生の中で新たな知識や能力を獲

得してより高度な職責を果たし、また新たな領域への転換や挑戦により自らの「知」の多様化によって広範な可能性を手に入れる。社会もまたこれによって生産性の向上と労働の在り方を革新していく可能性を手に入れる。

大学では、社会全体の労働力の再生産・再構成に資するリカレント・リスキリング教育においても、その高度な専門性や学術の知見を活用することが期待される。このためには、労働・生産の場である社会と知の宝庫であり教育現場である大学等との往還がより活発にならなければならない。大学には、こうしたリカレント・リスキリング教育を推進し、大学と社会の知が循環することによって社会全体の知の高度化を図り、もって社会構造の革新を推し進めていく役割を果たす必要がある。

(2) 研究力強化による課題解決と社会の発展、産業の振興、経済成長

研究は、「知」の基盤であり、社会の進歩・変革の源である。わが国の社会経済の発展の基盤を支え、産業競争力の源泉となってきた科学技術の基盤は、国立大学を中心として展開されてきた研究活動である。わが国が将来にわたり国際的な競争力を維持し向上させていくため、国立大学は、将来にわたりその研究機能を通じて複雑化する社会課題の解決や社会の一層の発展等に対する原動力となり、国立大学全体の研究力の強化を図ることでわが国全体の研究力を向上させなければならない。

① 国立大学全体と個々の国立大学の研究力強化

わが国の知の中軸である国立大学の研究力は、あらゆる分野の研究が基礎研究から応用研究まで広い裾野を形成し、その上に世界最先端・最高度の研究の頂がそびえることが理想である。世界をリードする研究、あるいは最高度の研究の成果を生み出すためには、そこにたどり着くまでの膨大な実験や試み、失敗を積み重ね、その試行錯誤の蓄積がある時セレンディピティにより世界の頂点に押し上げられる。その頂上に至るまでに積み上げられる大小様々な研究はいずれもが世界を目指す研究であるべきである。そうした頂上を目指す研究者集団が国立大学を構成するのであり、それが国立大学全体の、ひいてはわが国全体の研究力を示すことになる。そのためには、いずれの分野、いずれの場であっても、世界水準の学術研究となることを目指し、研究者が意欲とプライドを持って研究に従事できるよう努める必要がある。

国立大学全体の研究力の強化のためには、個々の国立大学が高度な研究能力を擁して、それぞれの特性や強みを生かす分野において世界を目指す研究を推進しつつ、他の国立大学等と連携・協働して他の大学が特性や強みを持つ分野の研究をサポートする体制をとる、効果的な役割分担による連携協働体制の構築が不可欠である。

大規模な卓越した研究力を持つ大学には世界最高水準の研究機関としてその研究レベルをわが国全体に浸潤させる役割、すなわち、常に最先端の研究を推し進めわが国全体の研究をリードし、優秀な研究人材を育成して研究者層の高度化と重層化を図る責務がある。また

地方を中心とした国立大学は、一方で最高水準の研究大学と連携して特色ある研究の推進と基盤的研究力を確保すると同時に、地域創生事業や高大接続により様々な研究分野の魅力を地域や後に続く世代に伝える必要がある。

もう一つ重要なことは、基礎研究と応用研究、それに社会実装をつなぐことである。そのためには、それぞれの国立大学において適切な基礎研究環境を整備し、次世代の研究者育成に取り組むとともに、国立大学全体として大規模な基礎研究拠点の構築も志向し、現代の科学技術の特徴ともいえる様々な分野や研究の混合や組合せが生じるよう、多くの分野の研究者が同じ拠点に集まる状況を意図的に構築し、応用研究へとつなげていくことが必要である。

社会実装については、上記の基礎研究と応用研究が有機的に結合する大学という場において企業等との共同研究や産学連携を進め、即時に社会的価値を生み出す研究成果の活用や、大学とは異なる企業の発想や視点により研究に新しい広がりを与える可能性を追求していく役割もまた必要となる。

ここまで述べたように国立大学全体の研究力強化のためには、大規模研究大学と地方大学の研究基盤の維持・発展と、基礎研究・応用研究・社会実装が関連し効果を発揮する体制の構築を進めていくことが必要である。そのために各国立大学は、その特性と強みに合わせて当該分野の優秀な研究者の確保と研究条件をレベルアップし、他大学・研究機関や企業との連携、そして研究者の集積を進めることとなるが、それが全国に波及し、国立大学総体としての研究力や研究者の育成力を強化することになるためには、研究者が自由に移動できる流動性、すなわち mobility の確保が必要となる。

このように国立大学には、全体と個々の研究水準の向上に取り組み、そのうえで、産業界との連携や地域における自治体との連携・協働を通じ、大学の研究力を、地方創生の取組や産業振興といった、社会そのものを支える活動に連結させるような役割が求められることとなる。ただし、すべての国立大学が、あらゆる分野で同じように研究を行うという従来の方式では、むしろ知の分散が起き、国立大学全体のスケールメリットが生かせなくなることは留意が必要であり、この点で国立大学全体の中で適切な役割分担が行われることがまた必要となる。

② 最先端の研究の基盤確立と研究支援

新たな産業の創出や、国際競争の激しい業界において最先端の研究を進めその成果を産業に反映させていくためには、大学における学術研究の推進だけではなく、研究成果の社会実装や消費者のニーズに合わせた産業投資等も必要となる。国家レベルの戦略に基づき、「ヒト・モノ・カネ」を集中的に投下する体制を構築して、国がリードする形で学術研究と産業が一体となった産業振興・地域振興が成果を上げることは明らかである。そこでは国立大学は、学術側の中心的存在として参加し、研究戦略の構築、研究の推進、人材の供給等、主導的な役割を担うことになる。

最先端研究は注目を浴びるがゆえに、資金や人材、研究条件が集中しやすい。しかし、こうした産学官金民が一体となって進める大規模なプロジェクトを強力に推進し、また一過性のものに終わらせないためには、国立大学は知の中軸として、基盤的・裾野的研究ネットワークの構築、次世代の研究を支える研究人材の育成、関連する基礎研究や萌芽的研究の支援、最先端研究のさらなる発展・展開のために必要な他分野人材の投入や研究者同士の交流、実地またはバーチャルな研究拠点の形成等、知の中軸である国立大学なればこそ可能な取組を推進し、研究力の集積・集中を進める役割を担う。国立大学はこうした取組を通じて国立大学全体の研究力の集中、集積を進めるとともに、その効果がわが国全体の研究力の向上に波及することとなる。

(3) 社会貢献

① 人材育成と学問研究の拠点としての貢献

国立大学は、国民の要請にこたえて、高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために設置されており、知識基盤としての役割を担い、優れた人材の育成、先端研究の推進、地域への貢献等を通じてわが国全体の成長発展に寄与することを責務としている。すなわち国立大学は、国民全体の共有財産としてわが国の発展のために貢献し続ける責務を負うものである。すなわち、国立大学はその存在自体が社会的任務を帯びており、したがって、教育・研究に加えて社会貢献は主要な役割の一つである。

これまで国立大学は、全体として教育研究を通じて国家に貢献してきたが、中でも専門人材養成、特に医師等養成と教員養成は、国の政策等と結びついて進展してきた領域である。専門人材の養成と当該学問分野の学術研究の推進の双方を、国が附属病院や附属学校を整備し、国立大学が人材養成を担うことでわが国そのものの根幹を支えてきた。

法人化以降もこうした専門人材養成機能は、依然として国立大学が担う重要なミッションとして存在している。少子高齢化や地方の衰退という社会構造の変化等により、医療や教育全体で生じるようになってきた新たな課題は政府や都道府県が中心になって対策等が進められているが、これらの分野において国立大学は政策等に連動し実際の取組を行うのみならず、引き続き、必要な人材を求められる水準で養成していく役割を担うこととなる。国立大学全体に求められる学術研究の推進に加え、医学分野では、附属病院の機能が地域医療の基盤として組み込まれ、また教育分野では附属学校における初等中等教育の実践が地域の教育インフラとして機能し、地域住民の生活そのものを直接支える役割も担い、大学本体の機能とは異なる形での地域貢献ともなっている。

加えて直近では、医学分野では、大学及び大学病院において、医師、教員、研究者の3つの役割を一人で担う医学部所属の教員が労働時間を大幅に超過して多大な業務を担うのではなく、医師や教員、医療スタッフ等を増員しようとする働き方改革が推進されており、超過勤務の抑制や増員分の人件費の確保等の課題が生じている。一方で大学病院には高度な医療の提供やそれに伴う大規模な設備等投資が求められており、これに薬価の高騰や施設

設備整備費の不足が加わり、一層の経営圧迫が引き起こされる状況が続いている。

また、初等中等教育分野においても、同様の働き方改革による附属学校自体の人件費等の増加が経営を圧迫する中で、プログラミング教育等の新たな手法の導入や、非日本語話者への教育等の時代の変化に対応した、質の高い教員を送り出すための教育改革が進められている。また、それを取り巻く状況として小中学校における教員不足等の課題も生じており、教員養成大学・学部を含めた初等中等教育関係者で、サステナブルな初等中等教育の仕組みを構想していく必要もあろう。

こういった特殊な状況を踏まえ、特に医療、教育分野においては、国等の決定に従うというだけではなく、課題検討等の政策の形成過程から、大学特有の課題等の意思決定への反映等を企図した行動が求められるとともに、高等教育行政や大学本体に対しても医療や教育の課題を共有し、理解を求める必要が生じてくる。

② 所在地域に対する国立大学の役割

国立大学の地域貢献は、これまでも様々な形があった。一県一国立大学の原則による高等教育の普及はもとより、無医大県解消、師範学校を継承した各県における教員養成、地域産業の振興のためのシンクタンクの機能等の役割を果たし、結果、国立大学は各地域において高度な知の集積、地域に必要な人材の養成・供給及び高度化、研究開発を通じた地域産業の創生や発展を促す地域の枢要な社会インフラとして機能してきた。国立大学は各都道府県に置かれ、各地方に対する貢献が当初から期待されていた。特に法人化後はこの点の認識が深まり、各地方で国立大学が核になって地方創生が広がっている。各国立大学は特に地域の自治体や企業等との関係強化に積極的に乗り出してきており、これは今後さらに拡大され、様々な形の地方創生が実現することになる。産業界との関係でも、共同・委託研究等の従来からの形態を超えて、リカレント・リスキリング教育を通じたわが国の労働市場の再編成や大学人と実務家の流動性の活発化により、教育・研究内容の高度化や実践的内容の充実の途が開かれ始めている。さらに街と人々のために大学と社会の垣根を取り払う革新的な方策が現れ始め、大学が街や人々を受け入れるのではなく、大学が街に出ていくことが、地域のひいてはわが国の新たな発展段階を生み出そうとしている。

これから求められるのは、より広範で積極的な地方への貢献、地方創生施策への大学の機能のより直接的な活用等の、さらなる地方創生への貢献である。それにはいくつかの方向が考えられる。

第1は、人文社会科学・芸術系も含めた自治体や産業界、一般市民団体等との連携や協働活動である。例えば、政策立案やその実施・評価、地域住民の意識や行動の把握等の将来の地域のあるべき姿につながる貢献がありえる。

第2は、地方とグローバル化の連関がある。今後国立大学は、より多くの留学生を受け入れ、さらには多数の海外人材が地方に在住する時代となり、彼らの地域コミュニティへの包摂 (inclusion) や新しいコミュニティの形成が生じる。ここにおいて国立大学は、地域から

見ればグローバル化の窓口的役割を担い、また、地域に親しみを持つ高度人材の供給元となるといった、グローバル化時代の新たな役割を果たすことになる。そうした地方と大学の共生的グローバル化は地域産業のグローバル化にも産業やビジネスのグローバル展開の可能性を高める。またグローバル企業のその地方への進出をも誘発するとともに、地域を多様性社会へ変容させる一助ともなる。このように大学は地域・地方のグローバル化や、多様性社会の実現を推進する役割をも担うこととなる。

第3に地方の文化に根差した地域活性化につながる。それぞれの地方にはそれぞれの文化がありまた伝統がある。こうした文化的要素は、大学の持つ知的リソース、すなわち人(教職員と学生)、研究成果、地方人材のための教育、そして開かれたキャンパスを通じて、地域文化の継承や地域コミュニティの維持、活性化に効果的な役割を果たすことになる。地方の大学で学ぶ者が、地域の伝統や文化を理解し、地域に愛着と誇りを持ち、街のにぎわいを生み出すような活動に参画するなどの、ひとづくり、まちづくりの観点からの地方創生への貢献も期待できる。大学は知の拠点であると同時に、文化の拠点でもある。文化のない国家や地方は持続しない。その意味でも地方国立大学は地方の文化、そして日本の文化の担い手でもなければならない。

(参 考)

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する ワーキンググループの設置について

令和5年10月13日
理 事 会 了 承

1. 趣旨

これまで国立大学協会では平成30年1月、「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」を公表し、現在の国立大学が持つ機能を最大限に発揮できる環境を整備しつつ、将来の状況に対応できる準備を確実に進める必要があるとして、第3期から第5期にかけての中期目標期間について展望した。その後、令和3年6月には、第4期中期目標・中期計画期間に向けての決意を示した「第4期中期目標期間へ向けた国立大学法人の在り方について―強靱でインクルーシブな社会実現に貢献するための18の提言―」を策定・公表し各国立大学が積極的に取り組んでいるところである。

しかしその後、日本、そして世界において、当時想像しえなかった状況の変化が起こっている。コロナ禍やウクライナ情勢をはじめとする世界規模での地政学的リスクが増大し、大規模災害が頻発している。これら地政学的緊張、災害そしてパンデミックは、社会の大変革を起こしうる3要素と言われ、それがまさに同時多発的に発生している未曾有の時代である。このような時代の転換点を迎え、世界的な様々な課題への抜本的な解決策を各国が模索しているなか、日本が主導権を握る場面は少なく、世界における存在感を急速に失いつつある。

また、国内においては経済成長の停滞、想定を上回るスピードで進む少子高齢化と社会保障の持続可能性確保、地域間格差の解消、持続可能なエネルギーへの転換など、我が国の将来に大きく影響する課題が山積している。

加えて、現在の国立大学は、戦後、教育の機会均等を図るため新制国立大学が設置されたことに遡るが、右肩上がりの未来を描いた時代は過ぎ去り、今や日本の将来を危惧する状況に直面している。

こうした状況を打開し、日本の国力を底上げし、地球規模の課題解決に貢献する基盤となるのは、日本を支え世界をけん引する高度人材であり、その人材育成の中核を担っているのは国立大学に他ならない。国立大学には自らこれからの果たすべき役割・在り方を示すことが必要となっている。新たな社会状況の変化を受けて、これからの国立大学の在り方について、変えるものは何か、変えてはならないものは何か、不易流行の原理をもとに改めて問い直す時期を迎えている。さらに、国立大学の経営に大きな影響を及ぼす様々な急激な社会状況の変化を踏まえて、これからの国立大学に求められる役割等を改めて確認し、国からの支援の在り方を含め、基礎的な考え方を整理する必要がある。これらのことから、第5期以降、中期目標期間を超えて中・長期的な施策を検討するため、理事会の

下に「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を置く。

2. 役割

- ① 「高等教育における国立大学の将来像」で示した方策の達成状況を検証するとともに、ポストコロナ社会における高等教育及び国立大学の在り方に関する基礎的な考え方を整理すること。
- ② 国立大学関係予算の充実に向け、政府等に働きかけるための具体的な施策を検討すること。
- ③ 上記①～②に関して、検討結果等を取りまとめ、理事会に報告すること。

3. 構成

WGは、次の各号に掲げる委員で構成する。

- ① 副会長
- ② 会長の指名する会員代表者 若干名
- ③ 専務理事及び常務理事
- ④ 本WGには、座長の指名により、本WGの役割に関し専門的な知識・経験を有する専門委員を置くことができる。

4. 運営等

- ① WGに座長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- ② WGの会議は、座長が招集し、議長となる。
- ③ WGでの検討に際し、必要に応じて、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。
- ④ 会議の具体的運営等については、WGが定めるものとする。

5. 設置期間

このWGは、令和5年10月13日に設置し、令和9年6月の通常総会終結のときまで存続するものとする。

6. 会議出席謝金

専門委員及び学識経験者等には、会議出席謝金を支払う。

7. その他

- ① 検討結果については必要の都度理事会に報告し、理事会が適切に処理する。
- ② WGの庶務は、本協会事務局が担当する。

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 委員名簿

座長	梅原 出	横浜国立大学長
副座長	仁科 弘重	愛媛大学長
委員	寶金 清博	北海道大学長
//	藤澤 正人	神戸大学長
//	湊 長博	京都大学長（令和6年10月以降）
//	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
//	穴沢 眞	小樽商科大学長
//	玉手 英利	山形大学長
//	和田 隆志	金沢大学長
//	吉田 和弘	岐阜大学長
//	岡本 幾子	大阪教育大学長
//	塩崎 一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
//	中島 廣光	鳥取大学長
//	小川 久雄	熊本大学長
//	位田 隆一	国立大学協会専務理事
//	村田 善則	国立大学協会常務理事
//	大野 英男	東北大学長（令和6年3月まで）
//	益 一哉	東京工業大学長（令和6年9月まで）
オブザーバー	永田 恭介	筑波大学長

わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像に関する
ワーキンググループ 検討期間・開催回数

令和5年11月 ～ 令和7年2月 計17回開催



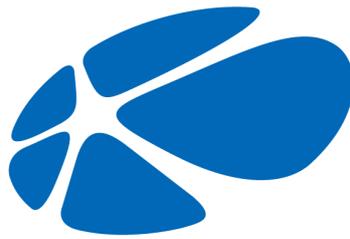
一般社団法人 **国立大学協会**

The Japan Association of National Universities

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号(学術総合センター4F)

TEL 03 (4212) 3506

URL <https://www.janu.jp/>

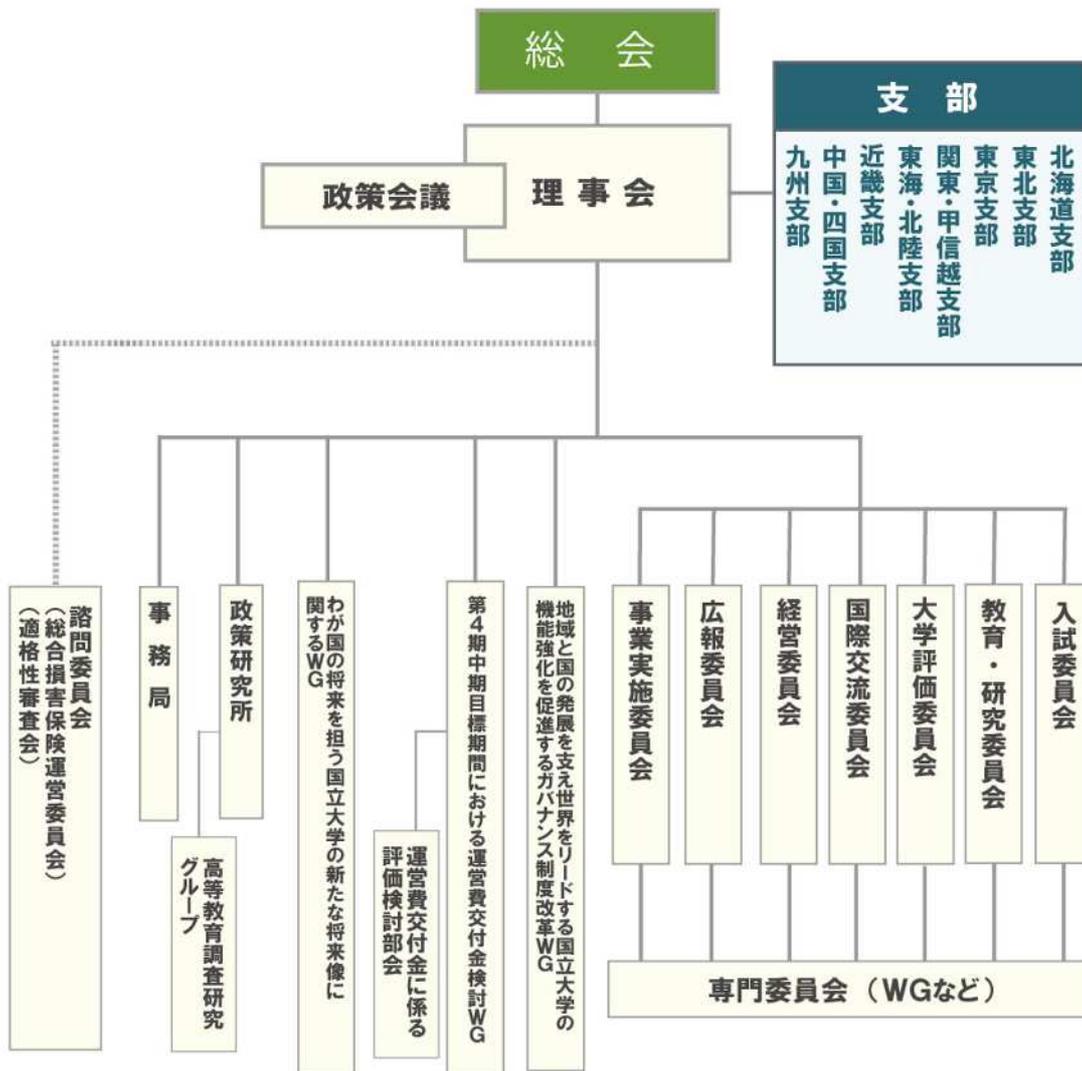


国立大学協会

The Japan Association of National Universities

IV 令和6年度 国立大学協会概要

(1) 国立大学協会組織図



会 員 名 簿

(2) 会員及び学長・機構長一覧 (令和6年4月～令和7年3月)

会員 (法人名)	学長等	会員 (法人名)	学長等	会員 (法人名)	学長等
北海道大学	寶金 清博	群馬大学	石崎 泰樹	神戸大学	藤澤 正人
北海道教育大学	田口 哲	埼玉大学	坂井 貴文	奈良国立大学機構	榊 裕之
室蘭工業大学	松田 瑞史	千葉大学	横手 幸太郎	奈良教育大学	宮下 俊也
北海道国立大学機構	長谷山 彰	横浜国立大学	梅原 出	奈良女子大学	高田 将志
小樽商科大学	穴沢 眞	総合研究大学院大学	永田 敬	奈良先端科学技術大学院大学	塩崎 一裕
帯広畜産大学	長澤 秀行	新潟大学	牛木 辰男	和歌山大学	本山 貢
北見工業大学	榮坂 俊雄	長岡技術科学大学	鎌土 重晴	鳥取大学	中島 廣光
旭川医科大学	西川 祐司	上越教育大学	林 泰成	島根大学	大谷 浩
弘前大学	福田 眞作	山梨大学	中村 和彦	岡山大学	那須 保友
岩手大学	小川 智	信州大学	中村 宗一郎	広島大学	越智 光夫
東北大学	富永 悌二	富山大学	齋藤 滋	山口大学	谷澤 幸生
宮城教育大学	松岡 尚敏	金沢大学	和田 隆志	徳島大学	河村 保彦
秋田大学	南谷 佳弘	北陸先端科学技術大学院大学	寺野 稔	鳴門教育大学	佐古 秀一
山形大学	玉手 英利	福井大学	上田 孝典	香川大学	上田 夏生
福島大学	三浦 浩喜	静岡大学	日誌 一幸	愛媛大学	仁科 弘重
東京大学	藤井 輝夫	浜松医科大学	今野 弘之	高知大学	受田 浩之
東京医科歯科大学 (～令和6年9月30日)	田中 雄二郎	東海国立大学機構	松尾 清一	福岡教育大学	飯田 慎司
東京科学大学 (令和6年10月1日～)	大竹 尚登 (理事長)	岐阜大学	吉田 和弘	九州大学	石橋 達朗
東京科学大学 (令和6年10月1日～)	田中 雄二郎 (学長)	名古屋大学	杉山 直	九州工業大学	三谷 康範
東京外国語大学	林 佳世子	愛知教育大学	野田 敦敬	佐賀大学	兒玉 浩明
東京学芸大学	國分 充	名古屋工業大学	小畑 誠	長崎大学	永安 武
東京農工大学	千葉 一裕	豊橋技術科学大学	寺嶋 一彦	熊本大学	小川 久雄
東京芸術大学	日比野 克彦	(令和6年5月22日～)	若原 昭浩 (学長代行)	大分大学	北野 正剛
東京工業大学 (～令和6年9月30日)	益 一哉	(令和7年1月1日～)	若原 昭浩	宮崎大学	鮫島 浩
東京海洋大学	井関 俊夫	三重大学	伊藤 正明	鹿児島大学	佐野 輝
お茶の水女子大学	佐々木 泰子	滋賀大学	竹村 彰通	鹿屋体育大学	金久 博昭
電気通信大学	田野 俊一	滋賀医科大学	上本 伸二	琉球大学	西田 睦
一橋大学	中野 聡	京都大学	湊 長博		
政策研究大学院大学	大田 弘子	京都教育大学	太田 耕人	(特別会員)	機 構 長
茨城大学	太田 寛行	京都工芸繊維大学	吉本 昌広	人間文化研究機構	木部 暢子
筑波大学	永田 恭介	大阪大学	西尾 章治郎	自然科学研究機構	川合 眞紀
筑波技術大学	石原 保志	大阪教育大学	岡本 幾子	高エネルギー加速器研究機構	浅井 祥仁
宇都宮大学	池田 宰	兵庫教育大学	加治佐 哲也	情報・システム研究機構	喜連川 優

(3) 役員、委員会委員等名簿（令和6年4月～令和7年3月）

役員等（理事・監事・会長補佐）

理事（会長）	永田 恭介	筑波大学長
理事（副会長）	寶金 清博	北海道大学長
理事（副会長）	藤澤 正人	神戸大学長
理事（副会長）	益 一哉	東京工業大学長（令和6年9月30日まで）
理事（副会長）	湊 長博	京都大学長（令和6年10月11日から）
理事（副会長・会長指名）	佐々木 泰子	お茶の水女子大学長
理事（専務理事・会長指名）	位田 隆一	前滋賀大学長
理事（常務理事・会長指名）	村田 善則	国立大学協会事務局長
理事	西川 祐司	旭川医科大学長
理事	富永 悌二	東北大学長
理事	松岡 尚敏	宮城教育大学長
理事	田中 雄二郎	東京医科歯科大学長（令和6年9月30日まで）
理事	大竹 尚登	東京科学大学理事長（令和6年10月1日から）
理事	藤井 輝夫	東京大学長（令和6年10月1日から）
理事	林 佳世子	東京外国語大学長
理事	梅原 出	横浜国立大学長
理事	牛木 辰男	新潟大学長
理事（会長指名）	和田 隆志	金沢大学長
理事	上田 孝典	福井大学長
理事	松尾 清一	東海国立大学機構長
理事	湊 長博	京都大学長
理事	西尾 章治郎	大阪大学長
理事	中島 廣光	鳥取大学長
理事	河村 保彦	徳島大学長
理事（会長指名）	仁科 弘重	愛媛大学長
理事	石橋 達朗	九州大学長
理事（会長指名）	兒玉 浩明	佐賀大学長
理事	小川 久雄	熊本大学長
監事	田野 俊一	電気通信大学長
監事	寺嶋 一彦	豊橋技術科学大学長（令和6年5月21日まで）
監事	伊藤 正明	三重大学長（令和6年11月8日から）
会長補佐	藤井 輝夫	東京大学長（令和6年9月30日まで）
会長補佐	中野 聡	一橋大学長
会長補佐	岡本 幾子	大阪教育大学長
会長補佐	塩崎 一裕	奈良先端科学技術大学院大学長
会長補佐	越智 光夫	広島大学長
会長補佐	浅井 祥仁	高エネルギー加速器研究機構長

入試委員会

【委員長】

兒玉 浩明 佐賀大学長

【副委員長】

林 佳世子 東京外国語大学長

中島 廣光 鳥取大学長

【委員】

松田 瑞史 室蘭工業大学長

三浦 浩喜 福島大学長

井関 俊夫 東京海洋大学長

池田 宰 宇都宮大学長

中村 宗一郎 信州大学長

今野 弘之 浜松医科大学長

寺野 稔 北陸先端科学技術大学院大学長

太田 耕人 京都教育大学長

高田 将志 奈良女子大学長

谷澤 幸生 山口大学長

飯田 慎司 福岡教育大学長

【専門委員】

葛岡 英明 東京大学・教授

根岸 雅史 東京外国語大学世界言語社会教育センター・特任教員

島田 康行 筑波大学・教授

大谷 奨 筑波大学・教授

川嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長・特任教授

西郡 大 佐賀大学教授・アドミッションセンター長

植野 真臣 電気通信大学・教授

教育・研究委員会

【委員長】

益 一哉 東京工業大学長（令和6年9月30日まで）

藤井 輝夫 東京大学長（令和6年10月1日から）

【副委員長】

仁科 弘重 愛媛大学長

富永 悌二 東北大学長

西川 祐司 旭川医科大学長

【委員】

田口 哲 北海道教育大学長

福田 眞作 弘前大学長

藤井 輝夫 東京大学長（令和6年9月30日まで）

大田 弘子 政策研究大学院大学長（令和6年10月1日から）

石原 保志 筑波技術大学長

中村 和彦 山梨大学長

寺嶋 一彦 豊橋技術科学大学長（令和6年5月21日まで）

若原 昭浩 豊橋技術科学大学長代行（令和6年5月22日から）
同学長

（令和7年1月1日から）

吉本 昌広 京都工芸繊維大学長

本山 貢 和歌山大学長

三谷 康範 九州工業大学長

永安 武 長崎大学長

【専門委員】

辻 佳子 東京大学環境安全研究センター長、教授

竹内 比呂也 千葉大学副学長（教育改革・学修支援）

後藤 弘子 千葉大学理事・副学長

束村 博子 名古屋大学名誉教授、大学院生命農学研究科特任教授

江藤 みちる 三重大学大学院医学系研究科講師

尾上 孝雄 大阪大学理事・副学長

上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授

平尾 元彦 山口大学教育・学生支援機構キャリアセンター教授

小代 哲也 大分大学理事・事務局長

船守 美穂 国立情報学研究所情報社会相関研究系准教授

小林 雅之 桜美林大学教育探究科学群長・特任教授、東京大学名誉教授

吉田 素文 熊本大学大学院生命科学研究部教授

大学評価委員会

【委員長】

寶金 清博 北海道大学長

【副委員長】

西尾 章治郎 大阪大学長

小川 久雄 熊本大学長

【委員】

長澤 秀行 帯広畜産大学長

南谷 佳弘 秋田大学長

田野 俊一 電気通信大学長

中野 聡 一橋大学長

横手 幸太郎 千葉大学長

永田 敬 総合研究大学院大学長

日詰 一幸 静岡大学長

加治佐 哲也 兵庫教育大学長

大谷 浩 島根大学長

佐古 秀一 鳴門教育大学長

金久 博昭 鹿屋体育大学長

【専門委員】

林 隆之 政策研究大学院大学政策研究科教授

両角亜希子 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授

国際交流委員会

【委員長】

湊 長博 京都大学長

【副委員長】

牛木 辰男 新潟大学長

和田 隆志 金沢大学長

【委員】

穴沢 眞 小樽商科大学長

小川 智 岩手大学長

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

石崎 泰樹 群馬大学長

吉田 和弘 岐阜大学長

塩崎 一裕 奈良先端科学技術大学院大学長

那須 保友 岡山大学長

北野 正剛 大分大学長

西田 睦 琉球大学長

【専門委員】

林 香里 東京大学理事・副学長

Benton Caroline F. 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

織田 雄一 千葉大学国際未来教育基幹教授

坪井 望 新潟大学副学長

小幡 浩司 福井大学国際地域学部教授

中内 茂樹 豊橋技術科学大学特命理事・副学長

堀田 泰司 広島大学副理事

福井 清 徳島大学副学長

石原 昌英 琉球大学理事・副学長

経営委員会

【委員長】

藤澤 正人 神戸大学長

【副委員長】

石橋 達朗 九州大学長

大竹 尚登 東京科学大学理事長（令和6年10月1日から）

田中 雄二郎 東京医科歯科大学長（令和6年9月30日まで）

【委員】

榮坂 俊雄 北見工業大学長

玉手 英利 山形大学長

國分 充 東京学芸大学長

田中 雄二郎 東京科学大学長
（令和6年10月1日から）

大田 弘子 政策研究大学院大学長（令和6年9月30日まで）

太田 寛行 茨城大学長

小畑 誠 名古屋工業大学長

伊藤 正明 三重大学長

竹村 彰通 滋賀大学長

上本 伸二 滋賀医科大学長

越智 光夫 広島大学長

上田 夏生 香川大学長

佐野 輝 鹿児島大学長

【専門委員】

角田 喜彦 東京大学理事

木下 孝洋 東京外国語大学理事・副学長

大淵 学 高知大学理事・事務局長

八田 弘 大学改革支援・学位授与機構審議役

大鳥 精司 千葉大学医学部附属病院長

塩崎 英司 国立大学病院長会議理事・事務局長

広報委員会

【委員長】

佐々木 泰子 お茶の水女子大学長

【副委員長】

松岡 尚敏 宮城教育大学長

河村 保彦 徳島大学長

【委員】

長谷山 彰 北海道国立大学機構長

日比野 克彦 東京藝術大学長

鎌土 重晴 長岡技術科学大学長

齋 藤 滋 富山大学長

杉 山 直 名古屋大学長

岡本 幾子 大阪教育大学長

榊 裕之 奈良国立大学機構長

位田 隆一 専務理事・前滋賀大学長

村田 善則 常務理事・事務局長

【専門委員】

加藤 美砂子 お茶の水女子大学理事・副学長（総務・理系女性育成・創立150周年事業・同窓会）

藤崎 圭一郎 東京藝術大学美術学部教授

山崎 一希 茨城大学広報・アウトリーチ支援室副室長・主幹専門職

事業実施委員会

【委員長】

松尾 清一 東海国立大学機構長

【副委員長】

梅原 出 横浜国立大学長

上田 孝典 福井大学長

【委員】

千葉 一裕 東京農工大学長

坂井 貴文 埼玉大学長

林 泰成 上越教育大学長

野田 敦敬 愛知教育大学長

宮下 俊也 奈良教育大学長

受田 浩之 高知大学長

鮫島 浩 宮崎大学長

【専門委員】

吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授

森 朋子 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学長

宮川 勉 名古屋工業大学副理事・事務局長（令和7年1月1日から）

東 高之 東海国立大学機構 総務部長

国立大学法人総合損害保険運営委員会

(国立大学法人等関係者)

【座長】

角田 喜彦 東京大学理事

【副座長】

米田 保晴 信州大学名誉教授

【委員】

米澤 聡司 北海道国立大学機構理事・事務局長

織田島 孝広 三重大学副理事・事務局長（令和6年8月1日から）

小幡 泰弘 京都大学理事（令和6年8月1日から）

小酒井 克也 情報・システム研究機構理事・事務局長

金岡 京子 東京海洋大学 理事・副学長

岩澤 政寛 銀泉リスクソリューションズ株式会社前代表取締役社長

政策研究所運営委員会

【委員長】

益 一哉 東京工業大学長（令和6年9月30日まで）
佐々木 泰子 お茶の水女子大学長（令和6年10月1日から）

【委員】

大田 弘子 政策研究大学院大学長
佐古 秀一 鳴門教育大学長
千葉 一裕 東京農工大学長
日詰 一幸 静岡大学長
金子 元久 東京大学名誉教授
木谷 雅人 国立大学協会参与
戸渡 速志 国立大学協会参与（令和6年6月1日から）
小林 信一 広島大学高等教育研究開発センター長・特任教授（非常勤）
濱中 義隆 国立教育政策研究所高等教育研究部長
林 隆之 政策研究大学院大学政策研究科教授
水田 健輔 大学改革支援・学位授与機構教授
吉武 博通 学校法人東京家政学院理事長、筑波大学名誉教授
米澤 彰純 東北大学 国際戦略室副室長・教授
位田 隆一 専務理事・政策研究所長
村田 善則 常務理事・事務局長

【研究所顧問】

山本 健慈 国立大学協会 参与



一般社団法人 国立大学協会

The Japan Association of National Universities

住 所：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2
学術総合センター4階
National Center of Sciences Bldg.4F
2-1-2 Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

T E L：03-4212-3506
+81-3-4212-3506

Website： <https://www.janu.jp/>

E-mail： soumu@janu.jp